

大学入試における英語民間試験活用の導入に係る検討経緯の整理

目次

第1	はじめに	5
1.	目的	5
2.	整理の対象	5
3.	作業方法及び第三者性・中立性について	5
第2	英語4技能評価のための民間試験導入の検討経緯及び意思決定プロセス	6
1.	「高大接続改革実行プラン」策定に至る経緯（平成20年9月から平成27年1月まで）	6
(1)	文部科学大臣からの諮問	6
(2)	グローバル人材育成会議並びに大学改革タスクフォースでの議論	6
(3)	中央教育審議会における答申	6
(4)	高大接続特別部会の開催	6
(5)	教育再生実行会議の提言	7
(6)	中央教育審議会における答申	7
(7)	高大接続改革実行プランの策定	8
2.	高大接続システム改革会議の開催（平成27年2月から平成28年3月まで）	8
(1)	システム改革会議の設置及び議論	8
(2)	システム改革会議の最終報告について	8
3.	大学入学共通テスト実施方針策定までの経緯（平成28年4月から平成30年7月まで）	9
(1)	「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）検討・準備グループ」の開催	9
(2)	大学入試センター新テスト実施企画委員会	9
(3)	英語4技能実施企画部会の設置	9
(4)	大学入学共通テスト実施方針の策定	9
4.	英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進等に関する検討（平成26年2月から平成30年3月まで）	10
(1)	英語教育の在り方に関する有識者会議及び英語力の評価及び入試における外部試験活用に関する小委員会の開催	10
(2)	英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会の開催	10
(3)	活用作業部会の開催	10
(4)	CEFR作業部会の開催	11

5. 大学入学共通テスト実施方針策定後の検討状況（平成29年11月から令和元年9月まで）	11
（1）大学入試センターにおける検討	11
（2）大学入試英語4技能評価ワーキンググループでの議論	11
（3）大学入学共通テスト実施大綱、大学入試英語成績提供システム運営大綱	11
第3 英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の在り方の検討において指摘された課題	12
I. 大学入学者選抜や高等学校教育との関係にかかわる課題	12
I-1. 大学入試センター試験（既存試験）との関係	12
（1）検討の結果	12
（2）検討の経緯	13
I-2. 大学入試センターと英語民間試験の実施団体との関係	17
（1）検討の結果	17
（2）検討の経緯	17
I-3. 学習指導要領との整合性	19
（1）検討の結果	19
（2）検討の経緯	19
I-4. 高等学校教育への影響	24
（1）検討の結果	24
（2）検討の経緯	24
II-1. 障害のある受検生への対応	30
（1）検討の結果	30
（2）検討の経緯	30
II-2. 特別な事情のある受検生（帰国子女、既卒者等）や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応	33
（1）帰国子女	33
ア 検討の結果	33
イ 検討の経緯	33
（2）既卒者	33
ア 検討の結果	33
イ 検討の経緯	34
（3）病気等のやむを得ない事情で受検できなかった者	34
ア 検討の結果	34
イ 検討の経緯	34
（4）受検生の幅広い英語力を評価する際の課題について	35
ア 検討の結果	35

イ 検討の経緯	35
(5) 高校2年生時点で一定のレベルがある者.....	36
ア 検討の結果	36
イ 検討の経緯	36
Ⅱ－3. 受検に係る経済的事情（受検料や複数回受検に伴う負担等）への対応..	39
(1) 経済的に困難な者への対応.....	39
ア 検討の結果	39
イ 検討の経緯	40
(2) 受検回数の制限.....	45
ア 検討の結果	45
イ 検討の経緯	45
Ⅱ－4. 受検に係る地域的事情への対応.....	48
(1) 受検にかかる地域的事情への対応が不十分にならないか.....	48
ア 検討の結果	48
イ 検討の経緯	49
(2) 受検機会の確保・試験会場の確保について.....	53
ア 検討の結果	53
イ 検討の経緯	53
Ⅲ－1. 大学入試英語成績提供システムにおける外部試験選定実施方法	57
(1) 検討の結果.....	57
(2) 検討の経緯.....	57
Ⅲ－2. C E F R対照表を活用することの適切性.....	67
(1) 検討の結果.....	67
(2) 検討の経緯.....	68
Ⅲ－3. 大学入試英語成績提供システムの在り方.....	74
(1) 成績データ提供の方法.....	74
ア 検討の結果	74
イ 検討の経緯	75
(2) データ保管のコスト.....	77
ア 検討の結果	77
イ 検討の経緯	77
Ⅲ－4. スピーキング・ライティングの採点者並びに試験監督官等の確保と公平性	79
(1) 検討の結果.....	79
(2) 検討の経緯.....	79
Ⅲ－5. 試験実施等のトラブルへの対応策.....	83

(1) 検討の結果.....	83
(2) 検討の経緯.....	83
Ⅲ－6. 適時適切な情報開示	85
(1) 各試験の受検地、回数、受検料及び各大学の活用方法に係る情報の不足が指摘されている点について	85
ア 検討の結果	85
イ 検討の経緯	85
(2) 最終回の試験実施スケジュール等に関する認識の齟齬及び情報の不足.....	88
ア 検討の結果	88
イ 検討の経緯	88
Ⅳ 上記Ⅰ～Ⅲを通じた課題	90
第4 英語民間試験活用のための「大学入学英語成績提供システム」導入延期に至る経緯	91
別紙 経緯の整理に協力いただいた弁護士一覧.....	95
参考資料1 検討経緯	96
参考資料2 大学入学共通テスト実施方針.....	97
参考資料3 大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方	105
参考資料4 大学入試英語成績提供システム参加要件.....	132
参考資料5 大学入学共通テスト実施方針（追加分）	136
参考資料6 大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定に当たっての考え方	137
参考資料7 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱	146
参考資料8 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱	155
参考資料9 各資格・検定試験とCEFRとの対照表（平成30年3月）	158

第1 はじめに

1. 目的

本とりまとめは、令和元（2019）年11月1日に文部科学省が発表した英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の導入延期に関して、大学入試のあり方に関する検討会議に供し、今後の検討に資するため、平成24（2012）年の中央教育審議会の諮問から導入延期決定に至るまでの事実関係について整理したものである。

2. 整理の対象

- (1) 大学入試における英語4技能評価のための民間試験導入の検討経緯及び意思決定プロセス（中央教育審議会の諮問・答申から文部科学省における各種会議（「高大接続システムシステム改革会議」、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）検討・準備グループ」、「大学入試英語4技能評価ワーキンググループ」など）における検討内容
- (2) 各種課題への具体的対応など試験実施に向けた具体的対応
- (3) 11月1日の英語4技能評価のための民間試験導入延期決定に至った経緯

3. 作業方法及び第三者性・中立性について

本作業は、文部科学省において、関係会議の各会議で委員から指摘された論点、関係会議以降の取扱、会議以外における意見表明等（パブリックコメントや関係機関等からの意見書）への対応、英語民間試験の導入延期決定に至る経緯等について議事録や報告書等から整理した。

なお、当該整理は、外部弁護士（別紙参照）の協力を得ながら、作業を行うことにより、第三者性・中立性を高めた。

また、報告書や議事録、会議資料等で「受検」や「受験」が用いられているが、本とりまとめにおいては、「受検」という言葉に統一する。

第2 英語4技能評価のための民間試験導入の検討経緯及び意思決定プロセス

ここからは、大学入学共通テストにおける英語4技能評価のための民間試験導入について、中央教育審議会や文部科学省等における各種会議にて取り上げられた経緯などについて確認していく。

1. 「高大接続改革実行プラン」策定に至る経緯（平成20年9月から平成27年1月まで）

（1）文部科学大臣からの諮問

平成20年9月、文部科学大臣（以下、「大臣」という。）が中央教育審議会に対して、「中長期的な大学教育の在り方について」諮問した。

（2）グローバル人材育成会議並びに大学改革タスクフォースでの議論

グローバル人材育成推進会議における平成24年6月4日の審議まとめでは、大学入試の改善等の大学教育の諸課題として、聞く・話す・読む・書くという4技能を指導するとした高校の新学習指導要領の趣旨を踏まえて、4技能をバランスよく問うタイプの入試への転換を促進することや、一般入試においてTOEFL・TOEICの成績等をどのように評価・換算するかの方法の開発・普及を促進することに触れられている。

内閣府に設置された行政刷新会議における政策提言仕分けを受けて文部科学省内に設置された「大学改革タスクフォース」での議論を経て、平成24年6月5日、文部科学省は「大学改革実行プラン」を策定し、そのなかで、高校・大学の教育と連動した入試改革や、入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進に触れられている。

（3）中央教育審議会における答申

平成24年8月28日、中央教育審議会は前記（1）の諮問に対する答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を取りまとめた。その中では、「現在、高等学校教育と高等教育の接続や連携は必ずしも円滑とは言えない。高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育は相互に関連し合っており、どれか一つにのみ課題があると捉えたり、特定の部分についてのみ改善を加えようとしたりすることでは、問題は解決しない。これからの社会を担う生徒・学生に必要な能力を育成するという観点から、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育という三局面の連携と役割分担を見直し、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を、高等学校と大学のそれぞれが責任を持ちつつ、連携しながら同時に進めることが必要である。」とされた。

（4）高大接続特別部会の開催

平成24年8月28日、大臣が中央教育審議会に対して、「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」を諮問し、同日、中央教育審議会において、「中央教育審議会高大接続特別部会」（以下、「高

大接続特別部会」という。)が設置された。高大接続特別部会は、平成24年9月28日から平成26年10月24日まで、計21回開催された。

(5) 教育再生実行会議の提言

平成25年6月6日に内閣官房による第9回教育再生実行会議において、高大接続特別部会部会長より、高大接続(高校教育・大学入学者選抜・大学教育)に関する高大接続特別部会の審議状況等について報告があり、検定・資格制度の導入等々もあり得る旨の説明があった。委員から大学入試への英語の外部検定試験の活用について資料の提示があり、外部検定試験について、文部科学省や独立行政法人大学入試センター(以下、「大学入試センター」という。)等が率先して英語4技能の指導や検証方法を考え、「国産」の英語力検定試験の開発に早く取り組むべき、といった指摘がなされた。

また、第12回会議(平成25年9月18日)資料2において、高大接続・大学入学者選抜にかかる論点の1つとして、民間団体等による外部検定試験の活用が提示された。

そして、平成25年10月31日、教育再生実行会議より、「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(第4次提言)が示された。そのなかで、「国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のための新たな試験(達成度テスト(発展レベル)(仮称))を導入し、各大学の判断で利用可能とする。高等学校教育への影響等を考慮しつつ、試験として課す教科・科目を勘案し、複数回挑戦を可能とすることや、外国語、職業分野等の外部検定試験の活用を検討する。同テストの運営については、大学入試センター等有するノウハウ、利点をいかしつつ、達成度テスト(基礎レベル)(仮称)と相互に連携して一体的に行うようにする。」「達成度テスト(発展レベル)(仮称)は、その結果をレベルに応じて段階別に示すことや、各大学において多面的な入学者選抜を実施する際の基礎資格として利用することなど、知識偏重の1点刻みの選抜から脱却できるよう利用の仕方を工夫する。将来的には、試験問題データを集積しC B T方式で実施することや、言語運用能力、数理論理力・分析力、問題解決能力等を測る問題の開発も検討する。」とされた。

(6) 中央教育審議会における答申

高大接続特別部会第10回(平成25年12月12日)において、高大接続特別部会のこれまでの審議状況や教育再生実行会議第四次提言を踏まえた高大接続特別部会の検討課題等について議論がなされた。

そして、平成26年12月22日、中央教育審議会が「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」を取りまとめた。同答申では、新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性として、大学入試センター試験は「知識・技能」を問う問題が中心となっているが、これからは、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価するものにして

いくことが必要であるとして、大学入試センター試験を廃止し、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を実施することとした。「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の在り方として、民間の資格・検定試験の活用により、「読む」「聞く」だけではなく「書く」「話す」も含めた英語の能力をバランスよく評価することとされた。

（7）高大接続改革実行プランの策定

平成 27 年 1 月 16 日、文部科学省は、前記（6）の答申を踏まえ、「高大接続改革実行プラン」を策定した。その中で、平成 32 年度からの「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」実施を目指し、①大学入学希望者学力評価テスト（仮称）に関する専門家会議を立ち上げ、当該テストの具体的な枠組み、問題の蓄積方法、作問の方法、記述式問題の導入方法、C B T 方式の導入方法、成績表示の具体的な在り方などについて検討を行い、平成 27 年度中を目途に検討結果を取りまとめること、②平成 28 年度中を目途に当該テストの作問イメージを公表すること、③平成 29 年度初頭に、新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュールを内容とする、新テストの実施方針を策定・公表すること、④平成 30 年度中を目途に、当該テストのプレテストを実施し、成果や課題を把握・分析すること、⑤平成 31 年度初頭を目途に、当該テストの具体的な実施内容を取りまとめた「実施大綱」を策定し、公表することとされた。

2. 高大接続システム改革会議の開催（平成 27 年 2 月から平成 28 年 3 月まで）

（1）システム改革会議の設置及び議論

平成 27 年 2 月に、前記 1（7）プランの中で設置が計画されていた「高大接続システム改革会議」（以下、「システム改革会議」という。）が設置され、平成 27 年 3 月 5 日から平成 28 年 3 月 25 日まで、14 回の会議が開催された。同会議では、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討がなされた。また、当該会議は、平成 27 年 9 月 15 日に「中間まとめ」を提出し、平成 28 年 3 月 31 日に「最終報告」を提出した。

（2）システム改革会議の最終報告について

システム改革会議がまとめた最終報告においては、大学入学者選抜改革の推進のため、新たな共通テストとして「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入し、英語 4 技能の評価を推進し、その具体的な在り方について、民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討する必要があるとすることとされた。英語 4 技能のうち「話すこと」については、特に環境整備や採点等の観点から、平成 32 年度当初からの実施可能性について十分に検討する必要があるとされた。検討にあたっては、学習指導要領との関係、必要な水準の確保等のほか、入学者選抜としての妥当性（把握しようとする能力が適切に測定されているか、また、その測定値が一貫するような問題作成方法や評価基準が提示されているか）や信頼性（例えば、各回の試験結果が一貫するような問題作成方法や

評価基準が提示されているかなど。)、適正かつ公正で透明性の高い試験実施体制(セキュリティや不正対策も含む。)、費用負担の在り方や受検機会の確保、継続性・安定性の確保について留意することとされた。

3. 大学入学共通テスト実施方針策定までの経緯(平成28年4月から平成30年7月まで)

(1) 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)検討・準備グループ」の開催

平成28年4月28日、前記2(2)最終報告を踏まえて、文部科学省内に「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)検討・準備グループ」(以下、「検討・準備グループ」という。)が設置され(第13回から「大学入学共通テスト検討・準備グループ」に変更)、同年5月19日から令和元年5月29日まで、14回の会議が開催された。

(2) 大学入試センター新テスト実施企画委員会

大学入試センターにおいては、平成28年7月12日、共通テストの出題方法に関する基本方針の策定及び試行調査や問題作成方針の検討を目的として、「新テスト実施企画委員会」が設置され、平成28年9月30日から平成30年9月19日まで、20回の会議が実施された。このうち、第1回から第6回までは、検討・準備グループと合同開催として実施された。

(3) 英語4技能実施企画部会の設置

平成28年11月2日、英語4技能試験に係る実施方法及び民間試験団体の参加要件の検討を目的として、大学入試センターにおける新テスト実施企画委員会の下に「英語4技能実施企画部会」(以下、「4技能実施企画部会」という。)が設置され、平成28年11月25日から平成29年9月25日まで、7回の会議が実施された。

(4) 大学入学共通テスト実施方針の策定

検討・準備グループの議論を踏まえ、文部科学省において取りまとめられた「大学入学共通テスト実施方針(案)」について、平成29年5月から6月にかけて、実施方針案に関するパブリックコメントを募集した。それを踏まえて、文部科学省において、平成29年7月13日に「大学入学共通テスト実施方針」及び「大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方」が策定され、平成30年7月25日に「大学入学共通テスト実施方針(追加分)」が策定された。

実施方針においては、民間の資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、当該実施団体の提供する試験を受検生が受検し、当該試験の結果及びCEFRの段階別成績表示を要請のあった大学に提供すること、国は、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示すること、大学入試センターは、高校3年の4月から12月の間の

2回までの試験結果を各大学に送付すること、共通テストの英語試験については、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とすることとされた。

4. 英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進等に関する検討（平成26年2月から平成30年3月まで）

（1）英語教育の在り方に関する有識者会議及び英語力の評価及び入試における外部試験活用に関する小委員会の開催

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、平成26年2月、文部科学省において「英語教育の在り方に関する有識者会議」（以下「英語教育有識者会議」という。）を設置した。平成26年6月4日と同年7月4日の2回にわたり、英語教育有識者会議の下に、英語教育に係る入学者選抜の在り方を検討する「英語力の評価及び入試における外部試験活用に関する小委員会」（以下「外部試験活用小委員会」という。）が開かれ、英語力評価及び入試における外部試験活用方策や活用が望ましい外部試験の特性について議論がなされた。

（2）英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会の開催

英語教育有識者会議の提言では、大学入学者選抜において、英語力を測定する資格・検定試験のうち4技能を適切に測定する試験の活用が奨励されるべきであり、大学、高等学校及び中学校の学校関係団体、テスト理論等の専門家、資格・検定試験の関係団体等からなる協議会が設けられ、入学者選抜に際し、資格・検定試験が適切かつ効果的に活用されるような指針づくりが早急に進められるべきとの指摘があった。これを受けて、平成26年11月25日、「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）が設置され、平成26年12月2日から平成29年9月7日まで、5回の会議が開催された。

（3）活用作業部会の開催

平成26年12月2日、連絡協議会の下に「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する作業部会」（以下、「活用作業部会」という。）が設置され、平成27年1月27日と同年2月20日の2回の会議が開催された。

平成27年3月31日、連絡協議会・活用作業部会での議論を踏まえ、文部科学省は、初等中等教育局長及び高等教育局長による通知「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」において、英語力の評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用の在り方、有効性及び留意すべき点についての行動指針

を示した。

(4) C E F R作業部会の開催

平成 29 年 9 月 7 日、連絡協議会の下に「英語の資格・検定試験と C E F R との対応関係に関する作業部会」(以下、「C E F R 作業部会」という。)が設置され、平成 29 年 9 月 25 日から平成 30 年 3 月 5 日まで、3 回の会議が開催された。同会議では、大学入試センター理事長から文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長に対する依頼に基づき、民間試験結果と C E F R の各レベルとの対応関係について、各団体が行った検証を踏まえて確認を行った。作業部会におけるこの確認の結果に基づき、文部科学省により、各資格・検定試験の結果と C E F R との対応関係をまとめた C E F R 対照表が策定された。

5. 大学入学共通テスト実施方針策定後の検討状況 (平成 29 年 11 月から令和元年 9 月まで)

(1) 大学入試センターにおける検討

大学入試センターでは、「英語 4 技能実施企画部会」の議論を踏まえ、平成 29 年 11 月 1 日、「大学入試英語成績提供システム参加要件」及び「大学入試英語成績提供システム」運営要項」を定めた。

引き続き「大学入試英語成績提供システム」運営要項」に基づき、「大学入試英語成績提供システム運営委員会」(以下、「システム運営委員会」という。)が設置され、平成 29 年 11 月 17 日から令和元年 5 月 21 日まで、11 回の会議が実施された。その過程で、平成 30 年 3 月、システム運営委員会から「各実施主体に対し特に今後一層の取組を求めたい事項」が発出された。

(2) 大学入試英語 4 技能評価ワーキンググループでの議論

平成 30 年 12 月 4 日、大学入学共通テストの枠組みで行う民間の英語資格・検定試験を円滑に実施するための情報共有並びに意見交換のため、大学や高校、実施団体などを構成員とする「大学入試英語 4 技能評価ワーキンググループ」(以下、「4 技能評価ワーキンググループ」という。)が設置され、平成 30 年 12 月 18 日から令和元年 9 月 3 日まで、6 回の会議が実施された。

(3) 大学入学共通テスト実施大綱、大学入試英語成績提供システム運営大綱

令和元年 6 月 4 日、文部科学省は、大学入学共通テストの実施に関し必要な基本的事項について、「令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」を定め、同じく、大学入試英語成績提供システムについて、「令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱」を定めた。

第3 英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の在り方の検討において指摘された課題

第1で述べたように、今回の作業では、外部弁護士が中心となって会議資料や議事録等の関係資料をもとに、大学入試における英語4技能評価のための民間試験導入の検討経緯や意思決定プロセスにかかる論点や課題を抽出し、整理を行った。

抽出した論点や課題は多岐にわたるため、以下、これらの論点を「Ⅰ. 大学入学者選抜や高等学校教育との関係に係る課題」、「Ⅱ. 受検生の個別事情への対応にかかる課題」、「Ⅲ. 英語民間試験の実施体制にかかる課題」の3つの観点に分けて整理を行う。

Ⅰ. 大学入学者選抜や高等学校教育との関係にかかる課題

1. 大学入試センター試験（既存試験）との関係
2. 大学入試センターと英語民間試験の実施団体との関係
3. 学習指導要領との整合性
4. 高等学校教育への影響

Ⅱ. 受検生の個別事情への対応にかかる課題

1. 障害のある受検生への対応
2. 特別な事情のある受検生（帰国子女、既卒者等）や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応
3. 受検に係る経済的事情（受検料や複数回受検に伴う負担等）への対応
4. 受検に係る地域的事情への対応

Ⅲ. 英語民間試験の実施体制関係

1. 大学入試英語成績提供システムにおける外部試験選定実施方法
2. C E F R対照表を活用することの適切性
3. 大学入試英語成績提供システムの在り方
4. スピーキング・ライティングの採点者及び試験監督官等の確保と公平性
5. 試験実施等のトラブルへの対応策
6. 適時適切な情報開示

Ⅰ. 大学入学者選抜や高等学校教育との関係にかかる課題

Ⅰ-1. 大学入試センター試験（既存試験）との関係

（1）検討の結果

（ア）「大学入学共通テスト実施方針」において、共通テストの英語試験については、

制度の大幅な変更による受検生・高校・大学への影響を考慮し、

- ①資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。）、その試験結果及びC E F Rの段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。
 - ②国は、活用の参考となるよう、C E F Rの段階別成績表示による対照表を提示する。
 - ③大学入試センターは、受検生の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付することとする。
 - ④認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは認定試験を実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
 - ⑤各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努める。
- こととされた。

(イ) 平成36年度(2024年)以降、大学入学共通テストを実施せず資格・検定試験に一般化する方針とされたこと、また資格・検定試験の期間と回数に制限が設けられたことにより、4技能評価ワーキンググループにおいて受検生が希望する資格・検定試験を2回確実に受検できる体制が整うかという点が問題となった。受検生が何月に資格・検定試験を受検するかなどのニーズ調査が行われたが、4技能評価ワーキンググループにおいては、受検機会の確実性に関する論点は残された。

(2) 検討の経緯

ア 高大接続特別部会第1回(平成24年9月28日)において、グローバル人材育成の観点から、TOEFLの導入など英語4技能を問う入試も重要になる旨の意見が出された。高大接続特別部会第6回(平成25年4月24日)、第8回(平成25年11月8日)、第10回(平成25年12月12日)において、4技能に対応した実用的英語学力試験である資格・検定試験と暗記型英語力試験であるセンター試験を併存させることは受検生及び高校にとって負担となる旨の意見が出された。中央審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育大学入学者選抜の一体的改革」において、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語については、4技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用により、「読む」「聞く」だけでなく「書く」「話す」も含めた英語の能力をバランスよく評価することが提言された。

イ 英語教育有識者会議第1回（平成26年2月26日）、第6回（平成26年7月16日）、第7回（平成26年8月8日）、第8回（平成26年9月4日）、第9回（平成26年9月26日）において、センター試験の英語科目を廃止して資格・検定試験に一本化するべきか、併存させるべきか、併存させた上で将来的にセンター試験を4技能に対応させるべきかが議論された。英語教育有識者会議の報告書である「今後の英語教育の改善・充実方策について報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」においては、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」独自の問題作成を行うべきか、民間の資格・検定試験に全面的にゆだねるべきかについては、4技能を踏まえた作問の質に加えて、日本人の英語力の現状を踏まえたテスト開発の在り方、各試験間の得点換算の在り方、受検料など経済格差の解消、受検機会など地域格差の解消等に関する具体的な検討が必要であり、今後、学校関係団体、試験団体、経済団体、大学入試センター等が参加して設置された「連絡協議会」において速やかに検証が行われるよう求めるとされた。

ウ 連絡協議会では、英語成績提供システムの案が示される以前の、平成26年度から27年度にかけて行った議論の中で、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」独自の問題作成を行うべきか、民間の資格・検定試験に全面的に委ねるべきかを考えるに当たって検討すべき点として、4技能を踏まえた作問の質が適切に確保できるかどうかに加えて、日本人の英語力の現状を踏まえたテスト開発の在り方、受検料負担など経済格差、地域による受検機会の相違等による機会の不均等の解消、得点換算、試験間の対照表の作成及び活用等の検証の在り方などについて議論が行われた。

エ システム改革会議においては、第4回会議（平成27年7月13日）にて示された、4技能を総合的に評価できる問題の出題（例えば記述式問題など）や民間の資格・検定試験の活用を含む「中間まとめ」素案について議論された。システム改革会議の「中間まとめ」に対しては、全国高等学校長協会から、英語による民間の知見の活用について、現行の英語の資格・検定試験は、受検料が高額であること、学習指導要領で示された内容を包括したものではないことなどの課題があるため、新たな資格・検定試験を開発するなど高等学校で学習した英語の能力を適正に測るための方策が必要である旨の意見が出された。

そしてシステム改革会議「最終報告」においては、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の英語については、「書くこと」や「話すこと」を含む4技能を評価するための在り方や民間との連携の在り方を検討することが報告された。また、その具体的な在り方について、民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方

なども含め検討する必要があることが示された。

オ 検討・準備グループにおいては、第1回会議（平成28年5月19日）において、英語4技能評価の実施形態について、文部科学省より以下の3案が示され（資料6）、議論がなされた。

A案 大学入試センター単独実施 → 大学入試センター単独で4技能を実施

B案 民間委託 → 4技能の全部又は一部（例：話す・書く）について、大学入試センターが基準（仕様）を示し民間委託

C案 資格検定活用 → 4技能の全部又は一部（例：話す・書く）について、センターが認定する複数の民間の資格検定試験を活用

第1回会議では、センター試験は50万人もの色々な受検生がいるので、全体として考えるべきであるという意見や、センター試験の英語試験の活用実態も踏まえて考える必要がある旨の意見があった。

第2回会議（平成28年7月19日）以降、英語4技能評価の実施形態として次の案が検討された。

案1 センター試験を実施せず、4技能の資格・検定試験（認定試験）活用

案2 2技能（話す、書く）の民間委託試験と、2技能（読む、聞く）のセンター試験を実施、大学は二つの試験を併せて活用

案3 4技能の認定試験活用に加え2技能（書く、聞く）のセンター試験を実施、大学は4技能の認定試験を採用するか、認定試験2技能（話す、書く）とセンター試験2技能（読む、聞く）を選択して活用

これらの案についての、検討・準備グループの検討を踏まえ「大学入学共通テスト実施方針（案）」において、

《A案》平成32年度以降、共通テストの英語試験を実施しない。英語の入学者選抜に認定試験を活用する。

《B案》共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検生・高校・大学への影響を考慮し、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

の2案が示され、関係団体、有識者等の意見を求め、同時にパブリックコメントの意見募集の手続きが行われた。

これらに対する意見としては、英語の4技能を評価することについては総論と

して賛同しつつ、共通テストで4技能評価を行うべき旨の意見もあった。またB案としつつ、共通テストとして英語試験の継続実施を強く要望する意見（全国高等学校長協会）や、共通テスト英語試験の廃止は認定試験の実施・活用状況を検証した上で判断すべきとする意見（国立大学協会）、導入時期も含め慎重な検討を促す意見（都道府県教育長協議会）など、A案に否定的で、かつ、共通テストで英語を継続して実施すべきとする意見もあった。

カ 第4回4技能実施企画部会（平成29年2月13日）においては、認定試験を受検できない生徒がいる可能性をクリアできない状況で、平成36年度から認定試験のみとすることに対する懸念や、認定試験を受検できず共通テストのみを受検する学生が大学受検の機会を閉ざされないようにしなければならない旨の意見が出た。

I-2. 大学入試センターと英語民間試験の実施団体との関係

(1) 検討の結果

- (ア) 大学入試センターと資格・検定試験実施団体との関係から、大学入試センターが受検料を下げるなどを実施団体に指示・命令することはできず、参加要件の範囲内で、実施団体が検討した結果の枠組みで実施することとなった。
- (イ) 実施主体間の関係は相互に独立しており、受検料、日程、会場、障害者対応等について相互が協調したり連携したりする関係にはない。

(2) 検討の経緯

ア 検討・準備グループにおいては、第1回会議（平成28年5月19日）において、英語4技能評価の実施形態について、文部科学省より以下の3案が示され（資料6）、議論がなされた。

- A案 大学入試センター単独実施 → 大学入試センター単独で4技能を実施
B案 民間委託 → 4技能の全部又は一部（例：話す・書く）について、大学入試センターが基準（仕様）を示し民間委託
C案 資格検定活用 → 4技能の全部又は一部（例：話す・書く）について、センターが認定する複数の民間の資格検定試験を活用

第1回会議では、英語の評価結果は、世界的に通用するものであった方が良いとの理由から、大学入試センターや民間委託で実施するよりも、C案の資格検定試験を活用の方がよい旨の意見があった。これに対しては、民間団体の検定料やどのような能力を測りたいのかが重要であり、B案の選択肢も踏まえながら検討してはどうかという旨の意見もあった。

第2回会議（平成28年7月19日）以降、4技能評価の実施形態として次の案が検討された。

- 案1 センター試験を実施せず、4技能の資格・検定試験（認定試験）活用
案2 2技能（話す、書く）の民間委託試験と、2技能（読む、聞く）のセンター試験を実施、大学は2つの試験を併せて活用
案3 4技能の認定試験活用に加え2技能（書く、聞く）のセンター試験を実施、大学は4技能の認定試験を採用するか、認定試験2技能（話す、書く）とセンター試験2技能（読む、聞く）を選択して活用

検討・準備グループにおける検討の結果、案1をベースとして、《B案》共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検生・高校・大学への影響を考慮して平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とすることとなった。

イ 大学入試センターと資格・検定試験実施団体との関係は、大学入試センターが参加要件という枠組みの中で、実施団体が実施していることが適正かどうか審査し、適正であれば、適正団体として協定を締結するというスキームとなった。そのため、例えば料金設定の逐一について、大学入試センターは指示・命令できる立場にはなく、また高校、大学から出た意見についても、実施団体がその意見を検討するにとどまることと検討・準備グループにおいて整理された。

ウ 平成30年3月「各実施主体に対し特に今後一層の取組を求めたい事項について」が、大学入試英語成績提供システム運営委員会において、要件の確認とともに、大学入試センターから各実施団体に通知された。今後一層の取組を求めた事項として、①検定料、②試験実施会場、③障害等のある受検生への合理的配慮、④適切な試験回及び実施会場規模の設定、⑤2020年度における実施スケジュール、⑥高等学校等における教職員の動員について、⑦英語4技能試験情報サイト、⑧変更の申し出が挙げられた。

エ 各実施主体は、4技能評価ワーキンググループにおいて検討した概要を文部科学省が作成した大学入試英語ポータルサイトに順次公表した。

オ 第6回4技能評価ワーキンググループ（令和元年9月3日）にて配付された参考資料において、各実施主体の検定料について、受検料が依然高すぎる、均一にすべきという旨の意見や、また地域格差、経済格差に対する対応が不十分、日程が不確定、障害のある受検生への合理的配慮が事業者ごとにまちまちである旨の意見があった。

I-3. 学習指導要領との整合性

(1) 検討の結果

平成 29 年 7 月 13 日に文部科学省が公表した「大学入学共通テスト実施方針」において、英語の 4 技能評価にあたり、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し（認定試験）、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとされた。

学習指導要領との整合性についてはこのような方式をとることで担保するものと説明された。すなわち、「大学共通テスト実施方針策定にあたっての考え方(平成 29 年 7 月)」に示されているように、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが「認定」することを通じて、認定試験と学習指導要領の整合性等の関係を確認するという考えである。

(2) 検討の経緯

ア 高大接続特別部会

第 5 回会議（平成 25 年 1 月 15 日）において、大学側より、外部試験を入試に活用するにあたり、これら様々な外部試験等が高等学校における教育課程、あるいは学習指導要領と整合性が図られているようなものなのかどうか必ずしも明確にならず、全体として質を保ったものであるかどうかの保証がなされていない、との声が寄せられている旨の報告があった。

また、第 10 回会議（平成 25 年 12 月 12 日）において、高等学校での授業の進め方の観点から、教える側は汎用的能力を育てたい、思考力をもっと増やしたい、アクティブラーニングのようなものを増やしてやっていきたい、そういう形で高等学校教育を発展させていきたいという気持ちでやっているが、他方で、教育課程があつて、教科書があつて、その時間どおりにやらなければ未履修という問題がある。実際問題として民間の検定や各種試験、例えば T O E F L だとか I E L T S を目指すアカデミックイングリッシュの授業をやろうとしても、これも正課のプラスアルファのところではやらないのではないかという旨の意見が出された。

第 20 回会議（平成 26 年 10 月 10 日）では、資料 1 「高大接続特別部会における答申案取りまとめに向けた要点の整理(案)」に挙げられている、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」における、英語試験の外部試験利用という点について、外部試験の利用となると、これに対して教科書や授業時間数の問題はどうなっていくのかなどを、学習指導要領の改訂を待って検討することになるのか、そうだとすると、試験の方が先行してしまうことになるのではないか、

という旨の意見が出された。これに対し、文部科学省から、現行の学習指導要領においても4技能を総合的に育成するという理念は入っているため、学習指導要領の改訂を待つことなく、しっかりと充実を図っていく旨の説明がなされた。

イ 英語教育有識者会議

第1回会議（平成26年2月26日）において、学習指導要領では4技能を総合的に教育することが明記されているにもかかわらず、高校2年、3年の時点で4技能教育が完全に実現されていないのは、（現状の）大学受検の存在であり、大学入試が4技能のバランスの良い試験であれば、学習指導要領と乖離しないはずである。現状の日本の高校生の97%がCEFRのA1、A2のレベルにあることからすれば、海外の大学への留学に対応するものだけでなく、高校生の英語力の現状を踏まえた実力にあった4技能試験のウォッシュバック効果で、高校生の学習と学習指導要領との親和性を生み出し、大学への英語活動や海外留学に向けて、連続性、親和性、一貫性を生み出すことができるのではないか、という旨の意見が出された。

英語教育有識者会議の結論（報告書）において、入学者選抜に際し、4技能を測定する資格・検定試験が適切かつ効果的に活用されるような指針づくりが早急に進められるべきであるとしたが、その指針作りの検討項目の一例として、「学習指導要領に沿って4技能の総合的なコミュニケーション能力が育成されていることを、資格・検定試験で測定する可能性」が挙げられている。

ウ システム改革会議

第7回会議（平成27年10月28日）において、全国高等学校長協会より、（英語に限らないが）複数回実施の1回目の実施時期によっては、学習指導要領で定められた内容を学習指導要領で定められた単位時間で学習したのでは、試験に間に合わないという事態が生じるという懸念、現行の英語の資格・検定試験は、学習指導要領で示された内容を必ずしも包括したものではないのではないかなどの課題があり、新たな資格・検定試験を開発するなど、高等学校で学習した英語の能力を適正にはかるための方策をとっていただきたいという旨の意見が出された。

第8回会議（平成27年11月30日）では、資料1-2「多面的な評価検討ワーキンググループでの検討状況（途中報告）」に基づく報告がされた。この中で、既存の資格試験、検定試験の結果について、学校での学習内容とどのように結び付いているか、その点について見えるようにしていくべきではないかという旨の意見の紹介があった。また、各種資格試験が高等学校の学習とどうつながっているか分からないので評価に使いにくいという意見とともに、検定試験は、「知識・技能」が中心のものが多く、全国統一的な指標として活用されやすい面があるので、多面的な評価を行う観点から改善、活用できないかという旨の意見が出された。

エ 連絡協議会

平成 26 年度第 1 回会議（平成 26 年 12 月 2 月）において、資料 3 として、英語教育有識者会議の結果を受けての当面の課題を記した「当面の取組について（案）」が配布され、協議の項目として、「2. 英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針（仮称）の策定」が挙げられた。その中で指針の項目例の一つとして、「学習指導要領に沿った 4 技能の能力との親和性と測定可能性」が例示されている。

また、同会議における議論では、TOEFL や IELTS はオーセンティックな英語であり、アメリカの大学で使われているとか、イギリスの大学の講義で出てくるといったものであり、今の高等学校の教科書では恐らくいい点は取れないだろう、日本の教科書をオーセンティックにしていくとか、海外の教科書等をどんどん使っていくことも必要である。ある程度文化も分かっていないと答えられない問題が多いので、大学ではこういうことをやっているのだよという情報も高校生にどんどん教えてあげていく必要があるのではないか、という旨の意見が出された。

平成 27 年度第 1 回会議（平成 27 年 9 月 29 日）では、教員の間から見ると、高等学校の教員が日々の授業を通して教えた力を正確に測ってもらうという形で民間の資格・検定試験が位置づけられればもっと使われると思う、学習指導要領に示された目標との整合性等、そのあたりとの関連がどうなのかなどがポイントだと思われる旨の意見が出された。

また、学習指導要領と大学の個別入試の親和性という問題、すなわち、学習指導要領では 4 技能のバランスの取れた指導をするよう教員に求めているが、個別の大学入試問題では、1 技能、2 技能、和訳問題、文法問題が多く、学習指導要領が 4 技能の育成を求めていることと反対のことがされているため、改善を図ることが必要である旨の意見も出された。

平成 29 年度第 1 回会議（平成 29 年 9 月 7 日）では、文部科学省より、（当時、大学入試センターで検討中の）参加要件の 1 つとして、高等学校学習指導要領との整合性が取れていること、というものがあるが、これについては文部科学省で確認していくことも検討している旨の報告がなされた。

また、試験における対象使用言語領域（TLU）について、高等学校の学習指導要領との準拠性を考えると、原則として、TLU がビジネスにあるようなものについて、高校生は知識がないので、ジェネラル及びアカデミックのものであるべきではないかという旨の意見が出された。

これに対して、文部科学省より、中心がビジネスだからとかアカデミックだからというのではなく、指導要領全体と各テストとの関係確認を確認したうえで、適切な試験であることの担保としたい旨の説明があった。

外部の検定試験等を活用する際に、学習指導要領との整合性があることが、実は学

校の教育現場としては一つの方向に向かって指導していくことになるので、その辺を是非ともお願いしたい旨の意見が出された。

オ 検討・準備グループ

第3回会議（平成28年8月23日）では、資料1「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の検討状況について（案）」について、資格検定試験を利用する場合は、学習指導要領の理念にどれだけ合致しているかが大事である旨の意見があった。

また第7回会議（平成29年1月16日）では、英語に関して全体で測るのが英語の資格・検定試験であり、どこまで学習指導要領で定められたものが身についたかというのをきちんと見て、大学がこれを入試制度に組み込むかは、大学のアドミッションポリシーに基づいて例えばそれをどのように採用するのか、あるいは大学の個別の入試との関係をどのように考えるのかといったことは大学側が考える問題である旨の意見が出された。また、資格試験を入試に導入した場合、学習指導要領との関係はどうか、資格試験を導入した場合、学習指導要領とは独立に、それぞれの試験の対策に高校が走ることにならないかという旨の懸念が示された。これに対しては、新学習指導要領は、CEFRをベースにしたCAN-DOですべて目標設定をしているので、学習指導要領で強調されているものが、ある意味では資格・検定試験の中でも直接的に測定されると考えてもよいのではないか、という旨の意見が出された。

第8回会議（平成29年2月21日）では、資格・検定試験の活用について、学習指導要領と整合性、表示の仕方、整理をしっかりとやってほしい、今のすべての資格検定試験が学習指導要領に合っているとは思わないので、基準を定めて厳格に進めてほしい、本当に実施できるのか課題がある旨の意見が出された。

第12回会議（平成30年3月27日）において、大学入試英語成績提供システムへの参加申し込みのあった資格・検定試験に係る参加要件の確認結果について文部科学省から報告があった。参加要件の確認方法のうち、学習指導要領との整合性が図られていることについては試験団体から提出された資料を英語教育の専門家、学習指導要領を担当する職員などにおいて、すべて整合性が取れていることを確認したと文部科学省から報告された。

カ 4技能実施企画部会

第1回会議（平成28年11月25日）においては、民間の資格・検定試験を活用する際の認定について、どのような基準を基に行うのか、どのような認定イメージかの質問があった。また、学習指導要領は広く作られており、例えば、ライティングが1問では学習指導要領を全てカバーしているとは言えず、どのように学習指導要領と結びついているかが問われる旨の意見が出された。

また、英語4技能評価を実現するため、共通テストで民間の資格・検定試験を活用

するのは大胆な発想であり、問題はあと思うがだからと言ってやめるという話ではないこと、学習指導要領にも大きく影響してしまうこと、4技能評価を実現するという前提の下、どのレベルであれば現場・社会が許容できるかを議論すべき、大学が4技能の資格・検定試験を使っても良いと言えるような、最低限のラインを提示することが重要であること等の旨の意見が出された。

キ 4技能評価ワーキンググループ

第2回会議（平成31年1月30日）において、民間の資格・検定試験に係る問題作成にあたっての、検定教科書とのずれに関する質問がなされた。これに対し、大学入試センターは、各団体の試験を活用する場合、要件を満たしているかを確認するにあたり、その試験問題を検討した結果、学習指導要領との齟齬がないことを確認したと回答した。また、文部科学省から、現状の入試問題の作成にあたっては、必ずしも教科書の内容に対応している必要はなく、学習指導要領に対応しているかを見ているのではないか、これは、今後の民間試験の活用においても前提になる旨の回答もあった。これに対し、授業で目指したいところと、大学入試あるいは検定試験等で目指すところが一致することにつながるようにすることが今後の課題である旨のコメントもあった。

ク パブリックコメント

パブリックコメントでは、資格検定試験は学習指導要領に準拠して作られているわけではなく、高校の授業が資格・検定試験対策に偏重するのではないかという旨の意見が出され、これに対し、「高等学校学習指導要領では、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を総合的に育成することとしており、4技能を総合的に評価しようとする民間の資格・検定試験と、育成・評価する能力の方向性は一致していると考えられます。また、高等学校学習指導要領では、各学校が編成する教育課程の目的や目標に応じ、家庭での生活や学校での学習や活動、地域での活動、職場での活動など、多様な言語の使用場面を取り上げて指導することとしており、各資格・検定試験が掲げる目的は、それぞれ多様ですが、いずれも学習指導要領が想定している言語の使用場面の範囲から外れるものではないと考えられます。」との回答がなされた。

I-4. 高等学校教育への影響

(1) 検討の結果

(ア) 学習指導要領では4技能を総合的に育成することが明記されている一方で、大学入試では、従来のような1技能や2技能の試験、和訳問題、文法問題が出題されていることから、大学入試に英語4技能試験を導入することにより、高等学校の英語教育が変わることを期待する意見があった。一方、英語4技能試験と現行のような暗記型の試験が併存した場合には高校生の負担が増えるため、現行の個別選抜試験についても改善が必要という意見があった。また、英語4技能試験に高等学校の教育現場が対応できるかを懸念する意見もあった。これらの具体的な対応策については議事録等からは確認できなかった。

高大接続改革の答申やシステム改革会議の最終報告、平成29年7月13日に文部科学省が公表した「大学入学共通テスト実施方針」では、共通テストだけでなく各大学の個別選抜の改善を併せて行うことの必要性が示された。

(イ) 受検の早期化を抑制し、高校生の負担を軽減するため、平成29年7月13日「大学入学共通テスト実施方針」において、英語4技能評価の対象となる試験結果は、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果とされた。

(2) 検討の経緯

(ア) 高大接続特別部会

① 第2回会議（平成24年10月31日）において、大学入試選抜の資料として活用される大学入学共通テストを導入し、複数回受検とする場合、実施時期をいつにするかは高等学校教育にとって大きな問題だという旨の指摘があった。

② 第10回会議（平成25年12月12日）において、英語4技能の教育を行うことや大学受検に導入することについて、高校教育においては教育課程や教科書があるが、今の教育内容はセンター試験に向けた暗記型の勉強になっており、民間の検定試験を目指す授業を行うためには正課の授業にプラスアルファの時間をかける必要があるため、英語4技能の教育等を進めるのであれば根底から変える必要があること、また、大学側が、英語4技能を測るような指向で試験をやる大学と、細かい知識を問う試験をやる大学に分かれるとすれば、子供たちの負担が大きい旨の指摘があった。

(イ) システム改革会議

第7回会議（平成27年10月28日）において、全国高等学校長協会から、英語民間試験について、学習指導要領で示された内容を必ずしも包括していないのではないかという課題が指摘されるとともに、新たな資格・検定試験を開発するなど、高等学校で学習した英語の能力を適正に測るための方策をとるべきとの要望が出

された。同協会による事前提出資料（資料1）にも同旨が記載されている。

全国都道府県教育長協議会からの事前提出資料（資料2）では、「高等学校の教育活動や高校生の多様化が進む中、今後の高等学校教育及び大学教育に求められる内容と大学入試とを関連付けることが求められており、その観点から能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価するように入試を改善する方向が示されている。また、各種資格・検定試験の成績や大学等で取得した単位や成績、顕彰歴、課題探求型学習の成果物等を積極的に活用することも望ましい」とした上で、「各種試験・検定試験の成績の活用については、生徒がその対策を重視するあまり、学校での学習や授業が疎かになる危険性もあるため、慎重な対応が必要である。」と指摘している。

一般社団法人公立大学協会からの事前提出資料（資料5）では、アンケートに寄せられた公立大学長の意見として「英語の評価は従来の2技能から4技能への評価への移行が求められ、外部試験の活用も想定されているが、高校現場で外部試験にどれだけ対応できるか、また資格試験対策が主となる教育になってしまうのではないかといった懸念を感じる。」というものが挙げられている。

文部科学省から、資料の説明の中で、「既存の資格試験、検定試験の結果については、学校での学習内容とどのように結び付いているか、その点について見えるようにしていくべきではないか」との意見や、「検定は実際、知識・技能を中心にするものが多くございまして、全国統一的な指標として活用されやすい面があるのではないか」との意見が紹介された。

（ウ）検討・準備グループ

第6回会議（平成28年12月16日）において、中学生であった頃に取得した資格を大学入試まで有効に利用できる则认为する場合、センター試験がこれまでの選抜試験としての性格を維持するのかどうかで対応が変わってくる旨の指摘があった。同指摘に対して、認定試験とセンター試験との関係を整理する必要があり、そして認定試験の取扱いについて一定の制限がなければ、中学生や高校1年生、2年生から実質的に受検対策に追われる可能性が出てくる旨の意見が出された。

第7回会議（平成29年1月16日）において、委員からは、検定試験を利用する場合、高校の指導計画にも、いつ検定試験を受検させるかについて学校としての対策が必要となるため、受検可能な者と受検できない者が出てくること、学習指導要領との整合性も含め、その点での整理も必要になることなどが指摘された。また、英語の試験の活用方法によって大きく変わってくるが、受検資格として検定試験を利用する場合、求められる成績が高ければ複数受検が必要となるし、得点加算といった形で検定試験を利用する場合は、実質的に英語の入試試験となるため、英語のみ受検の早期化に繋がる可能性が高くなっていく旨の意見も出された。

第10回会議（平成29年5月22日）において、高校教育を行う側としては、大学側が民間の資格検定試験のみで入試の評価をするとすると、高校教育に混乱を来すおそれがあるとして、大学側がどのように検定試験を利用するかを早急に示してほしい旨の意見が出された。

第11回会議（平成29年7月10日）において、英語の資格・検定試験の活用に関し、共通テストと資格検定試験の両方を受検することによる高校生の負担について危惧する意見はなかったのかという旨の指摘があった。一方、共通テストで4技能評価を実施するのが理想的であるが、それが困難であることは理解できるので、資格検定試験を利用することはやむを得ない旨の意見があった。

第12回会議（平成30年3月27日）において、高校3年生の4月から12月の間に2回という期間・回数制限を原則とするものの、同条件により受検生の負担が増すような特殊な事情がある場合には、高校2年生の試験結果を利用できるようにすべきではないかという旨の提案が文部科学省からなされた。

第13回会議（平成30年7月25日）において、大学受検で利用できる資格検定試験の結果を、高校3年生の4月から12月の間に限定するのは、高校生に酷ではないかという旨の指摘がなされた。これに対しては、平成29年7月に文部科学省が実施方針を発表し、各団体はそれぞれ対応を開始している以上、同期間の限定は変更すべきではない旨の意見や、4技能実施の前提にある受検生の負担、高等学校教育への影響、早期から認定試験対策に追われるとの懸念に関する特段の大きな変化や改善が見られない中で、高校3年生の4月から12月の2回までとするということに関する変更を行う必要は今のところない旨の意見、他の科目が3年生で大学直前まで学んだ学習成果を測っていると考えるのであれば、英語のみ2年生での前倒しの学習の成果を材料とするということはある旨の意見が出された。これらの意見に対しては、高校3年生の試験が上手くいかず、高校2年生の時の試験結果の方が良い成績だった場合、受検生は時期を限定することにつき疑問を持つのではないかといった旨の意見が出されたが、高校3年生の4月から12月という時期については既に発表済みなので、それをさらに変更するとすると、受検生がより混乱するのではないかという旨の意見が出た。

また平成29年7月の「大学入試共通テスト実施方針」の中の2「目的」には、「共通テストは、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の到達の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とする」との記載があり、この「学習の達成の程度を判定」という文言からは、高校3年間の学びの達成の程度を見るものと考えられることから、高校2年生での早期受検を認容しているとは思えない旨の意見があった。

同意見に対しては、民間資格試験を利用するという報道がされてから、学校全体としても対策が始まっており、高校2年生時や高校3年生時以外の時期にとった

成績も利用できるとなると、受検の早期化は避けられないのではないか、また、それに伴い、特定の試験に受検生が集中してしまうのではないかという旨の意見があった。

これについては、C1レベルを目指して勉強しているようなレベルの高い子についても配慮をすべきではないか、他の科目と異なり英語のみ早期の受検を許容するというにすべきではない、高校3年生時以外の時期にいい成績を資格試験でとれたとしても、そこで子供が英語の勉強をやめることは考え難い旨の意見が出された。

(エ) 連絡協議会

連絡協議会においては、英語成績提供システム導入の方針決定より前に、各大学及び試験団体、高等学校側がそれぞれ取り組むべきことについて議論がなされた。

① 平成26年度第1回連絡協議会（平成26年12月2日）

委員より、高等学校の授業と評価、大学入試が一体として変わらなければならないとの意見、テストという出口が変わることによって高校の教科書や教え方が変わるという方向に向かうべき旨の意見があった。

② 活用作業部会（平成27年1月から2月）

委員より、大学入学者選抜は高校での学習を総合的に判断するものであり、資格取得のための勉強が正課の授業のほかに求められるとすれば問題であること、学習指導要領や入学者選抜の在り方と平行して議論をすべきことが指摘された。一方で、別の委員からは、文法能力を中心にしっかりした能力があれば、あとは各モードを使うときに、どのように合わせていけば良いかが課題になるので、4技能で労力が4倍になるというわけでは決してない。4技能にすると、「読んだものを書いたり、聞いたものを話したり」など、授業のバリエーションが増えて、より実生活に合ったようなコミュニカティブな状況になり、生徒学生のモチベーションの点からも非常に身近に感じられるような授業の展開が可能となるなど教育的効果が期待できるという意見があった。

③ 平成27年度第1回連絡協議会（平成27年9月29日）

委員より、高校の授業で教えられた力を測る試験と位置付けられれば英語民間試験の利用が促進されること、そのために英語民間試験と学習指導要領との関連性をどうするのがポイントである旨の指摘があった。

別の委員からは、学習指導要領やその解説では4技能のバランスのとれた指導をするように、和訳中心教育、文法中心教育を避けるように求めつつ、個別の大学の入試問題が従来のような1技能、2技能の試験であったり、和訳問題、文法問題が出題されたりしていることは、生徒にとって二重の負担になるため、大学の個別入学者選抜の改善が必要である旨の指摘があった。

④ 平成 29 年度第 1 回（通算第 5 回）連絡協議会（平成 29 年 9 月 7 日）

文部科学省より、英語成績提供システム実施方針についての説明が行われ、受検する回数が多過ぎる場合や、受検時期が早くなり過ぎる場合、高校生活への影響があると同時に、大学の方でもなるべく直近の成績が必要という観点から、高校 3 年生の 4 月から 12 月に受検した試験の使用に限った旨の発言があった。

委員より、高校の教育現場での指導の観点からみて、英語の民間試験と学習指導要領との関係性が重要である旨の指摘があった。

(オ) 4 技能実施企画部会

① 第 1 回会議（平成 28 年 11 月 25 日）において、受検回数を 3 回に制限する意味があるか、また受検生を高校 3 年生に限る必要があるのかという旨の発言があった。

② 第 3 回会議（平成 29 年 1 月 13 日）において、高校 3 年生の 4 月から 12 月の受検しか認めないのは受検生に酷であり、現場感覚的からすると少なくとも高校 2 年生の 1 月からにした方がよい旨の意見があった。

③ 第 4 回会議（平成 29 年 2 月 13 日）において、受検回数の制限は不要という旨の発言があった。

④ また、受検回数の問題に関して、複数回受検の際の結果の取扱いとして、ベストパフォーマンスをその人の能力とすると考えるのではなく、何度も測ってその真の能力の値は平均にあるという考え方から、複数の成績がある場合にはその平均値で判断を行えば、受検回数の抑制効果はあるのではないかという旨の意見があった。

この点については、ベストパフォーマンスをもって学力を評価するのかという問題は必ず出てくるからこそ、受検生は受検した成績すべてを提供し、その成績の取扱いを各大学で決定すればよいのではないかという旨の意見があった。

⑤ 検定試験の位置づけの考え方について、センター試験の代替と考えるのか、複数回実施という議論も踏まえて 2 回行ったうちの 1 回というふうに考えるのか、思想を根本的に変えて、検定試験を評価して利用するという立場に立つのかなどをどのように考えるべきかという旨の発言があった。

この点について、世間としてはベストパフォーマンスと思うのではないかとの意見、いくつものテストがある中では、基本的には平均を取れないので、意味がないのではないかという旨の意見があった。

他方で、何回も受検してベストパフォーマンスだけを見たら、受検対策のために何回も受検し続けることが生じかねない旨の意見があった。

⑥ さらに、高校 1 年生で英検 1 級を取得する生徒などが回数制限のために受検時期を遅らすことにもなりかねず、受検したい人に制限が生じてしまう。大事にしなければならぬのは受検できない人が極端に不利にならないように考える

ことである旨の意見があった。

この点については、あまり受検回数を制限することはないほうがよいが、もし能力が変わらないのであれば、受検時期にもう一度受検すればいいだけの話ではないかという旨の意見があった。

- ⑦ また、民間の検定試験はテストの設計が目標準拠型となっているのに対して、現在のセンター試験は選抜試験なので集団準拠型であるにもかかわらず、集団準拠型のテストと目標準拠型のテストを併せて選抜に活用しようということとなっていることから感覚的に抵抗が生じていると思われるため、検定試験の利用方法は大学がそれぞれ考えるべきである旨の意見があった。

そして、本議論には日本のテスト文化が影響しているところ、これから先の英語教育4技能というのは育成のための指導というのが基本となっているので、今後の方向性としては育成型に合わせるべきである旨の意見があった。

II-1. 障害のある受検生への対応

(1) 検討の結果

- (ア) 大学入試センターは、大学入試英語成績提供システム参加要件（平成 29 年 11 月 1 日大学入試センター理事長裁定）において、実施団体について「障害等のある受検生への合理的配慮をしていることを公表していること」との要件を定めた。
- (イ) 大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成 30 年 8 月 10 日文科科学省公表）において、各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように取り扱うこととされた。
- (ウ) 具体的な障害者への配慮内容及び成績表示については、検定試験ごとに各実施団体が定めることとなった。英語資格・検定試験実施主体による「英語 4 技能試験情報サイト」において公表された「2020 年度（2021 年度入学者選抜）より導入される『大学入試英語成績提供システム』に参加予定の資格・検定試験概要」（平成 30 年 12 月公表）において、各試験について、障害等のある受検生への合理的な配慮の内容及び成績表示が公表された。
- (エ) 一方、成績提供を受ける大学における成績の取扱いについては、教育委員会・都道府県・大学等に通知された令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱（令和元年 6 月 4 日付）において、障害等の種類・程度によって不利益が生じないように十分に配慮するよう要請がされた。
- (オ) 各実施団体や成績提供を受ける各大学において、障害等のある受検生への配慮が求められているが、具体的な対応策については各実施団体及び各大学に委ねられた。

(2) 検討の経緯

- ア 中央教育審議会の「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成 26 年 12 月 22 日）において、（大学入学希望者学力評価テスト（仮称）について）障害者の受検方法を考慮するなど、受検しやすい環境を整備することとされた。

イ システム改革会議

- (ア) 中間まとめ（平成 27 年 9 月 15 日）

「障害者の受検への配慮（中略）など、制度設計全体を通じて受検しやすい環境整備や実施方法の策定に努める」とされた。

- (イ) 最終報告（平成 28 年 3 月 31 日）

中間まとめと同様、「障害者の受検への配慮（中略）など、制度設計全体を通じて受検しやすい環境整備や実施方法の策定に努める」とされた。

ウ 検討・準備グループ

第7回会議（平成29年1月16日）において、大学での入試ではなく民間試験を利用する場合、当該民間試験団体がどこまで障害を持った受検生に対応できるか問題となる旨の指摘があり、これに対しては、英検など、団体によっては障害者対応をしっかりと策している組織もあるため、障害者対応も含めて認定基準を作っていく旨の意見がなされた。同会議内において、障害者対応の一環として、現行のセンター試験が、不十分だとしても英語4技能を測る試験となっている以上、障害者の受検生に対する代替機能として、どこまで既存のセンター試験を残せるかも問題となる旨の意見も出された。

第9回会議（平成29年3月22日）において、点字や時間延長など提供手段を変えることにより同じ問題を解けるようにするというセンター試験の考えを、英語4技能の試験においてどこまで踏襲するのか（すなわち、同じ問題を解けるように提供手段を変えるのか、別の問題とするのか）という点につき、早急に判断してほしい旨の意見が出された。同会議内においては、民間資格・検定試験では、聴覚障害者への支援ができないため、スピーキングとリスニングを免除する等の対応について検討する必要がある旨の意見も出された。

第12回会議（平成30年3月27日）において、大学入試センターから、障害等のある受検生への合理的な配慮については、今後、障害者基本法あるいは障害者差別解消法に基づき多様なニーズが想定されるので、可能な限り広く弾力的に対応するようなことを求めたいとの報告がなされた。

第13回会議（平成30年7月25日）において、障害のある受検生について、具体的な配慮内容やその公表時期に関して、2020年の実現に向けて詰めていく必要がある旨の指摘がなされた。また、同会議内において、障害者対策については、各大学は、通常センター試験に準じたような対応をとっていることから、今回、そのような指針がない以上、各大学の対応が非常に難しいものとなる旨の意見も出された。さらに、殆どの民間試験団体は同じような基準で対応する予定であるため、民間団体が出した対応策をそのまま採用することも考えられる旨の指摘がされた。

エ 4技能実施企画部会

第4回会議（平成29年2月13日）において、障害のある受検生への配慮等は実施していかなければならないが、現状の制度として、センター試験だけではなく、AO入試など様々な入学形態があるため、障害のある受検生への対応を理由に、4技能試験導入を遅らせるのは適切ではない旨の発言があった。

オ 4技能評価ワーキンググループ

（ア）第1回会議（平成30年12月18日）において、各実施団体の試験における

具体的な障害者への配慮内容及び成績表示について、各実施団体が定め、英語資格・検定試験実施主体による「英語4技能試験情報サイト」にて公表された内容が、資料として提供された。具体的な配慮例としては、視覚障害については点字問題冊子や拡大問題冊子の使用、時間延長等、聴覚障害についてはリスニング及びスピーキング試験の免除、補聴器等の装用、時間延長、別室受検等、肢体不自由については1階又はエレベーター利用可能な試験室での受検等、病弱については必要な医療器具・薬の持込を可能とする措置等、発達障害については時間延長、別室受検等が挙げられた。試験が免除された技能の成績表示については、実施団体ごとに、当該技能についてスコアを表示しない取扱いや他の技能のスコアから推測する取扱い等が定められた。また、スピーキング試験については、対人恐怖症やかん黙症等の受検生への特別な配慮も検討すべき旨の指摘がなされた。

- (イ) 第3回会議（平成31年3月1日）において、障害等の確認書類について、センター試験と同様に、医師による診断資料を必ず提出するという方法で行うのかという旨の質問があった。これに対し、文部科学省から、障害のある受検生への配慮については、大学入試センターでまとめてやるのではなく、実施団体ごとに実施することという旨の回答があった。

II-2. 特別な事情のある受検生（帰国子女、既卒者等）や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応

(1) 帰国子女

ア 検討の結果

大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成30年8月10日）において、受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の4月から12月に受検した、大学入試英語成績提供システム参加試験（以下、「参加試験」という。）と同種同名の海外の試験結果を活用することができることとされた。

イ 検討の経緯

(ア) 中央教育審議会の「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成26年12月22日）において、「海外からの受検も可能とするよう、実施時期や方法について検討するものとする」とされた。

(イ) システム改革会議「中間まとめ」（平成27年9月15日）

「海外からの受検への配慮など、制度設計全体を通じて受検しやすい環境整備や実施方法の策定に努める」とされた。

(ウ) システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日）

「中間まとめ」と同様、「海外からの受検への配慮など、制度設計全体を通じて受検しやすい環境整備や実施方法の策定に努める」とされた。

(エ) 検討・準備グループ

第13回会議（平成30年7月25日）において、費用負担の軽減を示唆する以上、帰国子女についても、海外で受けた英検の成績を成績対象とすべきである旨の意見が出された。また、高校1年生で帰ってきた帰国子女など、海外滞在期間が短い者については、英語以外の教科に追いつくのに手一杯であるため、何等かの救済措置がとられるべきである旨の意見が出された。

(2) 既卒者

ア 検討の結果

大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成30年8月10日）において、既卒者については、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて、受検年度の前年度の試験結果を、大学の判断により活用できるよう提供できることとされた。

イ 検討の経緯

(ア) 検討・準備グループ

第9回会議(平成29年3月22日)において、大学入学共通テスト実施方針(案)について議論がなされ、英語の4技能評価に関連して、既卒者に再度試験を課す必要があるかどうかについて指摘がなされた。

第12回会議(平成30年3月27日)において、大学入学共通テスト実施方針(追加分)(案)について議論がなされ、既卒者は、どんな年齢であれ、高校3年の4月以降に受けているものが使えるのであれば、どれを使ってもよいはずであり、どれを使うかは本人の判断とすべきである旨の意見が出された。

この点について、卒業後試験を再度受けることもできるし、高校3年生時の成績を使うこともできるとすると、受検生間で格差が生じ、さらに高校卒業から受検までの間に、かなり長い年月が経っている場合、高校3年時の英語力と、受検時の英語力に齟齬が生じる可能性が高い旨の指摘がされた。これに対しては、卒業後2年間に得た成績に限るという制限を課すべきではないかという旨の意見や、2年間という期間を文部科学省側で決めてしまうと、大学側は非常に使いにくくなってしまうので、大学の判断に委ねる方が使いやすいのではないかという旨の意見が出された。

以上を踏まえて、第13回会議(平成30年7月25日)においては、既卒者については、高校授業への影響を検討する必要がないため、受検年度とその前の年度の分を活用できる案に変更したという旨の報告がなされた。

(3) 病気等のやむを得ない事情で受検できなかった者

ア 検討の結果

大学入学共通テスト実施方針(追加分)(平成30年8月10日)において、病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用できるよう提供できることとされた。

イ 検討の経緯

検討・準備グループの第12回会議(平成30年3月27日)において、大学入学共通テスト実施方針(平成29年7月13日)において、順次公表するとされていた実施上の配慮事項に関し、大学入学共通テスト実施方針(追加分)(案)について議論がなされ、病気により入院していた等のやむを得ない事情がある受検生に対しても、高校2年生時の試験結果を利用できるようにする措置をとることについて提案がなされた。具体的には、高校2年生時には健康で資格試験も受検していたが、高校3年生時に交通事故に遭うなどして、長期の入院を余儀なくされたといっ

た状況が想定される旨の回答がなされた。

(4) 受検生の幅広い英語力を評価する際の課題について

ア 検討の結果

受検生の大多数である平均的なレベルの評価について、4技能実施企画部会第4回(平成29年2月13日)において、A1レベルの受検生が全体の約7割を占める中で、CEFRのA1レベルに対応した難易度の低い試験も必要ではないかとの意見が出され、第1回4技能評価ワーキンググループ(平成30年12月18日)においても同主旨の発言が見られた。

最終的に、参加要件を満たした資格・検定試験全体でCEFRのA1レベルからC2レベルまでをカバーするものとなった。

イ 検討の経緯

(ア) 英語教育有識者会議

第1回会議(平成26年2月26日)、第6回会議(平成26年7月16日)、第7回会議(平成26年8月8日)等において、高い英語力を有する生徒とそうでない生徒がいる状況を踏まえた検討を行う必要があるとの意見や、4技能を把握する外部試験について、TOEFLなどの試験は高い英語力を有する生徒が受検して海外の大学への留学を目指すのに適しているが、そうでない一般的な英語力の生徒をターゲットにした英検などの適切な外部試験も活用すべき旨の意見が出された。

(イ) 活用作業部会

第2回会議(平成27年2月20日)において、CEFRのB1以下のレベルもしっかり測定できる試験も必要との意見が出され、ほとんどの受検生が位置するCEFRのA1、A2を入学者選抜で活用するためには、得点の換算が厳密にできれば理想ではあるが、CEFRレベルや、バンドを有効に活用するのであれば、B1以下の部分を、更に細分化する必要があるのではないかという旨の指摘がされた。

(ウ) 検討・準備グループ

第8回会議(平成30年2月21日)において、資格・検定試験は、英語がある程度できる人を対象にしている一方で、CEFRのA2以上に該当するセンター試験150点以上をとるのは、受検生の上位20%であり、大多数の下位の者に対してどういった試験をやっていくのかという旨の指摘がされた。

(エ) 4 技能実施企画部会

第4回会議（平成29年2月13日）においても同様に、CEFRのA1レベルの得点層がセンター試験で換算して約7割の受検生が該当するにもかかわらず、CEFRのA2以上の得点層をターゲットしている状況に対する危惧があった。

(オ) 4 技能評価ワーキンググループ

第1回会議（平成30年12月18日）においても、難易度の低い試験も必要という旨の意見が出された。

(5) 高校2年生時点で一定のレベルがある者

ア 検討の結果

検討・準備グループ第12回会議（平成30年3月27日）、第13回会議（平成30年7月25日）において、高校2年の段階で参加試験を受検し、その結果がCEFR対照表のC1以上である者であり、かつ、「高校生のための学びの基礎診断」を受検した者には、高校3年の2回に代えて高校2年のC1以上の成績を活用できる例外を認めるのはどうかとの提案があったが、議論の結果、そのような例外措置は設けられなかった。

イ 検討の経緯

(ア) 検討・準備グループ

第12回会議（平成30年3月27日）において、大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月13日）にて、順次公表するとされていた実施上の配慮事項に関し、大学入学共通テスト実施方針（追加）（案）について議論がなされ、文部科学省から、高校2年の段階で参加試験を受検し、その結果がCEFR対照表のC1以上である者であり、かつ、「高校生のための学びの基礎診断」を受検した者には、高校3年の2回の受検に代えて高校2年のC1以上の成績を活用できる例外を認めてはどうかという旨の提案があった。

これについて、受検生の負担を軽減すべき理由がわからない旨の指摘がなされたのに対し、文部科学省は、学校で受検を求めた学びの基礎診断でC1以上を取る好成績を修めたにもかかわらず、さらに高校3年でもう1回受けるということを疑問視する指摘があったため、加えたものであると説明した。

これに対しては、実際に現在、私立大学等で使っている選抜で考えると、B2以上であればそれこそ満点に取り扱うような相当なレベルであり、それを高校2年で達成していて、さらに高校3年でC1以上に上がるかもしれないから、その成績は使ってはいけないと説明されているように聞こえるので、そもそもそ

の根拠があるのかももう一度考えた方がいい旨の意見があった。

また、極めて例外的な人だけを救済される仕組みは一見いいように見えて、実際に誰も救わないのであまり意味がない旨の発言もあった。

全ての資格・検定試験が「高校生のための学びの基礎診断」として認定を受けているわけではなく、認定を受けた試験のみの結果を特例とするのはおかしいのではないかという旨の意見があった。

また、そもそも、学びの基礎診断は高校生の基礎学力をみるものであり、A1及びA2が目標で、C1のレベルは対象としていないので、そういう設計の試験におけるC1を基準とするのは本来の趣旨ではない旨の意見があった。

文部科学省からは、C1、B2等の線引きは難しく、色々な考えがあるが、高校生活になるべく影響を与えないという観点からは、高校の授業では通常到達し得ないCというのが一つの切り口になると考えて提示したこと、割合から考えれば、B2もそれほど多くないが、Bの途中で切るのが適切かどうかについても問題である旨の説明があった。

第13回会議（平成30年7月25日）において、文部科学省から、C1を線引きすると相当人数が限られてしまい、例外としての意味がない旨の意見があったこと、また、高校で今習得している英語のレベル及び大学入試センターで実施する共通テストのレベル等を勘案して、B2という基準を改めて提示する旨の提案があった。また、文部科学省から、「高校生のための学びの基礎診断」の申請を受け付けていたが、実際に大学入試センターが提供する試験として、参加試験として対象になるもので、かつB2になり得る民間団体のテストの申請がなかったことや、前回の議論を踏まえて、負担軽減の対象から削除するとの再提案があった。

また、高校2年生が試験を受けてB2を取れる子は基本的に本当に少なく、B2レベルを取ったとしても非課税世帯と離島・へき地の人のみが対象というのは特例としておかしいのではないかという旨の発言もあった。

現在の学習指導要領の基準はA2であり、高校2年生でB1ぐらいまでとれていけば、高校3年でも当然さらに上を目指すと考えられること、ほかの教科でも高校2年までの授業を基にしたものはたくさんあるので、追加分の方針では助けてあげてほしい旨の意見があった。

英語力を取得した者が、資格が取れたからもう英語の勉強をやめるなんてとても考えられないこと、負担軽減すべき理由の上のところでC1以上がB2になっているが、B1でいいかもしれないので、成績の基準についてきちんと考えてほしい旨の意見があった。

「高校生のための学びの基礎診断」を削除した理由が、現状として「高校生のための学びの基礎診断」に参加しようとしている民間団体のテスト自体がB2

以上に該当しないということなので、今後、「学びの基礎診断」も要件に合致するようになったときには改めて考えていくということかという旨の意見があった。

高校2年時にB2まで取ればその後少し楽になるということになれば、学校としては当然、全体として対策を立て、基本的にはある特定の民間の1つの資格試験等を目指して、それを目標に対策をとることが予測され、色々な選択肢を示している中で特定のものに偏ってしまう危険性が十分にあり、本来のねらいとは違った方向に行くのではないかという旨の懸念が示された。また、2年のときに得た資格が活かされるとすると、基本的に高校1年生からずっとその対策に走ることもなりかねず、本来高等学校で学習指導要領のもとで行うべき英語の学習そのものが崩れる可能性が十分にあることから、受検期間を3年生のある一定の時期に限定したことはそれなりに意味がある旨の意見が出された。

II-3. 受検に係る経済的事情（受検料や複数回受検に伴う負担等）への対応

(1) 経済的に困難な者への対応

ア 検討の結果

(ア) 大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月 13 日）において、「資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。また、認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を対象として活用するよう各大学に求める。」とされた。

(イ) 平成 29 年連絡協議会第 1 回（平成 29 年 9 月 7 日）において、文部科学省より、今後の方針としては、高校 3 年生の 4 月から 12 月に受検した試験の使用に限ること、受検できる回数を無制限とすると、地域差や経済差による不公平が生じやすいため受検生が受検前に登録した 2 回の成績を大学入試センターが各大学に提供するという形とすること、現行のセンター試験におけるリーディング・リスニングの 2 技能試験は混乱を避けるため平成 35 年度までは実施すること、現在文部科学省から各団体に検定料の負担軽減を依頼中であること等が表明された。

(ウ) 大学入試英語成績提供システム参加要件（平成 29 年 11 月 1 日大学入試センター理事長裁定）において、実施団体の要件として、「経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること」が定められた。

(エ) 大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成 30 年 8 月 10 日）において、非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できる者については、その負担軽減のため、C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する等の一定の要件を満たした場合は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、高校 2 年時に受検した大学入試英語成績提供システム参加試験の受検結果を活用することができることとされた。

(オ) 4 技能評価ワーキンググループの第 6 回会議（令和元年 9 月 3 日）において、文部科学省から、受検生の経済的負担を考慮し、令和 2 年度概算要求において、共通テストの検定料が現行水準であることを前提に、新たに必要となる経費を予算要求しており、共通テストの検定料等の具体的な額は今後の予算編成の過程で検討が行われるが、文部科学省としても受検生の経済的負担に配慮しつつ議論していきたい旨の説明があった。また、共通テスト等実施事業とは別の費目として、へき

地児童生徒援助費等補助金の離島高校生就学支援事業があり、同事業の高校未設置離島の高校生を対象に、参加試験の受検のために要する経費のうち交通費、宿泊費を負担する都道府県市町村の事業に対して補助を行なえるよう予算要求をしていること、支援の方法は、全額補助ではなく、都道府県市町村が支援したものへの補助であり、補助率は基本的に2分の1で予算要求をしている旨の説明があった。

一方で、基本的には、受検料は各実施団体に委ねられるものであり、全体的に均一な受検料の低額化は図られなかった。

イ 検討の経緯

(ア) 中央教育審議会の「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成26年12月22日）において、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）に関する議論で、入学希望者の経済的負担を考慮するなど、受検しやすい環境を整備することとされた。

(イ) システム改革会議

システム改革会議中間まとめ（平成27年9月15日）において、評価テスト全般について「受検生の経済的負担を考慮して、一回当たりの検定料を適切な価格に設定する」とされた。また、英語における民間の知見の活用について、「費用負担の在り方や受検機会の確保」に留意して検討すべきとされた。

第7回会議（平成27年10月28日）において全国高等学校長協会より、英語による民間の知見の活用について、「現行の英語の資格・検定試験は受検料が高額であるとの指摘があった。全国高等学校PTA連合会より、特に経済的に困難を抱えている家庭は16%に及ぶこと、そのような家庭にとっては数千円の受検料負担でも心理的にも経済的にも負担感が強く、学習機会からの脱落になりかねないこと、特に経済的困難家庭にとっては受検料が非常に負担であるため、特段の配慮が必要である旨の指摘があった。公立大学協会より、民間テストの導入について、費用負担、経済的な格差、教育機会均等の不平等につながらないような配慮をすべき旨の指摘があった。全国公立短期大学協会より、TOEFLなど民間の資格・検定試験の結果を利用することで、受検生の経済的負担がさらに増加することのないよう、財政措置が必要である旨の指摘があった。

システム改革会議最終報告（平成28年3月31日）において、評価テストについて、英語は4技能の評価を推進し、民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討するが、「費用負担の在り方や受検機会の確保」に留意することとされた。また、評価テストの「検定料については、受検生の経済的負担を十分考慮して適切な価格に設定する」とされた。

なお、議事録を見る限り、第7回における各種団体からの指摘があったほかは、

システム改革会議において英語民間試験の経済的事項に関わる議論は議事録上、見当たらなかった。

(ウ) 検討・準備グループ

第1回会議（平成28年5月19日）において、資格・検定試験を利用する場合、共通テストとの関係で、受検料についても考慮すべき旨の指摘がなされた。

第3回会議（平成28年8月23日）において、資格・検定試験による認定を考えた場合、実施体制・料金・実施会場の確保・セキュリティを見直さないと共通テストと同等の試験にはできない旨の意見が出されている。また、同会議内において、複数受検が可能であれば、受検生は可能な限りで受検することが想定されるため、負担が大きくなる旨の意見も出された。

第4回会議（平成28年9月30日）においては、共通テストと資格・検定試験の受検料の総額は幾ら位になるのかとの質問に対し、現時点で総額は示せていない旨の回答がなされた。

第11回会議（平成29年7月10日）においては、今回の4技能検定試験は、国が行う改革であるため、民間団体に費用抑制を依頼するのみでなく、国として予算措置をとるべきではないかという旨の意見が出された。

以上の意見を踏まえて、第12回会議（平成30年3月27日）では、検定料については、経済的負担を極力軽減できるよう、可能な限りの低額化の努力・配慮を強く求めたい旨の意向が文部科学省から示された。

(エ) 連絡協議会・活用作業部会

平成26年度連絡協議会第1回（平成26年12月2日）において、英語検定試験を実施している複数の民間事業者に対して、試験の検定料や割引等についてヒアリングが行われた。出席した委員からは、英語の民間試験の受検料が高額ではないかという旨の指摘があった。

活用作業部会第1回（平成27年1月27日）、第2回会議（平成27年2月20日）において、連絡協議会への「意見」として、下記の指摘がされた。

- ・受検料、実施会場等については、民間試験の活用を促進し、その結果、受検生増を前提とすれば一定の格差解消が期待されるが、民間の試験にすべて委ねる場合、全国一律の受検料、生徒数に応じた受検機会の安定的な確保は難しいこと
- ・経費と受検回数についての公正性の問題、すなわち、複数回受検をすることになると経費が高くて受けないという生徒はいないと考えられるが、費用によっては受検回数を絞る生徒と毎回受ける生徒との間での不公平性の問題が生じること

- ・いずれの地域においても安定的、かつ受検料によって生徒の不公平な状況が生じないような受検機会を確保するため、国が関与する全国一律の英語4技能試験の実施とともに民間の資格・検定試験の活用促進を図るべきこと
- ・資格・検定試験を活用した入試を行う大学は、試験会場として大学の施設を無料で貸し出すなどして、テストを実施するコストをさげることに協力し、試験団体は少なくとも大学受検生に関しては受検料を下げることを検討すべきこと、大学が入学者選抜料の引下げを検討すべきこと

平成26年度連絡協議会第2回（平成27年3月17日）において、文部科学省より、4技能試験を実施する民間団体の検定料について、平均的には約2万円から1万円弱の、低めのところでは7000円弱というような状況であるとの説明があり、受検料の経済的負担に対する配慮について議論が必要である旨の発言があった。

平成27年度連絡協議会第1回（平成27年9月29日）において、一部の民間事業者から、検定料や割引制度の改善状況について説明がされた。

平成27年度連絡協議会第2回（平成28年3月25日）において、文部科学省より、作業部会からは「民間の英語資格・検定試験の受検料の減額補助制度については、試験団体と文部科学省の方で引き続き検討すべきである」との意見があったことが報告された。また、第3回と同様に、一部の民間事業者から検定料や割引制度の改善状況についての説明がされた。出席した委員から、学生へのアンケートでは複数の試験のうち費用や受検の場所といった事情が重視されていることからすると、それぞれの民間試験の特徴や、何を測れるかという内容より、より簡単な試験に学生は流れるのではないかとの指摘や、地方では比較的安い受検料の負担すら困難な家庭があるため、調査結果における受検料の要望金額についても平均値を見ればよいわけではない旨の指摘がなされた。

平成29年度連絡協議会第1回（平成29年9月7日）において、入試改革を下手にすると、格差の再生産ということにつながってしまう可能性があるが、この点についても会議の中で十分な議論を尽くし、結論に至ったことを表明すべき旨の指摘があった。また、別の委員から、大学等が民間試験に対して無償で会場を提供し、受検料を引き下げることはいか、あるいは離島などの地方で交通が不自由な地域の学生に対して還元できないかという旨の提案があった。これに対しては、文部科学省より、会場を提供する大学や高校があれば有難いが、会場費で浮いた分について全受検生の受検料を一律に減額するか、離島などの学生に還元するかは、各団体に一任する旨の回答があった。

その他、複数名の別の委員からも、経済格差への配慮を検討する必要がある旨の指摘があった。

(オ) 4 技能実施企画部会

第1回会議（平成28年11月25日）において、受検生の負担を考慮して、受検可能回数に一定の制限（例えば、3回程度）を設けることについての提案がなされている。また、民間の資格・検定試験を認定する基準に関して、実施時期・回数として、毎年度4月から12月までの間に、複数回（2回以上）実施が可能であること等を盛り込む案が示されている。さらに、実施イメージとして、受検生が、各資格・検定試験をそれぞれ個別に受検申請をするのか、資格・検定試験団体の業務を円滑にするため、一括での申請にするのか等について、3つの案が示され、実施における課題が示されている。

第2回会議（平成28年12月12日）において、資格・検定試験が個人の利益に帰するものであるため、公平性の観点から、財政的支援について理解が得られるかという旨の指摘があった。

また、同会議において、受検回数の制限を設けることのメリット・デメリットについての検討がなされている。受検回数の制限を設けない場合のメリットとしては、主に時期を選ばず複数回受検が可能となること及び異なる資格・検定試験を複数回受検可能となることが挙げられ、デメリットとしては、主に経済的格差による影響を助長する等の点が挙げられている。受検回数の制限を設ける場合のメリットとしては、主に経済的格差による影響を抑え、受検者の受検回数による負担や資格・検定試験団体の負担（離島・へき地対応など）が軽減できることが挙げられており、デメリットとしては、主に、制限する回数の妥当性の担保があるのかという点が挙げられている。

同会議においては、実施イメージとしては、受検生が、各資格・検定試験をそれぞれ個別に受検申請をする案が示されている。課題部分として、高校1年生、高校2年生のときの結果を利用することを可能とするか、受検回数に制限を設けるべきか（格差を助長する恐れはないか）が挙げられており、第1回会議の際に示されていた、資格・検定試験団体が用意する会場数と受検者・人数がマッチしない場合があることや受検回数ほどのように確認すべきかとの点は挙げられなかった。

第3回会議（平成29年1月13日）では、地域的・経済的な面で受けられない生徒にも配慮する必要がある旨の発言があった。また、同会議資料内において、受検時期・回数について、受検時期は、高校3年生以降の毎年4月から12月とするが、受検可能回数は制限を設けないとの案が示されている。

第4回会議（平成29年2月13日）では、大学関係者から、受検機会が平等に与えられるためには、何らかの回数の制限を設けないと離島・へき地の学生に不利ではないかという旨の意見があったこと、高等学校関係者からは、回数制限をしなければ、経済状況や地域によって受検回数の格差が生じる（一方で、回数制

限よりも、試験結果の有効期限の方が大事) 旨の意見があったこと、検討・準備グループ第7回(平成29年1月16日)では、受検時期は高校3年生からとなっているが、そこまで狭くする必要はない旨の意見があったことがそれぞれ示された。

また、第3回会議の案とは異なり、経済的格差や離島・へき地等の居住地による機会の不平等、受検者の負担、高等学校教育への影響(例:早期から認定試験対策に追われるとの懸念)の一方、受検機会の複数化の観点も考慮し、一定の回数制限を設けることが適当であるとして、受検時期を高校3年生以降の毎年4月から12月とし、受検可能回数の制限を設けるとされている。さらに、同会議内において、受検回数について、4技能検定をセンター試験の代替と考えるのであれば1回と考えるべきであるが、一方で複数回実施という議論もあるので、2回受検してそのうちの1回と考える方が、センター試験からの移行という文脈に沿うのではないかという旨の意見がなされている。他方で、複数回受検に関して、予備校等を含めて模擬試験を多数行っている中で、複数回受検を1回や2回に限定しても塾・予備校のある地域とない地域の差は埋まらない旨の意見や英語試験のみ複数回受検を制限するとなったとしても、子供たちの受検環境の均等化は難しいのではないかという旨の意見もあった。

また、同会議資料内において、実施イメージは、受検回数が2回の案となっている。

第5回会議(平成29年8月3日)においては、経済的に困難な受検生への配慮について、受検生のへ配慮を行うこと自体は重要だが、検定料を減免、免除する場合の資金源や、配慮対象の判別を各実施団体に求めるのは難しい旨の意見が複数出された。また、この点について、学校や都道府県と連携することや国としても公的補助を検討することが必要ではないかという旨の発言があった。

また、同会議資料において、資格・検定試験実施団体の英語入試成績提供システムへの参加要件として、毎年度4月から12月までの間に複数回の試験を実施することとする案を示している。加えて、大学入学共通テスト実施方針(平成29年7月13日)を受けて大学入試センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付するとの提示があった。

第7回会議(平成29年9月25日)において、懸念事項として、経済的に困難な受検生への配慮について、割引等の検討は行うものの、その場合にどの受検生が該当するのかの判別が難しい旨の意見もあるので、あらかじめ、経済的に困難な受検生を判別できるようにしておけないかも含めて今後も検討していくとの方向性が示された。

(カ) 4技能評価ワーキンググループ

第1回会議（平成30年12月18日）、第4回会議（平成31年4月26日）等の複数の会議において、高校生の経済状態は厳しいこと、各試験実施団体の受検料は高すぎるので、下げるべきであることが指摘された。

また、第1回会議（平成30年12月18日）において、センター試験の一環であることや、どの受検生にとっても各実施団体の受検料は高いこと、これまでの大学受検費用に加えて、検定試験が必須となったこと、複数回受ける制度であり、しかも大学入試英語成績提供システムの方に登録しなければ何回でも受けられるため、何回も練習で受けて、その後、大学入試英語成績提供システムで2回試験を受けるといった方法をとることができること、全国であまねく試験が実施されるわけではなく、受検に交通費や宿泊費がかかる場合もあることから、経済的困難者だけでなく全体への経済的な対応や受検料の均一化を検討すべき旨の意見が出された。これに対し、文部科学省から、各試験の実施目的、体制及び趣旨は異なるので、今後、実施団体ごとにニーズ調査も踏まえながら値下げ等を検討してもらいたいと考えていること、また、国としても、いわゆる経済的困難者に対して無償奨学金の中で検定料を補助することも検討していることが説明された。

第6回会議（令和元年9月3日）においても、全受検生にとって各実施団体の受検料は高いので、平等の観点から、経済的に困難な家庭及びへき地に限定するのではなく、受検料を均一化すべき旨の指摘があった。

(2) 受検回数の制限

ア 検討の結果

大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月13日）において、英語4技能評価の対象となる試験結果は、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果とされた。

イ 検討の経緯

(ア) 高大接続特別部会

第15回会議（平成26年5月23日）において、（達成度テスト（基礎レベル・発展レベル）について）複数回受検を実施する場合、受検料の負担者を検討するにあたり、保護者の経済力が子供の教育の格差につながらないようにすべきである旨の指摘がなされた。

(イ) 英語の資格・検定試験の活用促進に関する作業部会

第1回会議（平成27年1月27日）において、4技能評価になると経費のことに關して、その値段付けが正当であるかどうかということも説明が必要になる旨の

指摘があった。

(ウ) 検討・準備グループ

第4回会議（平成28年9月30日）において、試験結果の活用について、1点刻みの使い方をすると、受検生は、複数回の試験があれば全ての試験を受検することが想定されるため、点数の使い方は十分考える必要がある旨の指摘がなされている。

(エ) 4技能実施企画部会

第1回会議（平成28年11月25日）において、受検生の負担を考慮して、受検可能回数に一定の制限（例えば、3回程度）を設けることについての提案がなされている。また、民間の資格・検定試験を認定する基準に関して、実施時期・回数として、毎年度4月から12月までの間に、複数回（2回以上）実施が可能であること等を盛り込む案が示されている。さらに、実施イメージとして、受検生が、各資格・検定試験をそれぞれ個別に受検申請をするのか、資格・検定試験団体の業務を円滑にするため、一括での申請にするのか等について、3つの案が示され、実施における課題が示されている。

第2回会議（平成28年12月12日）において、受検回数の制限を設けることのメリット・デメリットについての検討がなされている。受検回数の制限を設けない場合のメリットとしては、主に時期を選ばず複数回受検が可能となること及び異なる資格・検定試験を複数受検可能となることが挙げられ、デメリットとしては、主に経済的格差による影響を助長する等の点が挙げられている。受検回数の制限を設ける場合のメリットとしては、主に経済的格差による影響を抑え、受検者の受検回数による負担や資格・検定試験団体の負担（離島・へき地対応など）が軽減できることが挙げられており、デメリットとしては、主に、制限する回数の妥当性の担保があるのかという点が挙げられている。

第3回会議（平成29年1月13日）では、地域的・経済的な面で受けられない生徒にも配慮する必要があるとの発言があった。また、同会議資料内において、受検時期・回数について、受検時期は、高校3年生以降の毎年4月から12月とするが、受検可能回数は制限を設けないとの案が示されている。

第4回会議（平成29年2月13日）では、大学関係者から、受検機会が平等に与えられるためには、何らかの回数の制限を設けないと離島・へき地の学生に不利ではないかという旨の意見があったこと、高等学校関係者からは、回数制限をしなければ、経済状況や地域によって受検回数の格差が生じる（一方で、回数制限よりも、試験結果の有効期限の方が大事）旨の意見があったことが示された。

また、第3回会議の案とは異なり、経済的格差や離島・へき地等の居住地による

機会の不平等、受検者の負担、高等学校教育への影響（例：早期から認定試験対策に追われるとの懸念）の一方、受検機会の複数化の観点も考慮し、一定の回数制限を設けることが適当であるとして、受検時期を高校3年生以降の毎年4月から12月とし、受検可能回数の制限を設けるとされている。さらに、同会議内において、受検回数について、4技能検定をセンター試験の代替と考えるのであれば1回と考えるべきであるが、一方で複数回実施という議論もあるので、2回受検してそのうちの1回と考える方が、センター試験からの移行という文脈に沿うのではないかという旨の意見がなされている。他方で、複数回受検に関して、予備校等を含めて模擬試験を多数行っている中で、複数回受検を1回や2回に限定しても塾・予備校のある地域とない地域の差は埋まらないという旨の意見や英語試験のみ複数回受検を制限するとなったとしても、子供たちの受検環境の均等化は難しいのではないかという旨の意見もあった。また、同会議資料内において、実施イメージは、受検回数が2回の案となっている。

第5回会議（平成29年8月3日）においては、同会議資料において、資格・検定試験実施団体の英語入試成績提供システムへの参加要件として、毎年度4月から12月までの間に複数回の試験を実施することとする案を示している。加えて、大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月13日）を受けて大学入試センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付するとの提示があった。

II-4. 受検に係る地域的事情への対応

(1) 受検にかかる地域的事情への対応が不十分にならないか

ア 検討の結果

- (ア) 「大学入学共通テスト実施方針」(平成 29 年 7 月 13 日)において、「資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し(以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。)、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。また、認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を対象として活用するよう各大学に求める。」とされた。
- (イ) 平成 29 年度連絡協議会第 1 回(平成 29 年 9 月 7 日)において、文部科学省より、今後の方針としては高校 3 年生の 4 月から 12 月に受検した試験の使用に限ること、受検できる回数を無制限とすると地域差や経済差による不公平が生じやすいため受検生が受検前に登録した 2 回の成績を大学入試センターが各大学に提供するという形とすること、現行のセンター試験におけるリーディング・リスニングの 2 技能試験は混乱を避けるため平成 35 年度までは実施すること等が表明された。
- (ウ) 大学入試センターは、大学入試英語成績提供システム参加要件(平成 29 年 11 月 1 日大学入試センター理事長裁定)において、実施団体について以下の要件が定められた。
- 毎年度 4 月から 12 月までの間に実施する複数回の試験は、原則として、毎年度全都道府県で実施すること。
- ただし、当分の間、受検希望者が著しく少ない地域では、近隣の複数県を合わせた地域で合同実施することができる。この場合であっても、全国各地の計 10 か所以上で複数回の試験を実施していることを要するものとする。
- その試験に申し込んだ受検希望者の受検機会の確保に努めること。
- (エ) 大学入学共通テスト実施方針(追加分)(平成 30 年 8 月 10 日)において、離島・へき地に居住または通学している者については、その負担軽減のため、C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する等の一定の要件を満たした場合は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、高校 2 年時に受検した大学入試英語成績提供システム参加試験の受検結果を活用することができることとされ、離島・へき地の居住者等について一定の手当てがされた。
- (オ) 4 技能評価ワーキンググループでは、文部科学省の実施した高校へのニーズ調査結果を踏まえ、各実施団体において試験会場の確保等を進めるべく情報共有及び

協議が重ねられた。もっとも、すべての受検生が合理的な交通手段で行ける範囲に十分な試験会場を確保できるかを疑問視する意見も残った。

試験実施会場の確保のため、文部科学省より、特に地方において大学・高校も含めた会場設置を推進したものの、高校を試験会場とする点については、最後の会議においても公平性・公正性を懸念する意見があった。

イ 検討の経緯

(ア) 中央教育審議会の「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成 26 年 12 月 22 日）において、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）に関する議論で、入学希望者の受検場所を考慮するなど、受検しやすい環境を整備することとされた。

(イ) システム改革会議

最終報告（平成 28 年 8 月 31 日）において、評価テストについて、英語は 4 技能の評価を推進し、民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討するが、費用負担の在り方や受検機会の確保に留意すること、受検場所に短時間では行けない受検生への配慮など、制度設計全体を通じて受検しやすい環境整備や実施方法の策定に努めることとされている。

なお、議事録を見る限り、システム改革会議において受検にかかる地域的事情の議論は確認できなかった。

(ウ) 検討・準備グループ

第 4 回会議（平成 28 年 9 月 30 日）において、離島等へき地居住者の受検機会の均等性についても考慮を要する旨の指摘がなされ、同指摘に対しては、試験を行うための施設に課題や制約があるため、まず全国的に施設・設備を整備することが必要という旨の意見が出された。

第 6 回会議（平成 28 年 12 月 16 日）において、全国共通で行っている資格・検定試験は英検、GTEC および TOEIC のみであることから、これ以外の試験を共通試験で利用した場合、不平がでるのではないかという旨の指摘がなされた。

第 7 回会議（平成 29 年 1 月 16 日）では、全国共通で行っている資格・検定試験の中でも、英検および TOEIC は受検者が多い。しかし、TOEIC は、スピーキング・ライティングについては別に受けないといけないことから、4 技能全てを受けている人は少ない旨の指摘がなされた。この点については、4 技能を重視する場合、TOEIC も 4 技能すべてを受検し、その点数を提示するしかない旨の意見が出された。

以上の検討を踏まえて、第 12 回会議（平成 30 年 3 月 27 日）では、高校 2 年の

段階で参加試験を受検し、その結果がC E F R対照表のC 1以上である者であり、かつ、離島・へき地に住んでいる者には、高校3年の2回に代えて高校2年のC 1以上の成績を活用できる例外を認めてはどうかという旨の提案がなされた。このような負担軽減をすべき理由として、離島・へき地に住んでいる者を挙げることは理解できる旨の意見が複数の委員から出された。

(エ) 連絡協議会

① 平成26年度連絡協議会第1回(平成26年12月2日)

英語検定試験を実施している複数の民間事業者より、試験の実施会場や実施の頻度についてヒアリングがされた。

委員から、民間試験が地域によって受検機会が大きく異なることが無いようにすべき旨の指摘があった。また、塾や家庭教師が無い地域もあり学力的な格差が生じている旨の指摘があった。

② 活用作業部会

活用作業部会から連絡協議会に対し、「意見」として、下記の指摘があった。

- ・受検料、受検機会の地域間差は現状として大きな課題があること
- ・受検料、実施会場等については民間試験の活用を促進し、その結果、受検生増を前提とすれば一定の格差解消が期待されるが、民間の試験にすべて委ねる場合、全国一律の受検料、生徒数に応じた受検機会の安定的な確保は難しいこと
- ・いずれの地域においても安定的、かつ受検料によって生徒の不公平な状況が生じないような受検機会を確保するため、国が関与する全国一律の英語4技能試験の実施とともに民間の資格・検定試験の活用促進を図るべきこと

③ 平成26年度連絡協議会第2回(平成27年3月17日)

文部科学省より、民間英語試験(6団体・8試験)の都道府県別の実施状況について説明され、公平性の観点から、受検機会を確保するための方策をさらに検討する必要がある、学校と民間試験団体の相互協力による改善を検討してはどうかという旨の意見があった旨が紹介された。

④ 平成27年度連絡協議会第1回(平成27年9月29日)、平成27年度連絡協議会第2回(平成28年3月25日)

一部の民間事業者より、試験の実施会場や試験実施の頻度の改善状況について説明がなされた。

⑤ 平成29年度連絡協議会第1回(平成29年9月7日)

出席した委員より、民間試験を受検するための地域間格差、例えば離島に住む学生の場合、飛行機代や前泊のための宿泊費として多大な費用が掛かることが

指摘され、経済的に困難な学生を国が補助する予定があるかという旨の質問がなされた。これに対し、文部科学省からは、即答はできないが負担軽減のための取組をしていく旨、民間試験を離島を含む様々な場所で開催してもらうよう各団体に依頼することや、受検料の抑制について検討する旨の回答があった。

また、出席した委員より、大学等が民間試験に無償で会場を提供し受検料を引き下げることや、会場費が浮いた分をあるいは離島などの地方で交通が不自由な地域の学生に還元できないかという旨の提案があった。これに対しては、文部科学省より、会場を提供する大学や高校があれば有難いが、会場費で浮いた分について全受検生の受検料を一律に減額するか、離島などの学生に還元するかは、各団体に一任する旨の回答があった。

他の複数の委員からも、地域間格差の是正を検討する必要がある旨の指摘があった。

(オ) 4 技能実施企画部会

- ① 第4回会議（平成29年2月13日）において、日本国中で、個々の大学でも民間検定試験でも、離島での受検体制を作ることは、実施しているところもあれば、実施していないところもある中で、一番の制約は会場の問題であり、会場を国が提供すれば、費用を抑えて会場の確保ができる旨が指摘された。また、予備校等を含めてかなりの模擬試験をやっている中で、複数回受検を1回や2回に限っても、塾・予備校のある地域と無い地域の差は中々埋まらず、結局子供たちの受検環境の均等化は難しい旨の意見が出された。検定試験の費用を県が負担するとなっている例もあるので、行政も含めてトータルで議論するべきである旨の意見があった。
- ② 第5回会議（平成29年8月3日）においては、地域による受検機会の不公平を解消するため、原則として全都道府県での実施を求めたい旨の意見がある一方、複数の試験がシステムに参加すること等を踏まえれば全都道府県で受検できることまで求める必要はない旨の意見や、各大学が全ての試験結果を使うのであれば全都道府県で実施しなくても問題ない旨の意見が出された。また、離島会場での実施において試験の公平性に注意すべき旨の意見が出された。
- ③ 第6回会議（平成29年8月23日）において、早期に告知がされていれば、全ての試験が全都道府県複数回実施を徹底する必要はない旨の意見があった。また、入学試験であるため、CBTによるテストであっても自宅受検は認めず、会場設置が前提である旨の意見があった。また、準会場をどこまで認めるのかという旨の意見もあった。さらに、韓国においては2日前まで受検会場を知らされず、かつ自校での受検は無いとの事例が示されたが、同様の方法を取ると、国民的な合意が必要であり、査察官の制度なども必要になるとの負担についての

説明もあった。

- ④ 第7回会議（平成29年9月25日）において、懸念事項として、全都道府県での実施について、受検者の見込みが少ない県にまで試験会場を常設することはコスト的に難しいことが挙げられ、方向性として、文部科学省において会場確保に関して高校や大学への働きかけを行うことや、受検生の人数把握のための調査の実施を行い、当分の間、受検希望者が少ない地域では、近隣の複数県で合同実施することも認めるといった可能性も提示しながら、各試験実施団体には前向きに検討してもらうとの案が示された。

（カ）4 技能評価ワーキンググループ

- ① 第1回会議（平成30年12月18日）において、文部科学省から、平成30年5月21日から9月14日までを調査期間として実施された、受検生の人数把握に関するニーズ調査の結果が報告され、実施団体の委員から、各高校へのニーズ調査の結果、現在は試験会場がない地域にも受検ニーズがあることが判明したので、試験会場の新設等を検討していきたい旨の意見があった。
- ② 第2回会議（平成31年1月30日）において、文部科学省から、現在、ニーズ調査の結果を踏まえて、各実施団体において試験会場の確保を検討中である旨の説明があった。
- ③ 第3回会議（平成31年3月1日）において、受検機会を確保できるように誰がどのように制度設計をするのかを明確にすべきであること、その対応を各実施団体に委ね、実施できなかった結果を問題視するのではなく、必ず受検機会が確保できるよう担保すべきであること、地域の問題として、合理的な交通手段を使って行ける範囲内に確実に希望する場所で受検できるようにしない限り、公平性は成立しないと批判されるリスクがあることが指摘された。
- ④ 第2回会議（平成31年1月30日）、第3回会議（平成31年3月1日）において、試験会場確保のために高校を会場にする問題点として、各高校の施設・設備も含め、公平・公正の観点から管理が難しいこと（試験会場の高校に通学する生徒が心理的に有利であること、高校教員が試験監督になる場合の不公平性）、試験実施のため高校教員を動員することは難しいこと、不測の事態・事故が発生した場合に高校が責任を負うことも一切できないこと、検定試験実施のために高校の年間行事や部活動等をかなりの範囲で制限しなければならないので、特に4月以降に高校を試験会場として確保するのは難しいことから、基本的に高校を会場にするのは難しい旨の意見が出された。公平性の担保への懸念から、高校ではなく大学を会場にすべき旨の指摘もされた。
- ⑤ 第6回会議（令和元年9月3日）において、文部科学省より、受検生ができるだけ近隣で受検できるように、文部科学省から、令和元年8月27日付で、大学・

地方公共団体に対し、試験実施団体に会場を無償又は安価に貸与するなど、会場設置への協力を要請する通知を发出した旨の説明があった。

これに対し、複数の委員から、高校を試験会場とすることは公平性・公正性や高校側の負担から問題があるとの指摘がなされた。また、試験会場としては高校より大学を使うように優先順位をつける議論があったはずである旨の指摘もされた。

これに対し、文部科学省からは、上記通知は特に国立大学を中心に会場確保を要請する趣旨であり、高校が会場となるケースは本当に会場がない極めてレアな場合に限られ、本会議の意見を踏まえ、上記通知から十分に伝わらない点は事務連絡等を发出して周知等していきたい旨の説明がされた。

(2) 受検機会の確保・試験会場の確保について

ア 検討の結果

文部科学省は、全国の高校に対しニーズ調査を行い、各実施団体にそれを踏まえた実施スケジュールの検討を求めた。もともと、ニーズ調査の結果自体、既卒者への調査が含まれていないなど、実態を反映していないことを懸念する指摘もあった。

受検機会の確保については、4技能評価ワーキンググループの最後の会議まで、文部科学省が大学及び地方公共団体に対し会場設置への協力を要請する通知が发出されたことが報告されるなど、全国に十分な試験会場を設置できないという懸念への対応が行われていた。

試験会場確保のために高校を会場とすることについても、4技能評価ワーキンググループの最後の会議まで、公平性・公正性や高校の負担等の問題から反対する意見があった。

イ 検討の経緯

(ア) 検討・準備グループ

第8回会議（平成29年2月21日）において、資格・検定試験を活用するにあたって、スピーキングテストを受検生全員が受けられるキャパシティが資格・検定試験団体にはあるのかという疑問が呈された。

かかる質問に対し、英検やGTECはかなりの会場数が確保できているため、今回の認定に当たっては、いずれかの団体において、現行のセンター試験と同等の会場数（700会場程度）を確保できるようにする旨の回答がなされた。これに対しては、受検時期によっては、受検生が集中する時期があることが想定されるため、特にスピーキングとライティングについて、キャパシティの問題はしっかり考える必要がある旨の意見が出された。

同意見に併せて、50万人が受検するのであれば、環境整備には時間がかかるた

め、試験として適した条件で実施可能な状態まで持っていくハードルは高いのではないかという旨の意見が出された。

(イ) 4技能実施企画部会

第4回会議（平成29年2月13日）において、受検機会を必ず確保できるという前提を保証すべきである旨の発言があり、文部科学省から、実施場所・体制の観点では、現状でもセンター試験と同等以上の場所を確保できる団体が複数存在しており、認定試験を活用する場合は、場所を確保できる団体が含まれるように、基本的にすべての試験を対象にするよう大学側に要請していくことになる旨の回答があった。

第5回会議（平成29年8月3日）において、試験会場の問題として、全都道府県で実施するのみならず、会場の定員オーバーで受けない試験が受けられない受検生が出てこないようにすることが必要であり、高校2年生の段階で、受検生の意向調査等の事前調査を行って会場の確保をするなど、受検生が受けない試験を確実に受けられるような仕組みづくりをすべき旨の意見が出された。

(ウ) 4技能評価ワーキンググループ

受検機会の確保については、

- ① 第1回会議（平成30年12月18日）において、文部科学省から、高校に対するニーズ調査の結果について、4から12月の各月（ただし、11月及び12月は合算）のうち、前半では6月、後半では9月、10月、11月及び12月が多く、後半はある程度分散している旨の説明があった。
- ② 第2回会議（平成31年1月30日）において、文部科学省から、現在、ニーズ調査の結果を踏まえて、各実施団体において試験会場の確保を検討中である旨の説明があった。

また、試験会場確保のために高校を実施会場とする場合の調整方法や、試験申込み後に大幅な試験会場の不足が判明し、試験実施団体において会場の手配が困難となった場合の対策が検討課題として文部科学省から挙げられた。

- ③ 第3回会議（平成31年3月1日）において、試験申込み後に大幅な試験会場の不足が判明した場合の対応について、各実施団体から、確保している試験会場の席数を申し込みの上限としているため不足が発生するという事態にはならないという説明がなされたが、これに対しては、この課題は申込んだ受検生は全員受けられる前提の下、会場が手配できなかった場合の対応策を問うものであり、検討課題と回答がかみあっていない旨の指摘があった。

また、実施団体から、各高校に対するニーズ調査の結果を踏まえると、現段階で会場の手配等が困難とは考えにくい旨の説明がなされた。

一方で、ニーズ調査の結果を本当に信頼できるのかとの疑問も呈された。その理由として、受検生は必ず自分に最適な行動をとることから、11月及び12月にほぼ全てにあたる100万件（50万人がそれぞれ2回実施）の受検申込がある可能性もあり、個人で受検申込をする場合に定員を超えて受検できない事態も予測されることが挙げられ、期間の終盤における受検機会確保も含めて、受検機会を確保できるように誰がどのように制度設計をするのかを明確にすべきであること、その対応を各実施団体に委ね、実施できなかった結果を問題視するのではなく、必ず受検機会が確保できるよう担保すべきであること、地域の問題として、合理的な交通手段を使って行ける範囲内に確実に希望する場所で受検できるようにしない限り、公平性は成立しないと批判されるリスクがあることが指摘された。

また、別の委員から、受検希望者数が受検可能数を上回って対応不能になった場合の問題はずっと前から話題になっており、その責任の所在も明確になっていない旨の指摘がされた。他の委員からも、受検生が申し込めば受けられる試験にしてほしい旨の意見が出された。

- ④ さらに、ニーズ調査が既卒者を対象にしていない点については、都内だけでも約10万人いる既卒者がどの試験を受検するかは非常に大きな動向であり、これを読み誤ると対応できないので、文部科学省でも信頼性の高いデータをとって対応できるようにしてほしいとの指摘がなされた。
- ⑤ 第4回会議（平成31年4月26日）において、特に年間実施回数が少ない試験について、希望した日程の試験が受検できず、その数か月後の試験しか申し込めない事態は困るので、できる限り受検生の受入枠を確保してほしいとの要望があった。

会場を確保することについては、

- ① 第2回会議（平成31年1月30日）、第3回会議（平成31年3月1日）において、試験会場確保のために高校を会場にする問題点として、各高校の施設・設備も含め、公平・公正の観点から管理が難しいこと（試験会場の高校に通学する生徒が心理的に有利であること、高校教員が試験監督になる場合の不公平性）、試験実施のため教員を動員することは難しいこと、不測の事態・事故が発生した場合に高校が責任を負うことも一切できないこと、検定試験実施のために高校の年間行事や部活動等をかなりの範囲で制限しなければならないので、特に4月以降に高校を試験会場として確保するのは難しいことから、基本的に高校を会場にするのは難しい旨の意見が出された。公平性の担保への懸念から、高校ではなく大学を会場にすべき旨の指摘がされた。
- ② 第5回会議（令和元年6月19日）において、離島の会場確保については、大

学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成30年8月10日）で示された例外措置により、高校2年生で受検してB2以上を取れば、高校3年生では受検しない場合も生じるので、離島の生徒がB2に受かるか否かによって、各実施団体が離島を会場に試験を実施するか否かが左右されてしまうのではないかという旨の指摘がなされた。

- ③ 第6回会議（令和元年9月3日）において、文部科学省より、受検生ができるだけ近隣で受検できるように、文部科学省から、令和元年8月27日付で、大学・地方公共団体に対し、試験実施団体に会場を無償又は安価に貸与するなど、会場設置への協力を要請する通知を発出した旨の説明があった。

これに対し、複数の委員から、高校を試験会場とすることは公平性・公正性や高校側の負担から問題があるとの指摘がなされた。また、試験会場としては高校より大学を使うように優先順位をつける議論があったはずである旨の指摘もあった。

これに対し、文部科学省からは、上記通知は特に国立大学を中心に会場確保を要請する趣旨であり、高校が会場となるケースは本当に会場がないような極めてレアな場合に限られ、本会議の意見を踏まえ、上記通知から十分に伝わらない点は事務連絡等を発出して周知等していきたい旨の説明があった。

Ⅲ－１． 大学入試英語成績提供システムにおける外部試験選定実施方法

(1) 検討の結果

システム改革会議や検討・準備グループでの議論を経て、「大学入学共通テスト実施方針」（平成 29 年 7 月 13 日）において、高等学校学習指導要領における英語教育の抜本的改革を踏まえ、大学入学者選抜においても 4 技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等に広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することとされた。

具体的には、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し（認定試験）、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとされた。

また、「大学入学共通テスト実施方針策定にあたっての考え方」において、①学習指導要領との整合性については、「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する、②採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質を確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める、③異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準が C F F R と対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める、とされた。

そして、平成 29 年 11 月 1 日に「大学入試英語成績提供システム参加要件」が大学入試センター理事長裁定により策定された。

しかしながら、検討・準備グループの第 12 回会議において、成績提供システムの参加要件の確認結果が報告された資料 1（「参加要件の確認方法と確認結果の概要」）に対し、①全認定試験が高等学校の学習実態を正確に測れるのか、②学習指導要領に基づく高等学校の英語教育の成果として、まずは適切な評価がされる仕組みが大事である、といった意見が出されている。

また、4 技能評価ワーキンググループにおいて、参考資料として参加要件を示した上で議論が行われた。試験問題の漏洩についての対策については、試験実施団体から説明がなされ、文部科学省から実施主体における試験問題作成者と公式問題作成者の遮断に関する状況を一覧にして説明がなされた。

(2) 検討の経緯

(ア) 高大接続特別部会

第 5 回会議（平成 25 年 1 月 15 日）において、文部科学省より、大学入学者の多様性というものを入学者選抜において積極的に把握、評価していくための手段の 1 つとして、外部試験の活用等も推奨してきたところであるが、外部試験の活用は、思ったほど進んでいないという面と、実際に活用されている大学において、適正な

活用がなされているか、という2つの課題がある。これに関して、外部試験を活用する場合の一定のガイドラインやルール化が必要と主張された。また、同時に、実際の外部試験の活用方法という面でも、各大学において、外部試験等を活用するには受検の募集要項等にどういった活用をするのかという記載はあるが、それを何点換算して合否判定に活用するのか、というところまでは踏み込めていないとの指摘がなされた。

(イ) 英語教育有識者会議

第6回会議（平成26年7月16日）の資料である「英語力の評価及び入試における外部試験活用に関する小委員会審議まとめ」（会議資料4-1）において、外部試験活用小委員会の方針として、「資格・検定試験の活用促進及び客観的な質保証を図る観点から、資格・検定試験が大学・高等学校等において適切かつ効果的に活用されるための環境整備として、大学、高等学校、中学校関係者、資格・検定試験の関係団体及び専門家が参画する協議会（仮称）を設置し、次期学習指導要領の改訂までに一定の方針として、前述のような指針（注：協議会においては、併せて、入学者選抜における資格・検定試験の活用に関する有効性や留意すべき点について、具体的に指針を示すこととされた。）等の具体的な検討、国際水準となっているCEFRとの関係を考慮した4技能を測定する試験としての妥当性に関する検証や、それら結果の情報発信等をスピード感をもって行う。」ことが示された。

これに関し、第7回会議（平成26年8月8日）において、協議会の設置を急ぎ、それぞれの試験の審査を早速開始していただきたい旨の意見が出される一方、協議会の設置について、反対、ないし慎重に考えるべき旨の意見も出された。

また、第8回会議（平成26年9月4日）では、協議会自体を設置することには反対しないが、外部試験の中でどれが適切かを判断するのは、なかなかリスクなことであり、それを、テストを作っている利害関係者だけでやるというようなことは問題である、たとえばテスト理論の専門家などを連れてきて、そして関係者も含めて議論されるべきで、「協議会」とは、何を目的とした協議会なのかを明確にするべきである旨の意見が出された。これに対し、利害関係者が協議会に参加すること自体が問題で、参加するというのであれば、せいぜいオブザーバーとして参加することになるべきだろう旨の意見もあった。

ただし、議論の途中で、協議会と外部試験活用小委員会の大目標が混同されているとの指摘があり、これに対して、座長から、外部試験活用小委員会での結論は、センター試験ないし個別の入試に代わる4技能テストを、できる限り推進することであり、協議会は、様々な試験の妥当性を審査し、大学側や受検生に情報を発信していくために設置するものであると説明された。

(ウ) システム改革会議

第1回会議（平成27年3月5日）で、前提となる答申として、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」が示され、その中の「(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価」において、英語においては4技能の評価が重要であり、これを総合的に評価できる問題や民間の資格・検定試験の活用を行うことが挙げられた。

第9回会議（平成27年12月22日）の資料「「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」で評価すべき能力や、そのための作問の在り方について（論点メモ案）」では、新大学入試センターが基準を示し、民間が作問(原案)・実施・採点を行う体制を検討する、との案も出された。

しかし、「最終報告」では、多技能を評価する方法の一つとして、各大学の判断により、民間の英語の資格・検定試験について、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語の代替として活用したり、個別選抜において活用したりすることも有効であるとされたものの、選定の具体的方法については議論されずに終わった。

(エ) 連絡協議会

平成26年度第1回会議（平成26年12月2日）において、文部科学省側から、英語の4技能の評価及び入学者選抜の改善及び英語の資格・検定試験の活用の在り方について、専門的・技術的見地から集中的に調査・検討し、今後の議論を効率的に進めるため、連絡協議会の下に作業部会を別途設置したいとの提案がなされ、承認された。

また、資料3「当面の取組について(案)」配布がされ、下記の項目につき、今後の会議を進めることが確認された。

- 1 英語の資格・検定試験及び活用促進に係る情報提供
- 2 英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針(仮称)の策定
- 3 英語の資格・検定試験間の換算方法等の検証等
- 4 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)／高等学校基礎学力テスト(仮称)」の検討との連携
- 5 大学及び高等学校入学者選抜における学力検査等の在り方の改善

うち、「2」は、4技能の総合的な育成及び適正な評価の観点から、入学者選抜における資格・検定試験の活用に関する有効性や留意すべき点について、具体的な指針案を策定し、各団体における資格・検定試験活用を奨励するというものである。

平成 29 年度第 1 回会議（平成 29 年 9 月 7 日）において、平成 29 年 7 月 13 日に、「大学入学共通テスト実施方針」を決定したことが報告されるとともに、大学入試センターにおいて検討中の「英語 4 技能大学入試成績提供システム（仮称）への参加要件」が示された（資料 6）。

- 1 団体にに関する要件ということで、継続性のある組織体制が取れているということ、海外が拠点になるものは、日本国内に連絡調整が可能な拠点を持つこと
- 2 試験に関する要件として、日本国内において、大学入試に使われるような試験の実施実績があるということが必要ではないかということ、試験内容や実施体制について、英語 4 技能をバランスよく評価しているかどうかということ、高等学校学習指導要領との整合性が取れていること
- 3 受検の期間である毎年 4 月から 12 月までに複数回の試験を実施していること、地域による受検機会の偏りをなくするための配慮をしているかということ
- 4 経済的に困難な受検生に対する配慮など、検定料について適切であることを公表していること
- 5 障害のある受検生に対して、どのような配慮をしているか公表していること
- 6 試験監督、採点に係る公平性・公正性の確保について、また、採点の質の確保についても確認すること
- 7 不正や情報流出がないような防止策をどのようにされているか、不測の事態が生じた場合の対処方法について、事前に公表されていること
- 8 上記の各項目について、必要な情報を公開していること、また、その試験の実施について外部の第三者が参画するなど、その評価を適切に実施していること
- 9 この要件、または協定書を満たさなくなった場合に、改善案を出していただく、改善されなかった場合は、その参画を取り消す

これについて、非常に重要なポイントがいくつか抜けている、①試験において、TLU (Target Language Use、対象使用言語領域) がどこにあるかが重要である、②バランスの取れた、といっても、このバランスをどう考えるか、4 技能均等に評価するものをよしとするのか、③ 4 技能試験の中には均等に評価しないものもあるので、不均等なスコアが出た場合、均等に換算して大学に提出するという工夫があるか、④認定する大学入試センター試験も、2020 年度以降 4 年間テストを作り続けるが、大学入試センター自体がつくる、2 技能の試験が、今のような不均等なまま続くか、これを認めてよいのか、⑤大学入試センター試験には、スピーキング・ライティングを間接的に測定する整序問題、文法問題、発音問題があるが、これを

そのまま 2020 年以降も残してしまうか、⑥ C E F R とテストの準拠性を議論する作業部会に大学入試センターが入っていないが、2020 年度以降作られるセンター試験は C E F R に準拠しなくてよいのか、との指摘が出された。

これに対し、文部科学省から、①については、学習指導要領との整合性は確認したい、レベル感について、どのように活用するか（例えば、英検準 2 級ならよいけれども、英検 1 級をとった人は評価しない。）の幅を、文部科学省から大学、高校生、受検生に提供するというのもできるのではないかと、②③については、4 技能をしっかりと、極端な偏りなくやっていることを評価させてもらうことが現実的なのところと思う、④⑤⑥については、実施方針、策定にあたっての考え方の中で、共通テストとして実施するものについても、出題内容や配点バランスについて、4 技能評価の必要性から、必要な改善を行うとの指摘をいただいている、英語については、C E F R に準拠して作問する予定であるとの説明がなされた。

また、この連絡協議会としては、テストの結果をどう活用すべきか、というガイドラインを示すべきではないか、今日の議論で一番抜けているのは、大学入試で資格・検定試験をどう活用するのかであり、実際にこれを選抜で使うのかということが具体的に議論されていない旨の意見が出された。

議事の最後に、議題 3 として、英語の資格・検定試験と C E F R との対応関係に関する作業部会の設置について取り上げられ、試験に関する要件に関し、各試験団体には C E F R との対応関係、その根拠となる検証方法や研修成果等の公表、検証体制というものもしっかり構築することを求めているが、そういったことをこの作業部会の中で確認したいとの説明があった。

(オ) 検討・準備グループ

第 1 回会議（平成 28 年 5 月 19 日）において、英語 4 技能評価の実施形態について、文部科学省より以下の 3 案が示され（資料 6）、これに基づき議論がなされた。

A 案：大学入試センター単独実施 → 大学入試センター単独で 4 技能を実施

（日程：マークシートと同日又は別日程で一斉実施）

B 案：民間委託 → 4 技能の全部又は一部（例：話す、書く）について、大学入試センターが基準（仕様）を示し民間委託

（日程：マークシートと同日若しくは別日程で一斉実施、又はマークシートと別日程で、一斉ではなく個別に指定した日程で実施）

C 案：資格検定活用 → 4 技能の全部又は一部（例：話す、書く）について、大学入試センターが認定する複数の民間の資格検定試験を活用

（日程：各民間業者が設定する個別の日程により実施）

A案については、同一日一斉実施でスピーキングを実施することは難しく、コスト面だけでも不可能に近いこと等が指摘された。

C案については、資格検定試験は世界的に通用し、コストも削減できること、安価に信頼性・公平性を担保できることから、賛成する意見があった。一方で、各団体の検定料の開きが大きく、そのまま活用するのは難しいので、B案の選択肢も踏まえ、民間からノウハウの提供を受け、学校から会場の提供を受けてコストを下げることも考えられる旨の意見もあった。さらに、C案について、大学入試センターが資格検定試験の問題の質や学習指導要領との関係、受検料、受検地域等の必要なスペックを示してコントロールすることが必要であるとして、C案とB案の折衷案を支持する意見も出された。

第2回会議（平成28年7月19日）では、第1回会議の意見及び大学入試センターとの協議を踏まえ、英語4技能評価の実施形態について、文部科学省より以下の案1～3が示され（同会議資料1）、これに基づき議論がなされた。第1回会議のA案（大学入試センター単独で4技能を実施する案）については、

- ・第1回会議にて、同一日一斉実施でスピーキングを実施することは難しく、コスト面だけでも不可能に近いことが指摘される一方、C案（資格・検定試験を活用する案）に賛成する意見や、C案とB案（民間に委託する案）の折衷案を支持する意見など、C案を基軸とする意見が大勢を占めたこと
- ・大学入試センターが全受検生に対し4技能試験を一斉実施することは困難であるとの大学入試センターの意見もあったこと

を踏まえ、第2回会議では案として提示されなかった。また、センター試験を一部存続させるとともに、民間委託により英語4技能試験を実現する案として、下記案2が提示された。

なお、大学入試センターから民間への委託（案2）については、仮に複数の民間事業者へ委託する場合、同一日一斉実施の際に、各事業者間の試験実施内容の統一や受検生間の公平性確保が困難であることから、複数の民間事業者ではなく、特定の民間事業者1社に委託することを前提とした案として提示された。

案1：大学入試センターが認定する4技能の資格・検定試験活用

（認定基準に応じて、①既存の検定試験のカスタマイズ、②新規の検定試験の導入も考えられる。）

（日程：各民間事業者が認定する個別の日程により実施）

案2：2技能（話す、書く）の民間委託、2技能（読む、聞く）の大学入試セン

ター実施

(日程：民間委託部分はマークシート式とは別日程の一斉実施)

案3：大学入試センターが認定する4技能(2技能)の資格検定試験活用、2技能(読む、聞く)の大学入試センター実施

(案1を見据えながら、当面のセーフティーネットも考慮する案)

(日程：資格検定試験は、各民間事業者が認定する個別の日程により実施)

文部科学省より、案2については、民間委託の場合は1社に委託することになるため、その1社がいなくなった場合に対応できないことや、55万人の試験を一斉実施するための実施場所が確保できないこと等の問題から、案2は難しいと考えているとの説明があった。また、案3については、案1と案2を合わせた案ではなく、案1への過渡的な制度としてセンター試験も存続させる案であることが説明された。

委員からは、案1については、適切なスペックを定めた上で民間に任せるとアナウンスし、案1を採用すべき旨の意見があった。

また、50万人が受検することや離島・へき地の問題のリスクもあるので、方向性が固定化しないように、どの条件がそろえば案1になるかを決めた方がいい旨の意見もあった。

文部科学省から、認定基準の具体的な面を、次回までに整理したいとの説明があった。

第3回会議(平成28年8月23日)では、第2回会議の意見等を踏まえ、英語4技能評価の実施形態について、平成28年8月末～9月初旬に公表予定の案として、以下の案1から2が示され(同会議資料1別紙7)、これに基づき議論がなされた。

案1：4技能の資格検定活用

(認定基準に応じて、①既存の検定試験のカスタマイズ、②新規の検定試験の導入も考えられる。)

案2：4技能(2技能)の資格検定試験活用、2技能(読む、聞く)の大学入試センター実施

(案1を見据えながら、当面大学入試センターにおいても試験を実施する案)

案1については、既存の試験をカスタマイズする場合における適切な認定基準の必要性、共通テストとリンクさせるために、試験の内容だけではなく、試験の実施体制や監督体制などの見直しも含めカスタマイズして認定する必要があること、1社だけではなく複数の技能検定がないとリスクが大きすぎること等の意見が出

された。

上記公表予定案は、平成 28 年 8 月 31 日に公表された。

第 12 回会議では、成績提供システムの参加要件の確認結果が報告された(資料 1「参加要件の確認方法と確認結果の概要」)。

これに対し、本当に全部の検定が高等学校の学習の実態を正確に測れるものなのかといった疑問が呈され、あるいは、学習指導要領に基づく高等学校の英語教育の成果として、適切な評価がされる仕組みということがまずもって大事である、といった意見が出された。

(カ) 4 技能実施企画部会

第 2 回会議(平成 28 年 12 月 12 日)では、民間の資格・検定試験を活用するにあたり、4 技能評価を実現するという前提の下、どのレベルであれば現場・社会が許容できるかを議論すべき、大学が 4 技能を使っても良いといえるような、最低限のラインを提示することが重要である旨の意見も出された。

第 5 回会議(平成 29 年 8 月 3 日)では、セキュリティや公正性の問題として、完璧な状態とすることは難しいので、要件としては体制を確実に整備し、それを公表する、といった概略的なものを求めるのが良い旨の意見が出された。また例えば、民間の資格・検定試験は第三者評価を行っていないこともあり、海外の団体の場合、第三者評価をどのように行うのか、どういう体制で行うのか、といったことを、実施団体との調整を進めながら検討していく必要がある旨の意見が出された。

第 6 回会議(平成 29 年 8 月 23 日)では、資料として、「英語 4 技能大学入試成績提供システム(仮称)への参加要件を定める基準について(案)」が配布・説明され、これに基づいて議論がなされた。

まず、参加要件の基本的な考え方につき、入試に参加するということは、公的な役割を担うという意識が求められ、協定書が必要となる、一方的に利用させてもらうのではなく、共同で臨む考え方が要るといった意見が出された。また、試験の質の保証については、民間試験に第三者評価を求める方向であり、それを前提とすべきという意見も出されている。過去の実施規模についても条件に加えるべきという議論もあった。

なお、認定後のモニタリングについて、一度認定されたら、基本的には継続的に認定するが、CEFR との対応関係等に疑義が生じたら、改善案を出してもらい、改善が見られない場合は、認定を取り消すこともある、との説明があった。

第 7 回会議(平成 29 年 9 月 25 日)では、認定基準についての議論が引き続き行われ、その意見を踏まえたものを新テスト実施企画部委員会に 4 技能実施企画部会からの案として報告することが了承された。なお、当日、「各英語資格・検定試験の現状を踏まえた懸念事項等」の配布があり、これには、例えば、実施団体が法

人であることという要件について、①海外の試験実施団体に関する懸念（窓口、定款・登記等に相当する書類がない、ISO27001を取得していない団体がある）、②全都道府県に常設会場を設置できるかどうかの懸念、③経済的に困難な受検生に該当するか否かの把握の困難、④試験監督者、受検生の属性確保の困難（試験監督官が絶対所属校の生徒の試験を監督しないとまで言い切れないのではないか）、⑤会議時点で、第三者評価を行っていない団体がある、⑥自己評価、第三者評価の結果公表を求めることの困難性（機密情報に触れることから）等の問題点が挙げられていた。②、③については、今後の検討事項とされが、それ以外は基本的に対応可能とのことであった。

(キ) 4 技能評価ワーキンググループ

第1回会議（平成30年12月18日）では、参加要件第4の9「試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること」に関し、国会質疑などを踏まえ、実施主体が対策問題集を出すことについて公平性という観点で問題ないか、試験問題の漏洩についての対策について意見を求められた。

この点について、一部実施団体から説明があったが、次回に資料を提出してもらい、検討することとなった。

また、受検生に対する公正・公平という観点から、高等学校の教員が対策問題集の作成に関わっていたり、面接官をしていたりした場合に問題があるのではないかという旨の意見が出された。

さらに、これがナショナルスタンダードの大学入試になることから、今までの検定と異なる方法で、公平性、公正性、セキュリティ、トラブル対応等を全国規模で考えてもらいたいとの要望も出された。

第2回会議（平成31年1月30日）では、公平性・公正性という観点から、各実施団体が、配布資料に基づいて説明を行った。

これについて、そもそも実施主体と同一主体が試験対策問題集を作成することは、倫理の問題や利益相反の問題があるのではないかとの指摘がなされた。

この点に関して、イギリスでは、認証制度により、公的に中央行政によって、独立機関によって認証され、信頼が担保されているが、日本の場合は、第三者評価機関のようなものが完全に独立した形であるなどであればともかく、現在のところ機能していないとの懸念が示された（なお、この点については、第3回において、現行の全国検定振興機構の第三者評価について説明がなされた。）。

第3回会議（平成31年3月1日）では、問題漏洩について、文部科学省から、各実施団体で様々な措置を講じていることや、試験問題作成者と出版物者、公式問題作成者が遮断されているかどうか、を一覧にして説明がなされた。

また、第三者評価について、文部科学省から、各資格・検定試験の実施団体（一

部の実施団体を除き)が、評価機関から第三者評価を受けている旨の説明が資料をもとになされた。加えて、今後、問題漏洩について外部から質問等があった場合には、文部科学省から、対外的に説明ができるようにする旨の説明があった。

第6回会議(令和元年9月3日)では、受検生と試験官の所属校を事前に把握しておき、そこが直接面接をしない、という形であっても、高等学校の教員が面接官に入るのは違和感があり、試験会場として高等学校の教室を使用したり、試験監督に入ったりするのはやめていただきたい旨の意見も出された。

この点に関して、試験監督の参加要件について、会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が受検生の所属高等学校等の教職員でないこと、また、それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこととなっている旨の説明がなされている。

Ⅲ－２． C E F R対照表を活用することの適切性

(1) 検討の結果

(ア) 高大接続特別部会の結論（平成 26 年 12 月 22 日「答申」）として、国は、新テストについて早急に専門家会議を立ち上げ、対象となる教科・科目、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」における具体的な枠組みなどについて検討を行い、答申後一年を目途に具体的な内容について結論を得ることとされた。

(イ) また、英語教育有識者会議の結論（報告書）としては、外部試験のうち 4 技能を適切に測定する試験の活用が奨励されるべきとされた。そのため、大学、高等学校及び中学校の学校関係団体、テスト理論等の専門家、資格・検定試験の関係団体等からなる協議会を設置し、入学者選抜に際し、資格・検定試験が適切かつ効果的に活用されるような指針づくりを早急に進めこととされた。国は、検討が迅速に進むよう、専門的な助言をはじめとする情報提供等に努めることが求められるとされた。

検討課題として、4 技能を測る資格・検定試験とセンター試験の得点換算表を作成し、受検生は資格・検定試験とセンター試験のいずれか点数の高い結果を各大学に提出できる仕組みや、各大学の個別学力検査を代替することなど、具体的な活用方法を検討するとされた。

(ウ) 平成 28 年 4 月 28 日、システム改革会議における最終報告を踏まえて設置された検討・準備グループにおいては、①各資格・検定試験の妥当な換算方法、②高等学校段階で到達すべき能力の測定、③受検生の英語力と各資格・検定試験の C E F R での位置づけについて、疑問や意見がなされた。具体的には、①各資格・検定試験の妥当な換算が外部団体の自己申告に過ぎないという点については第三者評価による担保、②各資格・検定試験において、高等学校段階で到達すべき能力を測ることができるようにすることについて、意見された。

後述するように、C E F R 作業部会において、C E F R 対照表が承認された。承認後の検討・準備グループ（第 12 回以降）では、採用された対照表を前提に議論され、参加要件を充たす外部試験の中に下限でも B 1 でしか測れないといったものも含まれており、高校の学習実態を本当に測れるのかといった疑問は呈されたものの、C E F R を活用すべきかどうかに関する議論はなされていない。

(エ) 平成 29 年 7 月、「大学入学共通テスト実施方針」において、①資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果（スコア）及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する、②国は、活用の参考となるよう、C E F R の段階別成績表示による対照表を提示する、こととされた（一部抜粋）。

平成 29 年 9 月 7 日、連絡協議会において、作業部会の設置が確認され、資格・

検定試験の実施団体によるCEFRとの対応関係と、その根拠となる検証方法や研究成果等の確認、また英語の資格・検定試験の実施団体におけるCEFRとの対応関係を検証していく体制の確認、CEFRとの対応関係について改善が必要とされた場合における改善状況の確認などが検討事項とされた。

平成29年11月1日、「大学入試英語成績提供システム参加要件」において、「成績については、スコア（バンド表示も含む。）並びにCEFRの段階別成績表示および合否（判定している場合）のデータをセンターに提供すること」、「CEFR（略）との対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等が公表されており、実施主体においてその対応関係を検証していく体制が整っていること」との参加要件（一部抜粋）が定められた。

(オ) そして、CEFR作業部会においては、各民間資格・検定試験団体におけるCEFRとの対応関係に関する検証がなされた。そのうえで、平成30年3月5日、各資格・検定試験について、上記参加要件を満たしていることが確認できたとした上で、その確認の結果に基づいて作成された対照表案については本作業部会として了承したものとする旨、同意された。

参加要件を満たしていることが確認された試験では、各レベルに相当する能力を技能ごとに記述したディスクリプタが整理され、資格・検定試験の試験結果をCEFRに関連付ける際には、欧州評議会で定めるルールに則り、資格・検定試験の目的・設計を前提として、その問題に正答するために必要な能力と各レベルのディスクリプタの対応関係について専門家による検証が行われていると判断された。

(2) 検討の経緯

(ア) 高大接続特別部会

第15回会議（平成26年5月23日）において、成績の提供方式について、複数回実施に当たっては、現行の素点方式では問題があるとして、3つの方法（分位点による方法、偏差値による方法、項目反応理論（IRT）による方法）が参考として提示された。このうち、IRTによる方法は、各回の受検生集団の人数やレベルに影響されずに比較的安定した成績を提供することが可能、と説明された。CEFRの対照表を活用するという議論までには至らなかった。

(イ) 英語教育有識者会議

小委員会の審議のまとめにおいて、生徒等の英語力を客観的に把握するため、国による資格・検定試験団体と連携した生徒の英語力調査を進めるとともに、

- 4技能を測定する資格・検定試験のうち、CEFRとの関連を考慮しつつ、
- ・ 国際的に広く受け入れられている試験
 - ・ 国内で開発され広く受け入れられている試験

を、在学中の英語力の評価や入学者選抜において積極的に活用することを促進することとされた。

この小委員会まとめを踏まえて議論された第6回会議（平成26年7月16日）では、国際標準となっているCEFRとの関係も考慮した4技能を測定する試験としての妥当性に関する検証を行うにあたり、CEFRがヨーロッパという特定の環境における複言語主義を前提に作られたもので、それを日本の英語教育、言語教育に当てはめる、応用するというのであれば、それなりのアダプターを付けなければならないのではないかという意見が出された。

これに対し、CEFRとの関連付けは、各大学で活用する軸ともいうべきもので、今後、いろいろな方法について協議会において議論したいとの説明がなされた。

第8回会議（平成26年9月4日）では、実際に試験を受検した経験を有する委員から、民間試験団体が作成しているCEFRの換算表が適正なものとは思えない（例えば、TOEFL iBT57点と、英検2級合格はイコールとされているが、前者のほうが高校生からするとかなり高いレベルにある。）といった意見が出された。

こうしたことから、試験間の得点換算方式については、試験を横断して、大規模な被検者テストを通じて、きちんと整理し、公正に審査する必要がある、テストの専門家がきちんと検証し、被検者テストを通じて審査する機関がなければならぬだろう旨の意見が出された。

(ウ) システム改革会議

CEFRの対照表を活用するという議論までには入っていない。

(エ) 連絡協議会

平成26年度第1回会議（平成26年12月2日）において、4技能を測定する資格・検定試験の活用促進を行うため、本協議会において、必要な情報発信、指針作り、試験間の比較、換算表の作成等を具体的に行っていくことが確認された。この協議においては、ヨーロッパにおける共通参照枠であるCEFRが示され、各民間資格・検定試験団体が自主的に申告した各試験とCEFRとの対照表をもとに議論された。

① 各資格・検定試験の妥当な換算方法

妥当な換算方法による「対応付け」を行うためには、母集団の同一性、測定目的の同一性といった部分を検討する必要があることが指摘された。

これに対しては、各資格・検定試験はそれぞれが異なった目的で作成されている以上、同じになりようがないため、むしろ、換算表といったことを強調せず、各資格・検定試験の成績と現状のCEFRでのレベルとの対応関係を各資格・検

定試験が示せているだけで十分ではないかという旨の意見も出されている。

② 1点ごとの対照

入学試験では2点、3点の違いが合否を左右する以上、検定試験間の換算による問題は、更に検討していく必要があると指摘された。

実際に、1点ごとに各試験を対照するとしても、測定には誤差が生じることから（特に中間層では誤差が広がる）、妥当な対応づけが困難である、4技能を均等に評価しないスコアであった場合に均等に換算し直すといった工夫がなされるのか、といった問題点も指摘されている。

これに対しては、スコアの活用方法は各大学のアドミッションポリシーによる以上、文部科学省としては、その活用の幅を提供していくことになる旨の意見が出されている。

③ 受検生の英語力と各資格・検定試験のCEFRでの位置づけ

CEFRにおけるA1・A2・B1・B2という目盛が大き過ぎて、例えば、B1のどの位置に自身が位置づけられるのかが分からないとの点が指摘され、活用作業部会では、この点も明確になるよう議論すべきと意見された。

(オ) 活用作業部会

連絡協議会において設置された活用作業部会においては、連絡協議会において指摘された問題点が議論された。

大半の受検生がCEFRにおけるA1・A2といった下位のレベルに集中すると、選抜試験として使用するのは困難であり、日本に合わせた分別も必要であり、現状では複数の試験間の得点調整が困難であることや点数で換算すると点数を取りやすい試験に受検生が集中する、といった意見が出された。

これに対しては、互換性があり、評価できるものであれば積極的に導入すべきであり、1点刻みで合格、不合格を決めていることが問題であり、換算の方程式を作るべきでなく、B1といったレベルであれば英語の試験を免除するといった方式をとればよい旨の意見が出された。

(カ) CEFR作業部会

CEFR作業部会においては、大学入試センターから文部科学省に対して、大学入試英語成績提供システムの参加要件のうち、各資格・検定試験の成績とCEFRとの対応関係に関する検証について確認することが求められたことから、CEFR対照表の作成等について議論され、各資格・検定試験の検証方法が異なることについて、各資格・検定試験におけるCEFRのA1レベルに相当する級やスコアの取扱い等について文部科学省より説明がなされた。

その中で、①各資格・検定試験には、それぞれ試験としての特徴があり、②CE

F Rとの対応関係の検証方法も異なる以上、大学における活用の参考とするためには、こうした点についてもC E F R対照表の作成において説明を加えることが必要ではないか、③A 1 レベルとしての下限又は相当する級やスコアがない場合の取扱いを明らかにすることが必要ではないか、という旨の意見が出された。(その後、平成30年3月に作成されたC E F R対照表では、すべての試験でA 1 レベルとしての下限が設定されている。)

ただし、第3回会議(平成30年3月5日)では、各資格・検定試験について、「大学入試英語成績提供システム参加要件」における第4の5(C E F Rとの対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等に関する事項)の要件を満たしていることが確認できたとされ、本対照表については本作業部会として了承したものとす旨、同意された。

(キ) 検討・準備グループ

検討・準備グループにおいても、連絡協議会、活用作業部会、C E F R作業部会で指摘された問題点同様の議論がされた。

① 各資格・検定試験の妥当な換算方法

第3回会議(平成28年8月23日)・第4回会議(平成28年9月30日)において、「センターでC E F Rの基準を設けるのであれば、絶対的基準を維持するため英語の専門家を採用し基準に沿ったものを維持するようにすべきであるが、そもそも、複数の資格検定試験で同じ点数で同じ能力を測れるか」との疑問が呈された。

これに対し、「英語テスト管理センターであれば、複数の試験を比較することもできるのではないか」との意見が出た。

また、第10回会議(平成29年5月22日)において、C E F Rとの対照表が外部団体の自己申告であることは課題である旨の意見が出された。

② 高等学校段階で到達すべき能力把握・1点ごとでの対照

第7回会議(平成29年1月16日)において、「C E F Rのような単なるバンドだけではなく、粗点のスコアも提出するようにし、選抜方法としても使えるようにすべき」との意見が出された。

③ 受検生の英語力と各資格・検定試験のC E F Rでの位置づけ

第8回会議(平成29年2月21日)において、「現状、資格・検定試験を受検する生徒は比較的英語のできる人だが、それでもセンター試験で150点以上取っているのは上位20%に過ぎないが、150点以下のものについて、どういった試験をやっているのか、識別力のある問題ができるのか。」との疑問が呈された。

また、第12回会議(平成30年3月27日)においても、同様に、高等学校の英語の実態はA 1 から大体B 1 程度までが中心だが、今回参加要件を満たすこ

とが確認された資格・検定試験の中には、下限でもB1以上しか測れないという
ような検定も入っており、本当に全部の検定が高等学校の学習の実態を正確に
測れるものなのか疑問である旨の意見が出た。

これに対しては、第13回会議（平成30年7月25日）において、各団体にC
E F Rのマニュアルを用いてそれぞれの点数がそれぞれのC E F Rの段階に当
てはまっているかどうかの妥当性の検証をしてもらっている」との意見が出た。

(ク) 4技能実施企画部会

4技能実施企画部会においても、連絡協議会、活用作業部会、C E F R作業部会、
検討・準備グループで指摘された問題点が同様の議論がなされた。

① 各資格・検定試験の妥当な換算方法

第3回会議（平成29年1月13日）において、利用する資格試験や結果の選抜
への換算も大学の判断とするのでは現状と変わらず、換算モデルは示すべきで
あり、相関を検証すべきである旨の意見が出された。

これに対して、外部団体がC E F Rとの対応の検証をしたデータを示すこと
が重要であり、C E F Rとの対応を自己評価し、第三者評価を行っていくべきで
あり、第三者評価で担保するしかない旨の意見がなされた。

もともと、第三者評価が入る場合も、公平性に関しては不必要な議論が生じる
ので、国でしっかりC E F Rとの対応関係を示した方がよい旨の意見も出され
た。

また、C E F Rとの対応関係は主観が入り各試験間の難易度の別が生じるが、
予備校はどのテストが簡単かを受検生に示すため、テストとしては、致命的とな
る旨の意見も出た。

② 1点ごとでの対照

第2回会議（平成28年12月12日）では、段階別の成績データが提供されて
も扱いようがなく、全ての資格・検定試験を対象にA2～B1のレベルを測ると
したとき、資格・検定団体がそれに合うように試験を作るのか。それとも、既存
の試験をそのまま活用するのか、との疑問が呈された。

また、C E F Rは6段階だが、カットポイントは1点となるのは変わらない。
1点の違いで段階が変わることもあり、換算方法によっては1点の違いで数十
点の影響に及ぶこともある。C E F Rとの対応関係の客観的検証は公表しないと
認定されないということだが検定団体は納得するのかとの指摘もあった。

③ 受検生の英語力と各資格・検定試験のC E F Rでの位置づけ

第4回会議（平成29年2月13日）において、センター試験の二技能試験では
140点以下の層が受検生の6、7割、英語力調査の4技能試験でも75%がC E F
RのA1層以下にいるという状態であり、C E F R-Jを用いた場合でさえ、こ

の段階は3つにしか分かれていないため、1問50点のようになるが、志願者のほとんどがA1レベルとなり、選抜試験には活用することが難しいとの指摘がなされた。

(ケ) 4技能評価ワーキンググループ

4技能評価ワーキンググループでは、CEFR対照表の妥当性については、議論されていない。

Ⅲ－３． 大学入試英語成績提供システムの在り方

(1) 成績データ提供の方法

ア 検討の結果

(ア) 「大学入学共通テスト実施方針」において、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し・・・その試験結果及びC E F R・・・の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとされた。

(イ) 加えて、「大学入試英語成績提供システム参加要件」において、(成績)データの管理・提供について、以下の7項目を満たすことが参加要件の一つとされた。

(ウ) 具体的には、

(i) 大学入試センターが発行するIDを用いて、受検生を特定できるデータを大学入試センターに提供すること、

(ii) 大学入試センターへの成績送付の対象は、依頼を受けた年の12月末までに大学入試センターにデータを提供できる実施回とし、成績提供が可能な時期についてあらかじめ公表すること、

(iii) 受検生より大学入試センターに送付することを依頼された試験の成績については、受検生への結果通知後、速やかに大学入試センターにデータを提供すること、

(iv) 成績については、スコア(バンド表示も含む。)並びにC E F Rの段階別成績表示および合否(判定している場合)のデータを大学入試センターに提供すること、

(v) 成績については、オンラインでデータを大学入試センターに提供すること、

(vi) 受検生より大学入試センターに成績を送付することを依頼された試験が不成立だった場合は、そのことが識別できるデータを大学入試センターに提供すること、

(vii) 受検生より大学入試センターへ送付することを依頼された試験の成績にかかるデータを扱うため、IPアドレス固定のパソコンを用意することが要件とされた。

(エ) 平成30年12月28日には、大学入試センターから『大学入試英語成績提供システム』の概要が開示され、同時点での検討・準備状況が通知された。

(オ) 同概要において、試験実施主体から大学入試センターへの成績送付に関し、「試験実施主体は、センターへの成績送付の対象となる資格・検定試験にかかる受検生の成績(スコア、「各資格・検定試験とC E F Rとの対照表」(平成30年3月文部科学省公表)に基づくC E F Rの段階別表示、合否(判定している場合)等、センターが定めるもの)を、電子データによりセンターに送付」することとされた。

イ 検討の経緯

(ア) 連絡協議会

平成 27 年 3 月 17 日の連絡協議会において決定された「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針」において、学校と英語 4 技能資格・検定試験関係団体との連携について、「受検生から了承の上で、学校が入学者選抜における確認のために各資格・検定試験関係団体から試験結果を得られる仕組みの検討」をすることが記載された。

(イ) 4 技能実施企画部会

第 2 回会議（平成 28 年 12 月 12 日）において、受検生の大幅な増加、併願、複数回受検を前提にすれば、成績提供手続の煩雑さ、事務コストが増加すること、セキュリティリスクが増加することから、資格・検定試験の成績を大学入試センターが一元管理する必要性について検討された。

また、資格・検定試験の認定の仕組みと連動して、大学入試センターがデータを一元管理し、これまで個々に行われていた成績提供・受領の中核として機能するという方策が提案された。

同会議において、大学側の危惧として、委員から、段階別の成績データが提供されても大学として入試の際に利用することが困難である旨の指摘がなされた。

これは、大学側からすると、全教科が同じ状態の成績データで共有される場合に比べ、他教科が現状の形で成績データが送られてくる中で、英語だけ違う形の成績データが提供される際に、加えて大学独自の試験の成績を組み合わせるとなると、データとしてどのように処理すればよいか判然としていないとの指摘であった。英語だけ成績データの様式が異なるという点について、十分に合意が形成されているとは思えないとの指摘もされた。

これに対しては、同会議において、他の委員から、どのように成績を提供するかは難しい課題であり、現在検討中である旨回答があった。記述式問題の点数換算の余地も含めて、記述式問題の成績提供の方法の検討も研究すべき課題であることが指摘された。

これに対して、同会議において、委員から、同会議は各大学側に対して成績データの利用方法を提案するという点で良いのではないかと指摘がなされた。

第 4 回会議（平成 29 年 2 月 13 日）において、「英語の資格・検定試験の活用について」という考え方が示され、そのうち、英語 4 技能評価の活用につき、活用を推進するための方策として、「センターが認定試験の結果を一元管理し、これまで個々に行われていた成績提供・受領の中核として機能することにより、①一括した提供・受領による大学、受検生、試験団体の各手続きの簡素化とセキュリティリスクの軽減、②成績受領フォーマットの統一による大学における成績集計の事務コストの削減、

③データ蓄積による改善、さまざまな検証などが可能。国公私立大学における4技能評価を促進する環境を構築。」する方針が示された。

第5回会議（平成29年8月3日）及び第6回会議（平成29年8月23日）において、「英語4技能大学入試成績提供システム（仮）参加要件（案）」について、説明された。

これに対し、このうち試験内容・実施体制について、委員から、（4技能のバランス・技能別の成績提供について）スコア・素点・バンドなどすべての成績データを提供すべき旨の意見が出された。他の委員から、成績提供されるデータについて、大学としては（技能別の）成績データが欲しいとの意見が出された。

同会議において、委員から、成績提供について、各大学がアドミッションポリシーを決めて、成績をどう使うかを定めるものであるとの指摘がなされた。

また、他の委員からは、実施方針では、スコアとCEFRを出すことになっているため、過渡期である現状においては、この両方を出していくこととなる旨の意見が出された。

第7回会議（平成29年9月25日）において、「英語4技能大学入試成績提供システム（仮称）」運営要項の案が示され、参加要件については、「文部科学省とも協議の上、理事長が定める」と記載された。

平成29年11月1日に「大学入試英語成績提供システム参加要件」が大学入試センター理事長裁定により策定され、同日大学入試センター理事長裁定による「大学入試英語成績提供システム」運営要項において、成績提供システムの適切な運営を図るため、大学入試センターに関係分野の有識者等で構成する大学入試英語成績提供システム運営委員会を置くこととされ、成績提供システムへの参加要件の確認、その他の手続等についてはシステム運営委員会が定めることとされた。

（ウ）4技能評価ワーキンググループ

第2回会議（平成31年1月30日）では、文部科学省から、センター試験の受検番号と英語のIDを関連付けさせることができるかどうかとの点が今後の検討課題ではないかとの指摘がされた。

これに対しては、センター理事である委員から、センター試験の受検番号と英語のIDを一緒にすることは、会場の割振りに合わせてセンター試験の受検番号を用いていることから困難である旨回答があった。

また、同会議において、文部科学省から、受検番号とIDが別々であっても、大学へ成績を提供する際には、受検生の成績として統一されて提供されるだろうとの指摘がなされた。

(2) データ保管のコスト

ア 検討の結果

前記(1)イの通り、「大学入学共通テスト実施方針」及び「大学入試英語成績提供システム参加要件」が定められたが、データ保管のコストに関しては、国(大学入試センター)と試験実施主体との間の分担について、各試験実施主体と締結される協定書において定められることとなった。

協定書には、基盤整備に必要となる費用は、大学入試センターが負担するものとされ、成績提供システムの保守管理運用等、成績提供システムの運用のために恒常的に必要となる費用は、大学入試センター及び成績提供システムに参加する試験実施主体が共同で負担するものとされた。

具体的には、各試験実施主体の費用負担額は、「単価」(試験実施主体が大学入試センターに送付した試験の成績1件当たり200円)に「成績件数」(4月から12月にかけて乙が甲に送付した成績の件数)を乗じて得た額とされ、大学入試センターの負担額は各試験実施主体の負担総額を除いた額とされた。

イ 検討の経緯

(ア) 検討・準備グループ

第6回会議(平成28年12月16日)において、委員から、資格試験で得られた成績データを大学入試センターで管理すると、管理コストが発生するが、その点について十分に考慮されているかとの旨の指摘がなされた。

これに対して、同会議において文部科学省からも、検定料の負担と費用分担については、受検生、大学、大学入試センター、資格検定試験機関とのコスト負担の在り方を整理したい旨の回答がなされた。

第7回会議(平成29年1月16日)において、委員から、データ一元管理について、成績データはそれぞれ認定された資格試験について生じることとなるが、その認定に関しては常に検証されるべきであることが指摘され、加えて、一元管理する成績の範囲について、高等学校の3年生時だけでなく、それ以外の成績データについて管理しないのかとの旨の指摘がなされた。

これに対して、文部科学省から、成績の管理の在り方は、認定試験の範疇でのデータ管理と、それを超えるデータ管理の問題であり、基本的に認定を受けた試験の成績データに関しては、段階別管理となると思うが、同部分は大学入試センターと各団体と整理すべきと考えているとの旨の回答があった。

(イ) 4技能実施企画部会

第2回会議(平成28年12月12日)において、受検生の大幅な増加、併願、複数回受検を前提にすれば、成績提供手続きの煩雑さ、事務コストが増加すること、

セキュリティリスクが増加することから、資格・検定試験の成績を大学入試センターが一元管理する必要性について検討された。

また、資格・検定試験の認定の仕組みと連動して、大学入試センターがデータを一元管理し、これまで個々に行われていた成績提供・受領の中核として機能するという方策が提案された。

第5回会議（平成29年8月3日）において、「英語4技能大学入試成績提供システム（仮称）構築に向けた課題等」が示され、今後、①大学入試センター・大学・実施団体における費用負担の在り方（初期投資・運用費用など）、②成績提供手数料の在り方を検討すべきとされた。

第6回会議（平成29年8月23日）において、委員から、各実施団体が、テストデータを教材の開発に利用できるかとの指摘がなされ、これに対し、文部科学省から、個人情報扱う事業者なので、テストデータを勝手に利用することはできないはずであり、個人の同意が必要である旨の回答があった。この点に関して、他の委員から、大学入試センターが単に成績データを仲介するだけで、利用できないかとの指摘もなされたが、同意を得た上ならば、ビッグデータを扱うことはあり得る旨の回答があった。

（ウ）連絡協議会

平成29年度会議（平成29年9月7日）において、文部科学省から、英語4技能大学入試成績提供システムへの参加要件案について説明がなされた。同参加要件案には、試験に関する要件として、データの管理、大学入試センターへの提供について、「成績提供システムで活用可能な時期・方法での大学入試センターへのデータ提供…等」と記載された。

Ⅲ-4. スピーキング・ライティングの採点者並びに試験監督官等の確保と公平性

(1) 検討の結果

平成 27 年 3 月 17 日に開催された第 2 回連絡協議会において、「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針（案）」が示され、同行動指針（案）では、適正・公正な試験実施体制（試験監督、情報管理等）について、「資格・検定試験関係団体は適正かつ公正で透明性の高い試験を実施するため、試験実施体制、受検手続（本人確認、不正行為の防止策を含む）等について、わかりやすく公開することが求められる。またこれらについて学校等関係者の間で共通理解を図ることに努める。」と記載され、同内容の行動指針が連絡協議会において決定された。

平成 29 年 11 月 1 日付で大学入試センター理事長が裁定した「大学入試英語成績提供システム参加要件」において、

「試験監督および採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること、その際、次の（１）及び（２）の要件を満たしていること。

（１）会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと。それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこと。

（２）受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと。」

「採点の質を確保するための方策を公表していること」等が参加要件とされた。

(2) 検討の経緯

ア 活用作業部会

(ア) 第 1 回会議（平成 27 年 1 月 27 日）において、「英語力評価および入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針（骨子案）」が示された。

(イ) 同会議において、委員から、センター試験の英語の受検生が 50 万人以上いる中で、試験官が足りているのか、資格のある採点官が採点するような体制があるのかという点の指摘がなされた。

併せて、出題に関わった人間の関係者が受検生として受けていないかを確認できるかという点も指摘された。

(ウ) 第 2 回会議（平成 27 年 2 月 20 日）において、「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針（案）」が示され、第 1 回における委員からの指摘を踏まえ、適正・公正な試験実施体制について、受検生の本人確認を必ず含むようにという文言が追加された旨の説明がなされた。

(エ) 同会議において、委員から、スピーキング、ライティングの採点者（レーター）をどのように育てていくかという点がポイントになる旨が指摘された。レーター

を中高の先生方に協力してもらおうという方法や、その際のレーターの管理についても言及があった。

イ 連絡協議会

- (ア) 平成 27 年 3 月 17 日に開催された第 2 回会議において、上記作業部会における議論を踏まえた「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針（案）」が示された。
- (イ) これに対して、同行動指針（案）を連絡協議会として決定し、その後参加団体で周知を図り、文部科学省から関係機関へ周知をするという方針が決定された。
- (ウ) 第 3 回会議（平成 29 年 9 月 7 日）において、文部科学省から、成績提供システムへの参加要件案に対し、試験監督、採点にかかる公平性・公正性の確保について、また採点の質の確保についても確認することという点が説明された。

ウ 4 技能実施企画部会

- (ア) 第 1 回会議（平成 28 年 11 月 25 日）において、採点者による採点のずれが生じないかという点が今後の資格・検定試験活用にかかる課題の一つとされた。
- (イ) 第 5 回会議（平成 29 年 8 月 3 日）において、委員から、参加要件のうちの実施団体にかかるセキュリティ、不正対策、作問体制整備等について、いかなる要件を設けても完璧な状態にするのは難しいため、要件としては、体制を確実に整備しそれを公表するといった概略的なものを求めるのが良いのではないかの指摘がなされた。加えて、試験監督について地方の実態を考慮して例外規定を設けることは検討しつつも、原則は、教員が自校の生徒を試験監督することは認めないほうが良い旨、及びスピーキングの面接試験において、自校の生徒を担当するのは避けたほうが良い旨の意見が出され、このような体制に対する第三者評価のような仕組みの必要性についても意見があった。
- (ウ) 第 6 回会議（平成 29 年 8 月 23 日）において、英語 4 技能大学入試成績提供システム（仮）参加要件（案）について説明された。
- (エ) 同会議において、委員から、参加要件（案）のうち試験監督について、離島における例外規定は仕方ないものの、離島ほど生徒と教員の関係が深いため、会場に試験監督を派遣する必要があるとの指摘がされた。他の委員からも、転任前の学校で関わっていた生徒の監督を行う場合もあるため、運用上注意が必要となる旨の意見が出された。
- (オ) 第 7 回会議（平成 29 年 9 月 25 日）において、各英語資格・検定試験の現状を踏まえた懸念事項等として、各試験実施団体において、広くセキュリティが確保された一般の会場であっても、全ての試験監督者、受検生の属性の確認は困難であるため、試験監督者が所属校の生徒の試験監督を担当しないとはいえないという点が

指摘された。

この点について、各団体において配慮は求めるが、偶然試験監督者が配置された場合まで排除することは困難であり、そこまで求める必要はないのではないかとの考えが示された。

エ 4 技能評価ワーキンググループ

(ア) 第1回会議（平成30年12月18日）において、委員から、従前の資格・検定試験よりも規模が大きくなることから、その規模に対応するだけの面接官を確保する必要があること、同時にセキュリティや公平性の観点から高等学校の教員が面接官を行うことの是非について指摘がなされた。

具体的には、教員として所属している高等学校だけでなく、異動前に所属していた高等学校における受検生を面接官として担当しないように配慮する必要がある旨、及びそれらを踏まえると面接官の確保は非常に大きな課題であるとの指摘がなされた。

(イ) 第6回会議（令和元年9月3日）において、委員から、個人的な意見ではあるがという留保付きで、高等学校の先生が面接官に入ることについて、違和感がある旨の意見が出された。

(ウ) これに対して、同会議において、試験監督の参加要件について、文部科学省から、会場ごとの実施責任者及び各室の試験監督責任者が受検生の所属高等学校等の教職員でないことが一つの要件となり、加えてそれ以外の試験の実施に協力する者として、同教職員の参画を認めるものの、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すということになっている旨の説明があった。

オ システム運営委員会

平成29年11月17日に開催された第1回会議において、大学入試英語成績提供システム参加要件確認の観点（案）について、事務局より説明があり、同案が了承されることとなった。

同案には、「採点の質を確保するための方策」について、採点の質を確保するための対策、採点体制、採点者の採用や研修体制等について適切に公表していることを確認することとされた。

平成30年1月30日に開催された第2回会議において、成績提供システムへの参加要件を満たしているかどうかの確認のため、同システムへの参加申込のあった、各資格・検定試験実施主体から提出書類を基に、ヒアリングが実施された。

各資格・検定試験実施主体からの申込資料において、「試験監督および採点の公平性・公正性」について、実際に実施する予定の試験監督体制の内容、試験監督の公平性・公正性を確保するための方策及び採点の公平性・公正性を確保するための方策について

具体的に記載され、公表方法についても記載されることとなった。

Ⅲ－５．試験実施等のトラブルへの対応策

(1) 検討の結果

4 技能評価ワーキンググループにおいて、実施試験に重大なトラブルがあり試験結果が使えない場合について、各実施団体において対応策が検討され、情報が共有された。

9月、11月及び1月末の3段階の成績提供時期における、それぞれの最終回の試験にトラブルがあった場合の再試験について、各実施団体からは、再試験は可能であるものの成績提供期日に間に合わない可能性があるとの説明があった。

これに対し、それぞれの成績提供時期における最終回の試験トラブルへの対応の準備が不十分との指摘があった。

(2) 検討の経緯

ア 4 技能評価ワーキンググループ

(ア) 第2回会議（平成31年1月30日）において、文部科学省から、試験の実施等について重大なトラブルが発生した場合、再試験は可能か（特に各試験における年間の最終回で発生した場合に再試験は可能か）、また、可能でない場合の対応策について議論したいとの説明があった。

(イ) また、大学入試センターから大学への成績提供時期は、総合型選抜（9月以降に実施）や学校推薦型選抜（11月以降に実施）における利用も考慮して複数回設定し、現在のところ9月、11月及び1月末の3段階で提供する予定であり、年間の最終回の試験だけでなく、その前の成績提供時期において、同様に再試験の成績提供が間に合うかという問題も含めて検討する必要があるとの指摘があった。

(ウ) この問題について、トラブルの発覚時期も問題であるとの指摘があり、ミス又は不正行為が大学入学後に発覚した場合の責任の所在について、文部科学大臣が、実施団体のみに責任を押し付けるのではなく、例えば文部科学省等がある程度保証する方向も含めて、関係省令の改正で責任の取り方を明確化すると約束していたが、関係省令の改正がどういう方向でいつ頃までを目指してなされているか質問があった。

これに対し、文部科学省からは、センター試験は各大学と大学入試センターが共同して実施する試験であるが、大学入試英語成績提供システムは各大学と大学入試センターが共同して実施するものではないので、そのような同システムの内容について省令に規定することが考えられ、本制度が実施される2020年度に入るまでの改正を目指しているが、文部科学省や大学入試センターがトラブルについて責任を負わないことを明確にする趣旨では全くなく、当然、文部科学省や大学入試センターも行政上の責任を負って、大学、試験実施団体及び高校と一緒に責任を取りながら進めていくとの回答があった。

(エ) 重大なトラブルが発生した場合については、試験会場が確保できない問題や、

再試験が可能な場合にも、受検生は、また時間をかけて試験会場まで行き、交通費を支払い、検定料を支払うという問題も視野に入れて検討すべきとの指摘があった。これに対し、再試験の受検料については徴収しない扱いとなるのではないかという旨の意見があった。

(オ) 第3回会議（平成31年3月1日）において、各実施団体より、最終回に重大なトラブルが発生した場合の再試験等の対応策について説明があった。

(カ) 第4回会議（平成31年4月26日）において、文部科学省より、重大なトラブルが発生した場合の再試験等の対応策について、すべての資格・検定試験において再試験が可能との回答だが、再試験日の設定方法については、最終回も含めて後日開催される試験日を案内するという対応が多いこと、再試験の検定料徴収はすべての試験でなしとなっていることの説明があった。

(キ) 年末や年明けに不正により試験の成績が使えないことが発覚した場合の大学の対応方法が何も決まっていないとの指摘があり、そのような場合に、大学が個々に対応するか、国立大学や私立大学で統一するのかに関する文部科学省の考えについて質問があった。

文部科学省からは、トラブルの内容と段階にはよるが、大きなトラブルが起きて国中が混乱することになれば、当然、実施団体と大学に任せきりということではなく、文部科学省と大学入試センターで協力して対応策を考えていくとの説明を行った。

これに対し、規模は小さくても、特定の受検生の成績が使えなくなった場合について、大学がガイドラインを作成すべきか、ガイドラインを作らず各大学で勝手に対応すれば大学によって対応方法が変わる可能性があるが、それでいいのかとの指摘があった。

(ク) 第6回会議（令和元年9月3日）では、各実施団体が作成したトラブル等発生時の対応リストにおいて、再試験実施の可否について、基本的には再試験は最終回に事故が起きても可能であるとの回答にはなっているが、すべて※印で、「ただし成績提供期日に間に合わない可能性がある」と記載されている点について、成績提供期日に間に合わない受検生がいれば本当に大変な事態だが、なぜ「間に合わない可能性がある」で終わってしまっているのかとの指摘があった。

Ⅲ－6. 適時適切な情報開示

(1) 各試験の受検地、回数、受検料及び各大学の活用方法に係る情報の不足が指摘されている点について

ア 検討の結果

受検生の混乱を避けるために文部科学省や大学入試センターが明確なスケジュール等を示すべきであるとの指摘や、高校側から早期に試験実施スケジュール等の公表を求める意見があり、文部科学省も、令和元年8月27日、関連情報を一元的に整理した大学入試英語ポータルサイトを開設するなど、情報の集約と公表に努めた。

一方、次年度の各実施団体の試験実施スケジュール等の詳細が明確になっておらず、学校現場の行事計画及び指導計画が立てられないことから、一層の情報の早期開示の要望があった。

イ 検討の経緯

(ア) 検討・準備グループ

第2回会議（平成28年7月19日）において、4技能の実施時期について、ある時点を決めて、そこから実施するというにつき確認がなされた。これに対して、どの案を採用するにしても、スペックを確立した上で、民間に任せるというアナウンスをすべき旨の意見が出されている。

第7回会議（平成29年1月16日）において、民間検定を活用するとなると、種類・回数・機関も様々になり同一条件ではなくなるため、こういったものを入試に使うということに対して丁寧な説明で理解を求める必要があるとの指摘がなされた。

第8回会議（平成29年2月21日）において、入試制度の設計には色々なルールがあり、入試制度は、実施の2年程前に発表しないといけないので、それまでに方向性を示した上で、情報を示してほしい旨の意見が出されている。

第13回会議（平成30年7月25日）において、大学受検で利用できる資格検定試験の結果を、高校3年生の4月から12月の間に限定するのは、高校生に酷ではないかとの指摘がなされたが、これに対しては、平成29年7月に文部科学省が実施方針を発表し、各団体はそれぞれ対応を開始している以上、同期間の限定は変更できない旨の意見が出された。

(イ) 4技能評価ワーキンググループ

- ① 第1回会議（平成30年12月18日）において、各実施団体の試験は実質的に大学共通テストとしてやるものであるから、文部科学省又は大学入試センターが明確なスケジュールを発表しなければ受検生は混乱すること、各試験のスケジュールによって各実施団体の試験の受検生数も相当変わってくるので、諸々の観点から、スケジュールをいつ発表できるか、ぜひ検討すべきであることが指摘された。
- ② 文部科学省からは、本制度は2020年の4月から始まるので、高校生がスケジュー

ルを立てられるように、3月以前に各実施団体に年間スケジュールを示してほしいとの要望があった。また、試験実施スケジュールは、受検ニーズによって追加する取組も含めて、可能な限り柔軟に対応してもらいたい、実施団体側の都合もあるので、意見交換のなかで、実施スケジュールやその周知方法を詰めていきたいとの説明があった。

③ 複数の会議において、委員からは、高校教員が、一定の明確な基準をもって、公正に、各受検生に適した検定試験の選択について指導できる必要があること、教育委員会としても、県内の情報周知方法に頭を悩ませていること、高校の現場では、3年を担当する各先生一人一人に情報を確実に伝えるには非常に時間がかかるので、1回か数回説明会をしても正確な情報は伝わらないことが指摘された。

④ 4技能の試験サイト等をできるだけ早く公表し、高校生にとっても分かりやすい内容にすれば、高校生のリテラシーを高められる旨の意見があった。

一部の実施団体の委員からは、大学入試センターより、参加申込にあたり「情報公開、第三者評価等の要件」で各参加要件の内容の公表を求められているが、高校生や高校教員の目に触れる情報開示はまだないので、自らの実施団体のサイトでも情報開示方法を考えたい旨の意見があった。

⑤ 第2回会議（平成31年1月30日）において、文部科学省から、現在、ニーズ調査の結果を踏まえて各実施団体において試験会場の確保を検討中であり、各団体の試験実施スケジュール及び実施会場の規模等をどの段階までに決定及び公表するか今後議論していきたいとの説明があった。

⑥ 第2回会議（平成31年1月30日）において、文部科学省に対し、情報の発信及び共有について、教育委員会は現場から非常にたくさんの質問や不安の声を聞いており、もう年度が替わって本制度の対象となる学生が高校2年生になろうとしているので、指導主事が集まる初等中等教育局主催の色々な協議会及び会議で、出せる情報はすべて出してほしいとの要望が出された。

⑦ 第3回会議（平成31年3月1日）において、文部科学省からは、実施団体に対し、試験日、実施会場の規模の決定時期について、高校が翌年度の年次スケジュールを作成するのが前年度の夏から秋ごろまでなので、その時点で決まっている部分だけでも、そのころまでに情報提供してほしいとの要望があった。

⑧ 第4回会議（平成31年4月26日）において、文部科学省からは、各実施団体の試験実施スケジュール、会場、検定料についてとりまとめた資料の説明があり、これを踏まえて、夏までにすべての事項を決定して公表してもらうことは難しいかもしれないが、何をいつまでに決定できるかの見込みも含めて、夏ごろまでにはいったん公表できる内容を公表してほしいとの要望があった。

また、各大学の資格・検定試験の活用方法の公表スケジュールについても説明があった。

- ⑨ 第5回会議（令和元年6月19日）において、受検期間A、B、C（総合型選抜に対応、学校推薦型選抜に対応、一般選抜に対応）について、それぞれどの試験日程で受ければ、希望の選抜に間に合うのかは受検生にとって大変重要な情報なので、開示してほしいとの指摘があった。

これに対し、5月30日付で、大学入試センターから、各大学に、検定試験結果の利用方法等について募集要項等への明示を求める通知を出したので、各試験が受検期間A、B、Cのどれに属するかの情報もそのなかで併せて明示を検討してもらうとの回答があった。

- ⑩ 第5回会議（令和元年6月19日）において、各大学は大学入試英語成績提供システム参加要件が認められた試験の結果についてすべて受け入れるかとの質問に対し、文部科学省から、全試験の結果を受け入れない大学もあるとの回答があった。

これに対し、この点は高校の現場でも非常に重要で、志望校にも影響するので、その情報は出してほしいとの要望が出された。

文部科学省からは、国立大学は国大協のガイドラインですべての資格試験を使うことが原則になっており、今後、私立も含めて、文部科学省のホームページに各大学の予告のリンク集を掲載するなどしたいとの説明があった。また、文部科学省から、教育委員会・都道府県・大学等に通知された令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱（令和元年6月4日付）の第3に、「成績提供システムを利用する各大学は、入学志願者の受検機会や負担に配慮し、利用対象とする資格・検定試験の種類を限定しないことが望ましい。」との記載があるとの説明があった。

- ⑪ また、同会議において、文部科学省より、今後、高校・大学関係者向け説明会として、全国2ブロックの大学及び地方公共団体入試・教務事務担当教職員対象の会議、大学入試センター主催の全国7ブロックの高校関係者向け会議及び大学関係者向け会議等の各種説明会を実施し、情報を可能な限り周知するとの説明があった。

- ⑫ 第6回会議（令和元年9月3日）において、文部科学省より、令和元年8月27日、まだ活用予定を公表していない大学に対し、原則として9月中に学部学科別、入試区分別にその活用予定を公表するよう促す通知を出したとの説明があった。

- ⑬ また、同会議において、文部科学省から、令和元年8月27日、関連情報を一元的に整理した大学入試英語ポータルサイトを開設し、同サイトに、システムの概要、利用方法、現時点における参加試験の日程や会場を含む実施概要、各試験実施主体における試験の公平性、公平性を確保するための取組の内容、各大学の試験、検定試験の活用見込み、質疑応答等を掲載したとの説明があった。

これに対し、ポータルサイト作成はとても評価するが、情報が集約され、改めて、各大学の試験活用予定や各試験実施団体の試験会場・申込方法等について未定事項が多いことが明らかとなり、高校生から見て不安が増えるのではないかという旨の

意見があった。

また、ポータルサイトについて、スマートフォンバージョンがなく、FAQがPDFで52頁もあるため、高校生には非常にわかりにくいとの指摘があった。

- ⑭ 同会議において、大学入試センターから、各実施団体の試験日が、大学入試センターにおいて設定する資格・検定試験受検期間A（総合型選抜に対応）、B（学校推薦型選抜に対応）、C（一般選抜に対応）のどれに対応するかについて、各実施団体のWebサイトのリンク先をまとめた公表資料が作成されたとの説明があった。
- ⑮ 同会議において、実施団体ごとの検定試験の周知に計画性がなく、いまだに詳細が明確になっておらず、学校では、今年度中に生徒への指導、来年度の年間行事計画及び生徒への指導計画が立てられないので、情報は早く出してほしいとの要望があった。

（２）最終回の試験実施スケジュール等に関する認識の齟齬及び情報の不足

ア 検討の結果

平成29年7月13日に文部科学省が公表した実施方針において、英語の4技能評価試験については高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を対象とすることとされ、また実施団体のシステム参加要件において、高校3年の4月から12月の間で複数回の試験を実施することが要件とされたことから、高校関係者等において高校3年生の12月まで受検機会があるとの期待が生まれた。

一方で、4技能評価ワーキンググループにおいて、各実施団体が具体的な試験スケジュール等を検討する段階になって、各試験実施団体の採点期間及び大学入試センターの成績提供期間等の制約から、12月の試験を実施できる団体が少ないことが判明し、高校関係者等から、受検の早期化等を懸念する意見があったが、その後の議論は見られなかった。

イ 検討の経緯

（ア）4技能評価ワーキンググループ

- ① 第1回会議（平成30年12月18日）において、高校のニーズ調査では、予想受検生数について秋以降では12月が多い結果となっている一方、英語資格・検定試験実施主体による「英語4技能試験情報サイト」において公表された「2020年度（2021年度入学者選抜）より導入される『大学入試英語成績提供システム』に参加予定の資格・検定試験概要」（平成30年12月公表）の実施スケジュールでは、12月に試験実施予定がない団体もいくつかあるが、試験実施団体は、ニーズ調査の結果を踏まえ、受検のニーズを満たすように試験実施日の設定及び会場の確保に努めてもらえるのかとの質問があった。

これに対し、文部科学省からは、文部科学省としては、各実施団体に、ニーズ調査

に基づいて、受検のニーズを満たすような試験実施日の設定及び会場の確保を強く要請していきたいとの回答があった。

- ② 一方、大学入試センターから、大学入試英語成績提供システムでは、試験の成績データを受領し、確認して、それを大学に提供するのに必要な期間を考える必要があり、12月の終わりに受検したものはおそらく間に合わない旨の意見が出された。また、各試験実施団体の委員から、年間の最終試験実施時期の設定理由について、各試験実施団体の制度の制約やデータ提供期間の確保等の説明がなされた。

各実施団体の最終試験実施時期は、大学入試センターへの成績データ提供期限によって変わるとの回答が多かった点について、委員からは、まず、大学入試センターがいつまでに成績データを受領すれば各大学に提供できるというスケジュールを決めれば、各試験実施団体は、年間の最終試験実施時期を判断することができるとの指摘がなされた。

- ③ 12月に実際に試験を実施できそうな実施団体はかなり限られる状況なので、むしろ12月にはやらないという形でそろえる方法もある旨の意見がある一方で、受検生のためにはなるべく12月に実施すべき旨の意見も出された。

- ④ また、同会議において、12月に実施する実施団体の数が限られる場合、12月に駆け込みで受検希望者が増えたときに、実施できない事態も考えられるとの指摘があり、その対応について質問があった。

これに対し、文部科学省からは、そのような事態を防ぐ準備を進めるための最初の一步としてニーズ調査を実施しており、今後発生する課題については一つ一つ解決する手順が必要との回答があった。

- ⑤ 一方で、大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成30年8月10日公表）の公表直後に、生徒及び保護者に対して、この認定試験は4月から12月に実施するという理由を周知しているはずであり、生徒は12月に実施してもらえと思っているので、何があっても実施できるよう努力してほしい旨の意見や12月に受検できなければ受検の早期化で高校3年生の学校行事が前倒しになるので、ぜひ12月に実施してほしい旨の意見が出された。

- ⑥ 第5回会議（令和元年6月19日）において、各実施団体の試験スケジュールについて、12月の日程が全然出ていないが、12月に受けられることが参加要件ではなかったのか、12月との指摘があった。

これに対しては、参加要件は大学入試センターのシステム運営委員会等に任せていること、参加要件では、前年度、4月から12月までの間に複数回の試験を実施し、当該複数回の試験を原則として毎年度全都道府県で実施することとされており、必ずしも12月に実施しなければならないという要件ではないことが説明された。

IV 上記Ⅰ～Ⅲを通じた課題

英語4技能の評価については、グローバル化に対応した英語教育改革の観点から議論が進められており、教育再生実行会議、中教審高大接続特別部会、高大接続システム改革会議等においては、高等学校教育、大学教育改革、大学入学者選抜の3つの一体改革をテーマとして幅広く検討されるなかで、英語4技能の評価に民間資格検定試験の活用促進という大枠や方向性は示されたものの、それについて深く議論されることはなかった。

大学入学者選抜に係る英語4技能の評価について本格的に議論が始められたのは、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループからであり、英語4技能を評価するための複数の案(大学入試センター単独実施案、民間委託、民間資格検定試験活用等)がそれぞれの課題とともに検討された。

そして、民間資格検定試験を活用する方向性が決まり、その活用に係る多様な課題や懸念(受検回数、受検日程、受検場所、検定料、経済格差・地域格差への配慮、障害のある受検生への配慮、トラブル対応等に加え、学習指導要領や高校教育との関係、成績の提供の仕方など多様な論点)が出された。

それらの解決に向けて対応方策や取り組みがなされたものの、大学入試センターが参加要件を満たすものと認定した民間資格検定試験実施団体と協定を締結して実施するとの枠組みの下で、民間試験実施団体や大学に対して、配慮を求める形での対応となり、課題や懸念を十分に払拭できる取組を示すことができなかった。

第4 英語民間試験活用のための「大学入学英語成績提供システム」導入延期に至る経緯

(1) 大学入試英語成績提供システム運営大綱の策定等

文部科学省では、令和元年5月31日に、大学における英語民間試験の活用予定等の情報を取りまとめ、公表した。また、関係団体と協議の上、6月4日には、各大学における大学入試英語成績提供システムの利用方法などシステムの運営に関し必要な事項を定めた「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱」を策定し、各大学等に対して通知した。

(2) 各種団体からの要望書

第3において記載したような英語民間試験活用のための「大学入学英語成績提供システム」に係る課題について検討が行われていた中、各種団体より大臣宛てに要望書が提出された。(日本私立中学高等学校連合会、全国高等学校長協会、全国高等学校長協会)

(3) システム導入に向けた文部科学省及び大学入試センターの取組

8月中旬以降、大学入試センターと試験実施団体との間で、以下の通り、大学入試英語成績提供システムの運営に関する協定書が順次交わされており、システムの導入に向けた取組が進められた。

【大学入試英語成績提供システムの運営に関する協定書を取り交わした試験実施団体】

日付	締結団体名	試験名
8月19日	IDP : IELTS Australia	IELTS (アカデミック・モジュール)
8月21日	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	ケンブリッジ英語検定
8月26日	株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC
9月5日	公益財団法人日本英語検定協会	実用英語技能検定、TEAP、 TEAP CBT
9月13日	Educational Testing Service	TOEFL iBTテスト
9月17日	ブリティッシュ・カウンシル	IELTS (アカデミック・モジュール)

※令和元年6月28日、TOEICを実施・運営する国際ビジネスコミュニケーション協会(IIBC)がシステムへのTOEIC Testsの参加申込みの取り下げを申し出た。

8月27日には、文部科学省において、英語民間試験の実施日程、会場、トラブル等発生時の対応策、障害等のある受検生への合理的な配慮の内容など大学入試英語成績提供システムに関する関連情報を一元的に整理した「大学入試英語ポータルサイト」が開設された。

また、8月29日以降、文部科学省及び大学入試センターにおいて、各都道府県で開催される説明会に職員を派遣し、高等学校の進路指導担当者に向けて大学入試英語成績提供システムについて説明を行った。

さらに、同日、①全国の国公立大学や地方公共団体に対して、試験実施団体に会場を無償又は安価に貸与するなど、会場設置への協力を依頼する通知を発出するとともに、②英語資格・検定試験の活用予定等について学部・学科別及び選抜区分別に公表していない大学に対して、遅くとも9月中旬に公表するよう依頼する通知を発出している。

令和元年9月2日には、大学入試センターより、英語民間試験の受検に必要な「共通ID」の発行申込案内が公表され、同年11月1日から14日までが集中発行申込期間と位置付けられた。

また、8月31日に財務省に提出された令和2年度概算要求においては、離島に居住する高校生を対象に、当該島外でシステム参加試験を受検するために要する経費のうち、交通費や宿泊費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助経費が計上されたほか、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対して新たに措置される給付型奨学金に大学等の受検料も含めて計上された。

(4) 大学入試英語4技能評価ワーキンググループでの議論

令和元年9月3日に開催された第6回大学入試英語4技能評価ワーキンググループにおいて、「大学入試英語ポータルサイト」を見ても大学の英語民間試験の活用予定や試験の実施会場など「未定」となっている項目が多く、不安を覚える受検生が非常に増えていること、学校を会場にするという話が8月末頃に出てきたことで学校関係者の間で不安・混乱が生じていること、この状態で最初の英語民間試験の申込受付が始まる9月18日から事実上のスタートを切るというのは無理なのではないか、もし可能ならば延期も含めて制度の見直し自体考えなければいけないのではないか等の意見が示された。

これに対し、文部科学省からは、既に各大学において民間英語試験の活用が発表されており、それを止めるのではなく、秩序だてて円滑に促進していくためのシステムの導入に向けて一つ一つ課題解決していきたい旨の発言があった。

(5) システム導入に向けた各大学への通知、試験実施団体への要請とその後の動き

令和元年10月4日、文部科学省は各国公立大学長に対して、令和3年度大学入学者選抜においては、9月中旬に利用予定を公表した学部・学科別及び選抜区分別の募集単

位を対象として大学入試英語成績提供システムを運営すること、令和3年度以降に向けて、高校・大学関係者間で協議の場を設け、システム運営の更なる向上に取り組むことを通知した。

また、文部科学省においては、10月上旬以降、各試験実施団体に対し、面会の上、令和2年度の試験実施日程や会場等の試験に係る情報を共通ID発行申込開始日である11月1日までに公表すること、試験の実施体制等の詳細を公表すること、仮にトラブル等が発生した場合の再試験については無償で確実に実施すること、試験対策問題集の作成にあたっては問題漏洩や利益相反が疑われないよう細心の注意を払うこと等について要請を行った。

さらに、文部科学省及び大学入試センターから各試験実施団体に対して、受検生の経済的負担を軽減できるよう、経済的に困難な受検生への検定料の配慮も含め、可能な限り努力・配慮をいただきたいことを大学入試英語4技能評価ワーキンググループの会議等を通じて要請した。

大臣が令和元年10月24日に出演した報道番組での発言も受け、国会審議においても、大学入試における英語民間試験活用の導入にかかる様々な課題が指摘された。

(6) 大学入試英語成績提供システムの導入見送り、延期

大学入試英語成績提供システムについて、令和元年10月25日時点で、大学（短期大学含む）の629校、全体の58.9%が利用予定となったが、英語民間試験の実施会場について、11月1日時点でも、実施予定の地方名の公表にとどまるものが1団体1試験、実施予定の都道府県名の公表にとどまるものが4団体6試験（うち2団体2試験は一部について具体的な実施会場名まで公表）、実施予定の市町村名の公表にとどまるものが1団体1試験となっており、全ての実施会場名が公表された試験はなかった。

また、各民間英語試験に係る受検生の経済的負担の軽減についても、11月1日時点で各試験実施団体から示されている対応では、1団体1試験が対応を検討中、5団体7試験（うち1団体1試験は一部については対応を検討中）が経済的に困難な受検者向けの検定料の設定を行っているが、各試験の検定料の軽減率は5%~20%、平均では6.4%となっている。

こうした状況を踏まえ、令和元年11月1日の閣議後記者会見において、大臣より、「文部科学省としても、大学入試センターを通じてということもあり、民間試験団体との連携調整が十分でなく、各大学の活用内容、民間試験の詳細事項等の情報提供不足等準備の遅れにつながることであります。」「大学入試英語成績提供システム」は、現時点において、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられるような配慮など、文部科学大臣として、自信を持って受験生の皆様にお薦めできるシステムにはなっていないと判断せざるを得ません。」「これ以上、決断の時期を遅らせることは混乱を一層大きくしかねないため、ここに、来年度からの導入を見送り、

延期することを決断いたしました。」との表明がなされるとともに、「大学入試英語成績提供システム」の導入見送りに関して、受検生をはじめとした高校生、保護者宛ての文部科学大臣メッセージが発表された。

経緯の整理に協力いただいた弁護士一覧

氏名	事務所
相高 宏太	紀尾井町法律事務所
大下 泰高	大下法律事務所
大野 真央	奥野総合法律事務所・外国法共同事業
厚井 久弥	山田・尾崎法律事務所
澤木 謙太郎	浅沼・杉浦法律事務所
中村 悦朗	中村・木原法律事務所
橋本 崇	弁護士法人琥珀法律事務所
藤井 夏輝	弁護士法人琥珀法律事務所
藤本 真由美	東京桜橋法律事務所
松村 英樹	松村英樹法律事務所
八尾 光善	八尾法律事務所
山田 奈美香	宏和法律事務所

大学入学共通テスト実施方針

1. 名称

大学入試センター試験に代わるテストの名称は、「大学入学共通テスト」（以下「共通テスト」という。）とする。

2. 目的

共通テストは、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とする。このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとする。

3. 実施主体

共通テストは利用大学が共同して実施する性格のものであることを前提に、大学入試センター（以下「センター」という。）が問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務等を行う。

4. 実施開始年度

平成32年度（平成33年度入学者選抜）

※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降の方針については、平成33年度を目途に策定・公表予定。

5. 出題教科・科目等

○ 共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。

※ 次期学習指導要領において高等学校の教科・科目が抜本的に見直される予定であることを踏まえ、平成36年度以降は教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る。

○ 「国語」、「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」については、8.で見直しを行うマークシート式問題に加え、記述式問題を出題する。

※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

6. 記述式問題の実施方法等

(1) 国語

①出題の範囲

記述式問題の出題範囲は、「国語総合」（古文・漢文を除く。）の内容とする。

②評価すべき能力・問題類型等

多様な文章や図表などをもとに、複数の情報を統合し構造化して考えをまとめたり、その過程や結果について、相手が正確に理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価する。

設問において一定の条件を設定し、それを踏まえ結論や結論に至るプロセス等を解答させる条件付記述式とし、特に「論理（情報と情報の関係性）の吟味・構築」や「情報を編集して文章にまとめること」に関わる能力の評価を重視する。

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
 - 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。
 - センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。
- ※ センターが共通テストにおいて作問、出題、採点する記述式問題とは別に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるようセンターが大学の求めに応じ記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討する。

(2) 数学

①出題の範囲

記述式問題の出題科目は、「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」とし、出題範囲は「数学Ⅰ」の内容とする。

②評価すべき能力・問題類型等

図表やグラフ・文章などを用いて考えたことを数式などで表したり、問題解決の方略などを正しく書き表したりする力などを評価する。

特に、「数学を活用した問題解決に向けて構想・見通しを立てること」に関わる能力の評価を重視する。

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
- 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。

- センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。

7. 英語の4技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。

- 具体的には、以下の方法により実施する。

- ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し(以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。)、その試験結果及びCEFR(※)の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。

また、認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を対象として活用するよう各大学に求める。

※ CEFR…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching, assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。

- ② 国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。
- ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月～12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付することとする。
- ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
- ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努める。

- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。

8. マークシート式問題の見直し

- 思考力・判断力・表現力を一層重視した作問への見直し
次期学習指導要領の方向性を踏まえ、各教科・科目の特質に応じ、より思考力・判断力・表現力を重視した作問となるよう見直しを図る。

9. 結果の表示

(1) マークシート式問題

各大学において、入学者受入れ方針に応じたきめ細かい選抜に活用できるよう、大学のニーズも踏まえつつ、現行の大学入試センター試験よりも詳細な情報を大学に提供する。

提供する情報の内容については、以下の事項を含め、今後、プレテスト等の状況も踏まえつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。

- ・ 設問、領域、分野ごとの成績
- ・ 全受検者の中での当該受検者の成績を表す段階別表示

(2) 記述式問題

設問ごとに設定した正答の条件（形式面・内容面）への適合性を判定し、その結果を段階別で表すことなどについて検討する。

結果の表示の仕方については、国語、数学の科目特性や試験問題の構成の在り方も踏まえ、プレテスト等を通じて明確化する。

※ 上記（1）（2）に関し、大学が指定した教科・科目については、全ての問の結果の活用を求める。

10. 実施期日等

- 共通テストの実施期日は、1月中旬の2日間とする。
- マークシート式問題と国語、数学の記述式問題は同一日程で、当該教科の試験時間内に実施する。
- 成績提供時期については、現行の1月末から2月初旬頃の設定から、記述式問題のプレテスト等を踏まえ、1週間程度遅らせる方向で検討する。

11. その他

- 出題教科・科目の試験時間、実施期日・成績提供時期、実施上の配慮事項（試験場の割当て、障害等のある受検者に対する配慮、再試験・追試験の実施）、実施方法等に関する要項（時間割、検定料、成績の本人への通知等）の具体的な取扱いについては、プレテストの結果等を通じて引き続き検討し、今後、実施大綱（平成31年

度初頭目途に策定・公表予定)のほか、適切な時期に順次公表する。

なお、共通テストの検定料については、英語の資格・検定試験を活用することも踏まえ、受検者の経済的負担に配慮して所要の検討を行う。

障害のある受検者に対しては、引き続き合理的な配慮を行う。

○ プレテストの実施内容と今後のスケジュールは別表2のとおり。

なお、プレテストを通じて共通テストにおける試験問題の検討を行い、その検討結果を公表する。

※ CBTの導入については、引き続きセンターにおいて、導入に向けた調査・検証を行う。平成29年度については、問題素案の集積方法の検討及び集積等を行う。

この成果も踏まえ、平成36年度以降の複数回実施の実現可能性を検討する。

別表1 出題教科・科目

教科等	出題科目	出題方法等	備考
国語	『国語』	「国語総合」の全ての内容を出題範囲とする。	『国語』の出題には記述式問題を含む(古文、漢文を除く。)
地理歴史	「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」	左記の6科目は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。	
公民	「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 『倫理, 政治・経済』	「現代社会」、「倫理」及び「政治・経済」はそれぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。 『倫理, 政治・経済』は、「倫理」と「政治・経済」を総合した出題範囲とする。	
数学	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学A』 「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学B』	「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。 『数学Ⅰ・数学A』は、「数学Ⅰ」と「数学A」を総合した出題範囲とする。 ただし、「数学A」については、「場合の数と確率」「整数の性質」「図形の性質」の3項目の内容のうち2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 『数学Ⅱ・数学B』は、「数学Ⅱ」と「数学B」を総合した出題範囲とする。 ただし、「数学B」については、「数列」「ベクトル」「確率分布と統計的な推測」の3項目の内容のうち2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。	「数学Ⅰ」及び『数学Ⅰ・数学A』の出題には記述式問題を含む。「数学Ⅰ」・『数学Ⅰ・数学A』の記述式問題の出題範囲は、「数学Ⅰ」とする。
理科	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」 「物理」 「化学」	左記の8科目は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。	

	「生物」 「地学」		
外国語	『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』	『英語』は、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「英語表現Ⅰ」を出題範囲とする。 『英語』以外の外国語科目は、英語(リスニングを除く。)に準ずる。	『英語』はリスニングを含む。
専門学科に関する科目	『簿記・会計』 『情報関係基礎』	『簿記・会計』は、「簿記」及び「財務会計Ⅰ」を総合した出題範囲とし、「財務会計Ⅰ」については、株式会社の会計の基礎的事項を含め、「財務会計の基礎」を出題範囲とする。 『情報関係基礎』は、専門教育を主とする農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報及び福祉の8教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。	

(注1) 「 」 『 』 内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 「 」 で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、
『 』 はそれ以外の科目を表す。

大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方

- 大学入試センター試験に代わる新たなテストの制度設計については、高大接続システム改革会議の「最終報告」を踏まえ、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループにおいて、検討を進めてきたところ。
- このたび、検討・準備グループにおける議論等を踏まえ、大学入学共通テストの実施方針を取りまとめた。各項目についての考え方等は以下のとおり。

1. 名称

大学入試センター試験に代わるテストの名称は、「大学入学共通テスト」（以下「共通テスト」という。）とする。

- 大学入試センター試験に代わる新たなテストの名称については、これまで、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」として仮称を用いてきたところであるが、このテストについては、
 - ① 大学入学希望者に求められる共通の学力として、高等学校教育を通じて育まれる学力のうち「知識・技能」を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力等を中心に評価するものであること、
 - ② 大学入学希望者の高等学校における学習成果を把握し、大学教育へと接続させていくために、利用大学が共同して実施する共通テストであること、などを踏まえた簡素で覚えやすい適切な名称を設定することが必要である。
- このため、大学入学希望者の共通の学力評価という内容面とともに、利用大学が共同実施する共通テストという実施面の双方の性格をより端的に表象するものとして、新たなテストの名称を、「大学入学共通テスト」とする。

2. 目的

共通テストは、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とする。このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとする。

3. 実施主体

共通テストは利用大学が共同して実施する性格のものであることを前提に、大学入試センター（以下「センター」という。）が問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務等を行う。

4. 実施開始年度

平成32年度（平成33年度入学者選抜）

※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降の方針については、平成33年度を目途に策定・公表予定。

<目的>

○ 共通テストの目的については、これまで大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）が担ってきた「高等学校における基礎的な学習の達成の程度」を判定する機能を前提としつつ、高大接続システム改革会議の「最終報告」（平成28年3月。以下「最終報告」という。）を踏まえ、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを明確にする。

あわせて、「最終報告」を踏まえ、高等学校教育を通じて育まれる学力のうち、知識・技能とともに、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を評価するという観点からの位置づけを明確にする。

（参考）中央教育審議会答申（平成28年12月）における知識・技能や思考力・判断力・表現力の関係

○ 知識については、生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識等が既得の知識等と関連付けながら深く理解され、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要。

生徒が持つ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要。

こうした深い理解を伴う知識の習得は、各教科等の学習において重視される主要な概念の理解や習得につながるもの。

（技能についても同様）

- 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を発揮することを通して、深い理解を伴う知識及び技能が習得され、それにより更に思考力、判断力、表現力等も高まるという相互の関係にあるもの。

<実施主体>

- 実施主体に関し、現行のセンター試験は、法律上、「大学が共同して実施する」ものであり、センターは、この試験に関し「一括して処理することが適当な業務」等を行うものとされている（大学入試センター法第13条第1項）。共通テストにおいても、「最終報告」を踏まえ、その位置づけを引き継ぐこととする。
- 共通テストは、実態上、利用大学が共同して実施するテストであることを十分認識し、テストについては、専門家（例：教科関係、測定論・評価論など）による理論・実践の両面の知見をもとに全体設計（テストデザイン）を行う。
また、テストの実施に際しては、テスト問題作成を担当する大学教員の派遣や実際のテスト実施業務を担当することなど、センターとの緊密な連絡体制のもと、利用大学がそれぞれ責任をもって取り組むものとする。
※ 各大学は、現状でも、試験問題作成に携わる大学教員の派遣、試験場の設定、試験監督者等の選出及び実施方法等の周知、受領試験問題等の保管・管理、試験の実施、答案の整理・返送等の業務について責任を持って行っているところであり、共通テストにおいても、これらの業務を担うこととなる。
- 共通テストは、高等学校教育を通じて育まれた十分な知識・技能を前提として、思考力・判断力・表現力等を重視して評価する作問体制への転換等が必要であることを踏まえ、高等学校関係者や、高等学校教育の実態をよく把握している大学教員等を積極的に作問委員として委嘱するなど、これまでのセンターの作問方針・作問体制の抜本的な見直しを図り機能を強化する。

<実施開始年度>

- 中央教育審議会答申（平成26年12月）、高大接続改革実行プラン（平成27年1月）、最終報告により示されたスケジュールに沿って、実施開始年度を平成32年度とする。
- 本実施方針は現行学習指導要領下におけるテストについてのものであり、次期学習指導要領に基づくテストが実施される平成36年度以降の実施方針については、平成33年度を目途に策定・公表する。

5. 出題教科・科目等

- 共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。
 - ※ 次期学習指導要領において高等学校の教科・科目が抜本的に見直される予定であることを踏まえ、平成36年度以降は教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る。
- 「国語」、「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」については、8.で見直しを行うマークシート式問題に加え、記述式問題を出題する。
 - ※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

<出題教科・科目>

- 平成32年度から実施される共通テストの出題教科・科目等については、現行学習指導要領の下、別表1のとおりとする。
- 最終報告では、「試験の出題科目数については、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力を中心に評価する作問体制への転換が必要であることや、受検者数の状況等も勘案しつつ、できるだけ簡素化する。」ことが示されており、平成36年度以降は、次期学習指導要領で高等学校の教科・科目の構成が抜本的に見直されることを踏まえ、共通テストの教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る。

<記述式問題の出題>

- 記述式問題の対象教科・科目については、高等学校学習指導要領で「国語総合」「数学Ⅰ」が共通必修科目として設定されていることを踏まえ、当面、共通テストの「国語」、「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」において出題する。
- 一方、国語・数学に限らず、地理歴史・公民分野や理科分野等にも記述式問題を導入し、全教科を通じてより主体的、論理的な思考力・判断力・表現力等を一層高めることは重要である。国語・数学では、上述のとおり、「国語総合」「数学Ⅰ」が共通必修科目であることを踏まえ、記述式問題の対象科目を決定したが、地歴公民や理科は、現行学習指導要領では共通必修科目が設定されておらず、現行では、あわせて18の試験科目が実施されている。

このため、国語・数学における記述式問題導入の状況を検証しつつ、歴史総合、地理総合、公共が共通必修科目となる次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度のテストから、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

6. 記述式問題の実施方法等

(1) 国語

①出題の範囲

記述式問題の出題範囲は、「国語総合」（古文・漢文を除く。）の内容とする。

②評価すべき能力・問題類型等

多様な文章や図表などをもとに、複数の情報を統合し構造化して考えをまとめたり、その過程や結果について、相手が正確に理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価する。

設問において一定の条件を設定し、それを踏まえ結論や結論に至るプロセス等を解答させる条件付記述式とし、特に「論理（情報と情報の関係性）の吟味・構築」や「情報を編集して文章にまとめること」に関わる能力の評価を重視する。

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
 - 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。
 - センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。
- ※ センターが共通テストにおいて作問、出題、採点する記述式問題とは別に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるようセンターが大学の求めに応じ記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討する。

<記述式問題の導入意義>

- 大学入学者選抜においては、高等学校学習指導要領に基づき育成された資質・能力をよりの確に評価する必要がある、このことは高等学校教育の改革充実という観点からも重要である。特に、現行の高等学校学習指導要領が、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むため国語をはじめとする全教科等において「言語活動」（例：説明、論述、討論等）を充実することを定めていることを考慮する必要がある。
- 高大接続改革を国公私を通じて推進するため、国公私立大学の参画の下、共通テストにおいて、言語活動を通じて育成された資質・能力を的確に評価することが重要である。特に記述式問題を導入し、より多くの受検者に課すことで、高等学校に対し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を促していく大きなメッセージになる。

- あわせて、最終報告では、各大学の個別選抜においても記述式問題の導入が求められている。各大学の個別選抜においては、共通テストの積極的な活用を図るとともに、高等学校学習指導要領を踏まえ、論理的な思考力・判断力・表現力等を適切に評価するため、例えば、国語を中心として、複数の素材を編集するなどとして、自らの考えを立論し、それを表現するプロセスを評価できる記述式問題を課すなど、作問の改善等を図ることが重要である。
- 共通テストと個別選抜の双方において、それぞれの特質を踏まえながら、記述式問題の充実を図り、言語活動を通して身に付いた資質・能力を的確に評価することにより、高等学校教育・大学教育の改革充実により大きな好影響を与えることが期待できる。

<検討経緯>

- 記述式問題については、教科専門家やテスト理論の専門家等の協力を得て、作問方法と採点方法に関する各検討チームを設け、作問の構造化や採点方法の在り方等について具体化を進めた。
- 記述式問題の実施期日を含む全体の制度設計については、昨年8月、記述式問題の導入意義、評価すべき能力や作問の構造、採点の方法・体制等を全体として考慮した上で、1月に実施しセンターが採点する案、12月に実施しセンターが採点する案、1月に実施しセンターがデータを処理し、それを踏まえて各大学が採点する案の三つの案を提示した。
- このうち、各大学が採点を行う案については、限られた期間の中で実施でき、作問内容の柔軟な設定が可能となるなどの点で優れた選択肢である一方、大学の負担・体制や私立大学の入試日程、個別選抜との関係等も考慮し、多くの大学が共通テストの記述式問題を活用できるようにするため、①センターが解答の形式面を確認し、各大学が採点する（パターン1）、②センターが段階別評価まで採点を行い、各大学で確認する（パターン2）の2つに整理し、平成28年11月に関係団体に提示した。
- これを受け、国立大学協会の「大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」（平成28年12月）では、すべての国立大学受検者に、個別試験で論理的思考力・判断力・表現力等を評価する高度な記述式試験を課すことを目指すこと、パターン2を、具体的な問題例と採点基準等を今後十分に吟味した上で5教科7科目の中の国語において、国立大学の一般入試の全受検

者に課す方向で検討すること、パターン1を、各大学の個別試験問題として活用することができるよう、各大学の求めに応じて大学入試センターが提供する方向で検討すること、などの考えが示された。

また、日本私立大学団体連合会の「「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の検討状況に関する意見」（平成28年10月）では、記述式問題を大学が採点する案について、日程や体制の問題から実質的に不可能であり、採点の統一性の観点からセンターが責任をもって行うことが必要とされた。

- パターン2については、2回にわたるセンターのモニター調査（フィージビリティ検証）を通して、大規模共通かつ一斉の選抜試験を想定した記述式問題のモデル問題の作成及び公表に向け、条件設定や採点基準、試験時間等の検証を行った。

モデル問題案は、以下の要件を満たすものとした。

- ア. 後述の＜評価すべき能力・問題類型等＞で示す評価すべき能力測定が可能な問題であること
- イ. 短期間での採点が可能な問題であること
- ウ. 選抜試験であることから、客観性・公平性を確保した採点が可能な問題であること
- エ. 一定の時間内で解答が可能な問題であること

モニター調査を通じ、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を、条件として適切に設定することにより解答パターンがある程度限定され、短期間での客観性・公平性を確保した採点（*）が見込めること、国語全体の試験時間は100分程度で収まることなど、上記ア～エの要件等について確認することができた。今後、平成29年度に5万人規模の大規模なプレテストを実施する予定であり、上記の検証項目や採点期間等について更に検証していく。

*国語で評価すべき能力を踏まえ出題した記述式問題の答案について、今回の調査では数百人規模の実施であったが、①80～120字で表現することなど文字数も含め、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を条件として適切に設定すること、②採点者が方針を共有しやすいよう採点基準を明確にすること、③採点者が上位判定者に協議し採点の信頼性を確保する多層的な採点体制をとることなどが、採点の精度を担保するための重要なポイントとなることが確認された。今後、モニター調査の更なる分析を進めるとともに、平成29年11月予定の大規模プレテスト（5万人）を通じて、こうした条件設定や採点基準、採点体制に加えて、採点の検収や自己採点の在り方等についても更に検証していく。

<出題の範囲>

当面、高等学校で共通必修科目として設定され、記述式問題導入の意義が大きい「国語総合」で導入する。

※古文・漢文の原文の内容を把握したり解釈したりする出題は除く。

<評価すべき能力・問題類型等>

- 多様な文章とともに、図表などを含めて、複数の情報を統合し構造化して考えをまとめたり、その過程や結果について、相手が正確に理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力等を評価する。

- 最終報告において、学力の3要素を踏まえつつ、大学における学修や社会生活において必要となる問題発見・解決の能力等の諸能力を有しているかどうかを評価することが一層重要であるとして、共通テストでは、特に、
 - (1) 内容に関する十分な知識と本質的な理解を基に問題を主体的に発見・定義し、
 - (2) 様々な情報を統合し構造化しながら問題解決に向けて主体的に思考・判断し、
 - (3) そのプロセスや結果について主体的に表現したり実行したりするために必要な諸能力をいかに適切に評価するかを重視すべき。という観点から作問を行うことが示された。

- また、中教審において検討された言語能力を構成する資質・能力が働く思考の過程では、「テキスト（情報）の理解」と「文章や発話による表現」を柱に、以下のように整理している。
 - ・「テキスト（情報）の理解」（構造と内容の把握、精査・解釈、考えの形成の過程を経る）
 - ・「文章や発話による表現」（思考から表現への思考の過程で、内容・テーマの検討、構成・表現形式の検討、考えの形成・深化、推こう、表現の過程を経る）

- このことを踏まえ、過去の大学入学者選抜の問題や高校入試問題を分類すると、おおむね以下のとおりである。
 - (1) 「テキストの部分の内容や解釈」（テキストの部分把握、精査・解釈して解答する問題）
 - (2) 「テキストの全体の内容や解釈」（テキストの全体把握、精査・解釈して解答する問題）
 - (3) 「テキストの精査・解釈に基づく考えの形成」（テキストを基に、考えを文章化する問題）

(4)「テキストの精査・解釈を踏まえた自分の考えの形成」(テキストを踏まえて発展させた自分の考えを解答する問題(解答の自由度の高い記述式問題))

作問検討チームでは、これらの分析を踏まえ、大規模共通試験の実現可能性等も含め検討を行い、共通テストの記述式問題として、(1)(2)だけでなく、(3)について条件付記述式として出題することとした。

なお、(4)については、解答の自由度が高いことから個別選抜になじみやすい問題であり、個別選抜において出題することが望ましいとされた。

- 素材選定の工夫の例としては、次のようなものが考えられる。
 - ・論理的な内容を題材にした説明、論説等
 - ・新聞記事・社説、会議等の記録、実務的な文章(取扱説明書、報告書、提案書等)、契約書や法令の条文、公文書等
 - ・統計資料(図表・グラフ等)を用いた説明等

<出題・採点方法>

- センターにおいて、作問、出題、採点を行う問題については、例えば、文字数80～120字程度の問題を含め3問程度とする、マークシート式問題と記述式問題の大問は分けて出題し、試験時間はマークシート式と合わせて100分程度とすることを想定している。
- 採点方法については、答案を読み取り装置で画像データ化し、採点者が受検者個人を特定できる情報を見えなくする処理を施した上で採点する仕組みを想定している。採点については、処理能力や信頼性、実績を有する民間事業者を活用する。
- また、国立大学協会が個別試験で「高度な記述式」を課すことを目指す方針で合意する一方、センターが作問した記述式問題を各大学の個別試験問題として活用する方法の検討が求められており、センターが大学の求めに応じて記述式問題及び採点基準等を提供し、一定の期日に各大学が個別選抜の一部として実施・採点する方式の導入を検討する(200～300字程度を想定)。
- 平成32年度以降、作題や採点の知見の積み重ねにより、作題の工夫、採点精度、識別力の一層の向上を図る。また、平成36年度以降は、平成32年度からの実施状況やC B T等の技術開発の状況等を踏まえつつ、更なる充実を図る。

(2) 数学

①出題の範囲

記述式問題の出題科目は、「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」とし、出題範囲は「数学Ⅰ」の内容とする。

②評価すべき能力・問題類型等

図表やグラフ・文章などを用いて考えたことを数式などで表したり、問題解決の方略などを正しく書き表したりする力などを評価する。

特に、「数学を活用した問題解決に向けて構想・見通しを立てること」に関わる能力の評価を重視する。

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
- 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。
- センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。

<記述式問題の導入意義>

- これまでのセンター試験では、問題解決における構想から結論に至るプロセスがあらかじめ文脈として提示され、受検者は、与えられたそのプロセスに沿って必要な数値を求めていく、「与えられた問題解決の過程を再現する力」を測る問題が中心となってきた。
また、各大学の個別選抜の問題では、いわゆる証明問題を含む問題解決のプロセス全体を問うものが多いが、個別選抜で数学が課されない入学希望者に対しては、能力の評価が「与えられた問題解決の過程を再現する力」にとどまる場合が多い。
- 数学は、科学の言葉といわれることがあるように、広い意味で言語のような役割を果たす教科であり、各教科で身に付けた知識・技能を活用して問題発見・解決をする際に重要な役割を果たす。また、「読み・書き・計算（そろばん）」などと表現されるように、数学は国語と並んで、日常生活や大学におけるあらゆる学修の基礎となる内容を学ぶ教科であるとされる。
- 中央教育審議会答申（平成26年12月）において、高等学校では、事象を式で数学的に表現することに課題があると指摘している。このため、様々な事象と数式、図表やグラフ等の数学的な表現を関連付けること（事象を基に数学的な表現を

行ったり、数学的な表現を事象に戻してその意味を考察したりすることを含む。)や、問題解決に当たって解決の方向を構想すること等を記述式問題で問うことは、高等学校における指導の改善を促すことにつながる。

<検討経緯>

○ 6(1)の<検討経緯>を参照。数学の場合、平成28年11月の時点においても、「センターが段階別表示、各大学で確認」の案のみ示していたところである。

○ 2回にわたるセンターのモニター調査(フィージビリティ検証)を通じ、大規模共通かつ一斉の選抜試験を想定した記述式問題のモデル問題の作成及び公表に向け、条件設定や採点基準、試験時間等の検証を行った。

モデル問題案は、以下の要件を満たすものとした。

ア. 後述の<評価すべき能力・問題類型等>で示す評価すべき能力測定が可能な問題であること

イ. 短期間での採点が可能な問題であること

ウ. 選抜試験であることから、客観性・公平性を確保した採点が可能な問題であること

エ. 一定の時間内で解答が可能な問題であること

モニター調査を通じ、受検者の解答パターンがある程度限定されており短期間での客観性・公平性を確保した採点が見込めること、数学全体の試験時間は70分程度で収まることなど、上記ア~エの要件等について確認することができた。今後、平成29年度に5万人規模の大規模なプレテストを実施する予定であり、上記の検証項目や採点期間等について更に検証していく。

<出題の範囲>

○ 出題科目「数学I」及び「数学I・A」の両方において、当面、高等学校で共通必修履修科目として設定され、記述式問題の意義が大きい「数学I」の学習内容に関する問題で導入する。

<評価すべき能力・問題類型等>

○ 中教審において検討された数学の問題発見・解決のための思考の過程は、おおむね以下のようにになっている。

- ・ 「問題を数学的に捉える」(日常生活や社会の事象、数学の事象について数学的に捉える)
- ・ 「問題を焦点化する」(数学を活用した問題解決に向けて構想・見通しを立てる)

- ・ 「焦点化された問題を解く」(焦点化した問題を解決する)
 - ・ 「結論の活用」(解決した結果について、解決過程を振り返り、得られた結果を意味づけたり、活用したりすることや、概念を形成したり、体系化したりする)
- 過去の大学入学者選抜の問題を分類すると、おおむね以下のとおりである。
- (1) 「焦点化された問題を解くこと」(数学的に処理すること等によって、数値等の解答を得る)
 - (2) 「問題を焦点化すること」(数学的な処理を行って解決して結果を得るために数式、図表、グラフなどで表現する)
 - (3) 「問題解決するに当たって把握すべき数学的な事柄・事実や、問題解決に向けた構想を立てることなどの問題解決の方略を表現すること」
 - (4) 「問題解決のプロセス全体を表現すること」(いわゆる証明問題など)

作問検討チームでは、これらの分析を踏まえ、大規模共通試験の実現可能性等を併せて検討を行い、共通テストの記述式問題として、上記の(1)(2)に加え、(3)について条件付記述式として出題することとした。なお、数学の問題は、複数の解法が存在する場合があるため、当面は(4)は出題せず、引き続き個別選抜で問うことが望ましいとされた。

- 素材選定の工夫の例としては、次のようなものが考えられる。
- ・ 数学的な事象を扱ったもの
 - ・ 日常生活、社会事象を扱ったもの
 - ・ 図表やグラフなどを用いて考えたことが解答の前提となる問題

<出題・採点方法>

- 問題数は3問程度とする。大問の中にマークシート式問題と記述式問題を混在して出題し、試験時間はマークシート式と合わせて70分程度とすることを想定している。
- 採点方法については、国語と同様の方式を想定している。

7. 英語の4技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。
- 具体的には、以下の方法により実施する。
 - ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。）、その試験結果及びCEFR（※）の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定試験の実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを促す。
 - ※ CEFR…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning , teaching , assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。
 - ② 国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。
 - ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月～12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付することとする。
 - ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
 - ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努める。
- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。

<英語4技能評価の必要性>

- グローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっており、現行の高等学校学習指導要領（平成25年度～）では、授業は英語を用いて行うことを基本とし、英語4技能を総合的に育成することが求められている。

また、次期学習指導要領では、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、外国語の能力を総合的に評価するCEFR等を参考に、段階的な「国の指標形式の目標」を設定するとともに、統合的な言語活動を一層重視することとしている。

- 大学入学者選抜においては、このような高等学校段階の「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能の総合的な育成を一層促すとともに、その能力を適切に評価できるようにすることが必要であり、このことは、グローバル人材育成の取組など、大学教育改革にも寄与することにもなる。

<資格・検定試験の活用の必要性>

- センター試験では、従来、コミュニケーション能力を重視した出題範囲の設定（平成9年度～）や、リスニングの導入（平成18年度～）等に取り組んできたが、大卒では「読む」「聞く」の能力を中心に選択式で問うものとなっている。

また、「話す」「書く」について、50万人規模での一斉実施のための環境整備等の観点から、現行のセンター試験のように、大規模、同日に一斉に試験を実施することは困難である。

- 一方、民間の資格・検定試験は、英語4技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評価が定着している。高等学校教育や大学の初年次教育の場でも活用が進み、推薦・AO入試を中心に大学入学者選抜にも活用されている。

（参考）・大学生の高校生時の英語資格・検定試験の受検状況

約37%（約23万人（推計））（H27文部科学省委託調査より）

・大学入学者選抜において英語資格・検定試験を活用している大学（H27年度）

国立大学では、推薦入試17.1%、AO入試14.6%、一般入試7.3%

私立大学では、推薦入試30.7%、AO入試21.2%、一般入試6.4%

- 本件に関連して、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について(通知)」(平成27年3月31日文部科学省初等中等教育局長・高等教育局

長通知)においても、高等学校や大学等における資格・検定試験の活用を奨励しているところである。

さらに、最終報告でも、「民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討する」とされている。

- これらを踏まえ、大学入学者選抜において、資格・検定試験を積極的に活用することにより、「話す」「書く」を含む英語4技能評価を推進することが有効である。また、このことにより、高等学校までの段階における授業の改善を促進することが期待される。

<検討経緯>

- 英語の有識者等の協力を得て英語4技能実施企画部会を設置し、専門的な検討を進めるとともに、検討・準備グループにおいても重点的に審議を行うなど、英語の資格・検定試験の活用の具体化に向けた検討を進めた。
- 公平性・公正性の観点を含め、民間の資格・検定試験の活用の実現可能性について、主な資格・検定試験団体から詳細な聞き取りなどを実施し、具体化に向けた検討を進めた。
- 関係団体、有識者等に実施方針案（文部科学省「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」（平成29年5月））を示し、意見を求めた。同時に意見募集の手続を行った。
特に、資格・検定試験を活用する場合の共通テストの英語試験の取扱いに関する以下の2案について、いずれの案とすべきかについて意見を求め、検討を行った。

《A案》

平成32年度以降、共通テストの英語試験を実施しない。英語の入学者選抜に認定試験を活用する。

《B案》

共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

○ 上記2案に対して提出された意見としては、英語の4技能を評価することについては総論として賛同するものが多い一方で、B案としつつ共通テストとして英語試験の継続実施を強く要望する意見（全国高等学校長協会）や、共通テスト英語試験の廃止は認定試験の実施・活用状況を検証した上で判断すべきとする意見（国立大学協会）、導入時期も含め慎重な検討を促す意見（都道府県教育長協議会）など、A案に否定的で、かつ、共通テストで英語を継続して実施すべきとする意見が多かった。

○ このような意見を踏まえ、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

この際、英語4技能評価が、早期に多くの大学で実施されることが望ましいことから、各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努めるものとする。また、共通テストの出題内容について、英語4技能評価の必要性を踏まえ、必要な改善を行うとともに、その配点等のバランスについても、プレテスト等の実施を通じた検討を行うこととする。

<大学における活用の在り方>

○ 各大学の個別選抜においては、認定試験の段階別評価の結果について、例えば、

- ・ 出願資格
- ・ 試験免除
- ・ 得点加算
- ・ 総合判定の一要素

などの方法で活用することが考えられる。また、文部科学省として、活用事例を複数例示するなど活用を促していく。

成績表示は各認定試験の試験結果のほか、CEFRに対応した段階別評価により各大学に提供していく。

○ 認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮してなるべく多くの認定試験を対象として活用するよう各大学に依頼する。

<資格・検定試験の認定>

○ 学習指導要領との整合性については、「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する。

- 採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質の確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める。

あわせて、信頼性向上に対する改善努力を定期的に公表することを求める。

- 異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準等がC E F Rと対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める。

C E F Rと各資格・検定試験との対照表の向上のための検証を継続的に実施する。

<試験結果の集約・提供>

- 現在、センターが大学に対して行っている成績提供業務の一環として、以下のとおり認定試験の結果をセンターに一元的に集約し、大学に提供する。

- ・ 受検者は、認定試験出願時に、センターへ自らの成績を送付することを認定試験実施団体に依頼。認定試験実施団体は、依頼を受けた受検者の成績をセンターに送付。
- ・ センターは、大学からの請求に基づき、共通テストの成績とともに認定試験の成績を大学に提供。

- これにより、

- ①一括した成績提供による大学、受検者、認定試験実施団体の各手続の簡素化とセキュリティリスクの軽減
- ②成績受領フォーマットの統一による大学における成績集計の事務コストの削減
- ③センターがデータを蓄積することによる改善、様々な検証が可能となる。

- 実施場所・体制の確保

- ・ 各認定試験について、できる限り、センター試験と同等以上の実施場所を確保できるよう、試験団体と調整を図る。また、実施期日・回数については、毎年度4月～12月の間に、全都道府県で複数回実施することを求める。
- ・ 採点者、試験監督者等必要となる人員の質・量を確保することを求める。
(例えば、会場ごとに、認定試験団体が一定の資格を有する試験監督者等を派遣。高校教員にも協力を求める場合は、研修の実施や誓約書の提出等を求めるなど。)
- ・ 各認定試験実施団体に、障害のある受検者への配慮として、認定試験の実施に当たり、合理的配慮として適切な手段を提供することを求める。

- ・ 資格・検定試験については、主に各試験団体において資格・検定試験に対する自己評価がなされており、また、現在、第三者機関による評価の在り方についても検討されていることから、これらの効果的な活用の在り方も検討する。

○ 検定料

- ・ 受検者の負担が極力増えないよう、大学受検者全体に対する抑制に加え、低所得者世帯の受検者等の検定料減免等の配慮を求める。

<受検期間・回数>

- 受検者の負担、高等学校教育への影響（例：早期から認定試験対策に追われるとの懸念）の一方、受検機会の複数化の観点も考慮し、一定の回数制限を設けることが適当である。このため、各大学に送付する試験結果は、高校3年生の4月～12月の2回までとする。

有効期限の取扱いや既卒者の対応については、今後、検討する。

- なお、今後、認定試験では十分に対応できない受検者（例えば、障害のある受検者の一部など）への対応について、取扱いを検討する。

※ 認定、成績収集・提供の詳細なシステムの設計や参加要件は、本実施方針の公表後、更に高等学校・大学関係団体や資格・検定団体等との調整を進め、その後、センターが各資格・検定団体からの認定申請を受けて審査し、認定した資格・検定試験を公表する。

※ 英語以外の外国語の試験については、平成35年度までは、英語と同様、共通テストにおいて実施する。

8. マークシート式問題の見直し

○ 思考力・判断力・表現力を一層重視した作問への見直し

次期学習指導要領の方向性を踏まえ、各教科・科目の特質に応じ、より思考力・判断力・表現力を重視した作問となるよう見直しを図る。

○ 最終報告を踏まえ、マークシート式問題について、各教科・科目の特質や難易度を含む識別力の観点も踏まえつつ、思考力・判断力・表現力等を一層重視した作問への見直しを図るため、特に次のような点に留意して作問の工夫・改善に努める。

- ・ 出題者が問題文で示した流れに沿って解答するだけでなく、問題解決のプロセスを自ら選択しながら解答する部分が含まれるようにする
- ・ 複数のテキストや資料を提示し、必要な情報を組み合わせ思考・判断させる
- ・ 分野の異なる複数の文章の深い内容を比較検討させる
- ・ 学んだ内容を日常生活と結びつけて考えさせる
- ・ 他の教科・科目や社会との関わりを意識した内容を取り入れる
- ・ 正解が一つに限られない問題とする
- ・ 選択式でありながら複数の段階にわたる判断を要する問題とする
- ・ 正解を選択肢の中から選ばせるのではなく必要な数値や記号等をマークさせる

○ 学習指導要領の趣旨・内容との連携をよりの確に確保するとともに、評価すべき能力や作問の構造を実際の作題に確実に反映するため、センターにおいては、高等学校関係者や、高等学校教育の実態をよく把握している大学教員等を積極的に作問委員として委嘱するなど、作問方針や体制の抜本的な見直しを図る。

9. 結果の表示

(1) マークシート式問題

各大学において、入学者受入れ方針に応じたきめ細かい選抜に活用できるよう、大学のニーズも踏まえつつ、現行の大学入試センター試験よりも詳細な情報を大学に提供する。

提供する情報の内容については、以下の事項を含め、今後、プレテスト等の状況も踏まえつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。

- ・ 設問、領域、分野ごとの成績
- ・ 全受検者の中での当該受検者の成績を表す段階別表示

(2) 記述式問題

設問ごとに設定した正答の条件（形式面・内容面）への適合性を判定し、その結果を段階別で表すことなどについて検討する。

結果の表示の仕方については、国語、数学の科目特性や試験問題の構成の在り方も踏まえ、プレテスト等を通じて明確化する。

※ 上記(1)(2)に関し、大学が指定した教科・科目については、全ての間の結果の活用を求める。

- 結果表示については、テストの全体設計を踏まえた成績表示の具体的内容、項目、表示方法等について、科目特性や試験問題の構成の在り方、大学のニーズなどを踏まえつつ、段階別評価について、プレテスト等を通じて明確化していく。
- また、各大学が、合否判定を行う際に、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて得点比重をかけることができるような情報を提供する。
- 現行のセンター試験の国語における古典の取扱いとして、「近代以降の文章」「古文」「漢文」の3分野を別々に成績提供しているが、以下の点を踏まえ、今後、「国語」として一括して成績提供することを検討する。
 - ① 平成25年度からの高等学校学習指導要領では、古典を含む国語総合が、すべての高校生が共通に履修する「共通必修科目」として設定されていること。
 - ② 試験時間の不平等を解消する必要があること。※古典を課さない大学の受検者の場合、「国語」の試験時間内で、大問4問中2問のみを解答すれば良いことになる。

- ③ 古文や漢文と現代文の融合問題等の作題の工夫が可能となること。
- 記述式問題について、正答の条件（形式面・内容面）への適合性を判定し、その結果を複数段階（例えば、3～5段階程度）で表示することを想定している。引き続き、プレテスト等を通じ、問題の内容等に応じて明確化する。
- 今後、各大学が多面的・総合的な評価を実施するためには、マークシート式問題、記述式問題、英語4技能評価、調査書や面接など多様な指標を用いた選抜を行うことになることから、文部科学省において、各指標を組み合わせるための参考指針を提供する。

10. 実施期日等

- 共通テストの実施期日は、1月中旬の2日間とする。
- マークシート式問題と国語、数学の記述式問題は同一日程で、当該教科の試験時間内に実施する。
- 成績提供時期については、現行の1月末から2月初旬頃の設定から、記述式問題のプレテスト等を踏まえ、1週間程度遅らせる方向で検討する。

○ 記述式問題の導入に伴い、試験実施期日を12月に早める案も検討したが、この案に対しては、全国高等学校長協会から、受検までに学習指導要領に示された学習内容を終了させることが困難であること、多様な教育活動（学校行事や部活動）を行うことが困難になることといった懸念が示された（「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の実施時期について」（平成28年10月））。

○ これを踏まえ、共通テストの実施期日は、高等学校における教育活動への影響に配慮し、従来と同様の1月中旬の2日間とする。

マークシート式問題と国語、数学の記述式問題は同一日程で、当該教科の試験時間内に実施する。

○ 成績提供時期については、採点期間を確保することから、プレテストの実施状況等を踏まえつつ、現行の1月末から2月初旬頃（※）から、1週間程度遅らせることを検討する。

※平成29年度入試の場合、「私立1月31日」「国公立2月2日」

11. その他

- 出題教科・科目の試験時間、実施期日・成績提供時期、実施上の配慮事項（試験場の割当て、障害等のある受検者に対する配慮、再試験・追試験の実施）、実施方法等に関する要項（時間割、検定料、成績の本人への通知等）の具体的な取扱いについては、プレテストの結果等を通じて引き続き検討し、今後、実施大綱（平成31年度初頭目途に策定・公表予定）のほか、適切な時期に順次公表する。

なお、共通テストの検定料については、英語の資格・検定試験を活用することも踏まえ、受検者の経済的負担に配慮して所要の検討を行う。

障害のある受検者に対しては、引き続き合理的な配慮を行う。

- プレテストの実施内容と今後のスケジュールは別表2のとおり。

なお、プレテストを通じて共通テストにおける試験問題の検討を行い、その検討結果を公表する。

※ CBTの導入については、引き続きセンターにおいて、導入に向けた調査・検証を行う。平成29年度については、問題素案の集積方法の検討及び集積等を行う。

この成果も踏まえ、平成36年度以降の複数回実施の実現可能性を検討する。

- 出題教科・科目の試験時間（記述式の問題構成を含む）、実施期日・成績提供時期、検定料、成績の本人通知の内容等は、プレテスト等の結果も踏まえ検討し、実施大綱（実施年度の前年）及び実施要項（実施年度）において示す。

- 共通テストの検定料については、記述式問題の導入に伴う負担増もあわせて勘案しながら、今後、例えば、以下のような負担の軽減策を検討する。

（例）

- ・ 認定試験による評価に移行した大学の受検のためには、共通テストの英語を受検する必要がない場合が生じることから、英語の受検をしない者について、共通テストの検定料を減額。
- ・ 低所得世帯に対する共通テストの検定料の減免制度の導入。

など

- 平成30年度に共通テストと同様の形式でプレテストを実施することを踏まえ、平成29年度は、そのための検証も含めたテストを実施する。その他、CBTの導入に向けた検討を行う。

【平成29年度】

- ・テストの実施内容等に関する検討
- ・記述式問題を含む試験問題の作成・検証・分析
- ・プレテスト用テスト実施システムの構築
- ・採点支援技術の構築・検証
- ・テストの実施・採点に向けた運営や採点の体制の構築
(記述式問題：各5万人規模、マークシート問題：各数千人規模)

【平成30年度】

- ・実施体制、採点体制等について、共通テストを想定した形式でプレテストを実施。

【平成31年度】

- ・平成30年度の実施結果を踏まえ、改善すべき内容等を把握の上、必要に応じて更にテストを実施。

- 平成32年度から共通テストを円滑かつ着実に導入する。

別表1 出題教科・科目

教科等	出題科目	出題方法等	備考
国語	『国語』	「国語総合」の全ての内容を出題範囲とする。	『国語』の出題には記述式問題を含む(古文、漢文を除く。)
地理歴史	「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」	左記の6科目は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。	
公民	「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 『倫理, 政治・経済』	「現代社会」、「倫理」及び「政治・経済」はそれぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。 『倫理, 政治・経済』は、「倫理」と「政治・経済」を総合した出題範囲とする。	
数学	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学A』 「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学B』	「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。 『数学Ⅰ・数学A』は、「数学Ⅰ」と「数学A」を総合した出題範囲とする。 ただし、「数学A」については、「場合の数と確率」「整数の性質」「図形の性質」の3項目の内容のうち2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 『数学Ⅱ・数学B』は、「数学Ⅱ」と「数学B」を総合した出題範囲とする。 ただし、「数学B」については、「数列」「ベクトル」「確率分布と統計的な推測」の3項目の内容のうち2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。	「数学Ⅰ」及び『数学Ⅰ・数学A』の出題には記述式問題を含む。「数学Ⅰ」・『数学Ⅰ・数学A』の記述式問題の出題範囲は、「数学Ⅰ」とする。
理科	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」 「物理」 「化学」	左記の8科目は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。	

	「生物」 「地学」		
外国語	『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』	『英語』は、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「英語表現Ⅰ」を出題範囲とする。 『英語』以外の外国語科目は、英語(リスニングを除く。)に準ずる。	『英語』はリスニングを含む。
専門学科に関する科目	『簿記・会計』 『情報関係基礎』	『簿記・会計』は、「簿記」及び「財務会計Ⅰ」を総合した出題範囲とし、「財務会計Ⅰ」については、株式会社の会計の基礎的事項を含め、「財務会計の基礎」を出題範囲とする。 『情報関係基礎』は、専門教育を主とする農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報及び福祉の8教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。	

(注1) 「 」 『 』 内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 「 」 で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、
『 』 はそれ以外の科目を表す。

大学入試英語成績提供システム 参加要件

平成 29 年 11 月 1 日
大学入試センター理事長裁定

第 1 趣旨

大学入試英語成績提供システム（以下「成績提供システム」という。）への参加に必要な要件については、「大学入試英語成績提供システム」運営要項（平成 29 年理事長裁定）に定めるもののほか、この要件に定めるところによる。

第 2 総則

この要件は、理事長が成績提供システムへの参加を認めるに当たって必要となる要件を示すものである。

要件の具体的内容については、次のとおりとする。

第 3 資格・検定試験実施主体に関する要件

- 1 資格・検定試験実施主体（以下「実施主体」という。）が法人（外国におけるこれに相当する者を含む。）であること。
- 2 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 継続性のある組織・経営体制であり、次の（1）及び（2）を満たしていること。
 - （1）債務超過でないこと。
 - （2）事業運営に必要な資力を有していること。
- 4 次の（1）又は（2）を満たし、個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていること。
 - （1）法人として、又は受検生の個人情報を扱う全ての事業単位において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の認証を受けていること。

いずれも行っていない個別の試験会場における個人情報については、実施主体が保護すること。
 - （2）外国の実施主体については、当該国の個人情報保護に関する制度に鑑みて 4 の（1）に準ずる個人情報の管理体制であること。

第4 資格・検定試験に関する要件

- 1 日本国内において、原則として、申請日の時点において2年以上、英語に係る資格・検定試験が広く実施されている実績があること。
ただし、既に英語に係る資格・検定試験の実績がある実施主体において同一試験と認められる範囲での試験内容の変更を行う場合や、同実施主体において新たな試験を開発する場合には、独立行政法人大学入試センター大学入試英語成績提供システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議により、基礎となる資格・検定試験で得られた知見の活かされ方を勘案し、実績が2年に満たない場合であっても参加を可能とする場合がある。
- 2 日本国内において広く高校生の受検実績や大学入学者選抜に活用された実績があること。
ただし、既に英語に係る試験の実績がある実施主体において同一試験と認められる範囲内での試験内容の変更を行う場合や、同実施主体において新たな試験を開発する場合には、運営委員会の審議により、基礎となる試験で得られた知見の活かされ方を勘案し、受検・活用実績にかかわらず参加を可能とする場合がある。
- 3 1回の試験で英語4技能の全てを極端な偏りなく評価するものであること。
また、技能別の成績をセンターに提供することが可能であること。
ただし、4技能を極端な偏りなく評価している試験であって、テスト設計上、4技能別の成績を示すことができない場合には、4技能別の成績表示に最も近い方法で成績を提供することが可能であること。
- 4 高等学校学習指導要領との整合性が図られていること。
- 5 CEFR（Common European Framework of Reference for Languages）（ヨーロッパ言語共通参照枠）との対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等が公表されており、実施主体においてその対応関係を検証していく体制が整っていること。
- 6 毎年度4月から12月までの間に複数回の試験を実施すること。
当該複数回の試験は、原則として、毎年度全都道府県で実施すること。
ただし、当分の間、受検希望者が著しく少ない地域では、近隣の複数県を併せた地域で合同実施することができる。この場合であっても、全国各地の計10か所以上で複数回の試験を実施していることを要するものとする。
その試験に申し込んだ受検希望者の受検機会の確保に努めること。
- 7 経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること。

- 8 障害等のある受検生への合理的配慮をしていることを公表していること。
- 9 試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること。
その際、次の（１）及び（２）の要件を満たしていること。
- （１） 会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと。
それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこと。
- （２） 受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと。
- 10 採点の質を確保するための方策を公表していること。
- 11 不正、情報流出等の防止策及び不測の事態発生時の対処方策を公表していること。
- 12 データの管理・提供について、次の（１）～（７）の内容が可能であること。
- （１） センターが発行する ID を用いて、受検生を特定できるデータをセンターに提供すること。
- （２） センターへの成績送付の対象は、依頼を受けた年の 12 月末までにセンターにデータを提供できる実施回とし、成績提供が可能な時期についてあらかじめ公表すること。
- （３） 受検生よりセンターへ送付することを依頼された試験の成績については、受検生への結果通知後、速やかにセンターにデータを提供すること。
- （４） 成績については、スコア（バンド表示も含む。）並びに CEFR の段階別成績表示及び合否（判定している場合）のデータをセンターに提供すること。
- （５） 成績については、オンラインでデータをセンターに提供すること。
- （６） 受検生よりセンターに成績を送付することを依頼された試験が不成立だった場合は、そのことが識別できるデータをセンターに提供すること。
- （７） 受検生よりセンターへ送付することを依頼された試験の成績に係るデータを扱うため、IP アドレス固定のパソコンを用意すること。

第5 情報公開、第三者評価等の要件

- 1 試験の内容、実施体制及びテストの信頼性・妥当性等について、第三者機関による評価又は第三者が参画する厳格な自己評価が行われていること。
- 2 本参加要件の第3から第5の1に記された要件に係る情報を可能な限り公表していること。

第6 その他

- 1 成績提供システムへの参加に当たっては、別に定める協定書等を遵守すること。
- 2 本参加要件及び別に定める協定書等で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに理事長に提出するとともに、これに係る状況を公表すること。
理事長は、改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ当該試験についてシステムへの参加を取り消すものとする。
改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。

附則

この裁定は、平成29年11月1日から施行する。

大学入学共通テスト実施方針（追加分）

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞
 - ①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
 - ②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように扱うこととする。

大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定に当たっての考え方

大学入学共通テスト実施方針については、平成 29 年 7 月に公表したところであるが、別途、検討が必要な内容等について、引き続き、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループにおいて、検討を進めてきたところ。

このたび、検討・準備グループにおける議論等を踏まえ、大学入学共通テストの実施方針（追加分）を取りまとめた。各項目についての考え方等は以下のとおり。

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞

 - ①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
 - ②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないよう取り扱うこととする。

<追加が必要とされた経緯と理由>

- 別紙のとおり、大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）（以下「実施方針」という。）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センター（以下「センター」という。）が確認し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしている。
- これらを踏まえ、センターにおいて、大学入学者選抜における資格・検定試験の活用を支援するための仕組みとして設けられる「大学入試英語成績提供システム」への参加要件が取りまとめられ（平成 29 年 11 月）、申込みのあった資格・検定試験に係る参加要件の確認結果が平成 30 年 3 月に公表された。
- この参加試験について、大学に提供される試験結果は、受検者の負担、高等学校教育への影響や受検機会の複数化の観点も考慮し、実施方針において、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回までとしているところである。
- 参加試験の実施時期・回数については、すでに一定の成績を得た生徒について、その結果が使えないのは生徒にとって二重の負担であり、高校 3 年時の受検結果に代えて利用可能とすべきとの指摘もなされているところである。また、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回までの試験を受検できない事情のある生徒への配慮も必要である。
- このような指摘を踏まえ、参加試験の実施時期・回数については高校 3 年生の 4 月から 12 月の 2 回までの試験の活用を原則としつつも、高校の学びに支障がない範囲で、負担を軽減すべき特別な理由がある生徒については、例外措置として、高校 2 年生における一部の試験結果 1 回分を高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回分に代えて活用することができることとした。

なお、2020 年度に実施される 2021 年度大学入学者選抜については、この場合に活用が認められる試験には、参加試験と同種同名の試験で「大学入学英語成績提供システム参加要件」に示す試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための要件を満たし、2019 年度に実施される資格・検定試験を含むものとする。

ここで「高校の学びに支障がない」こと及び「負担を軽減すべき理由」については、学校長が認めることを前提とした上で、①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情がある場合や、②離島・へき地に居住または通学する場合という、負担軽減の観点から真にやむを得ない場合に限ることとする。

- さらに、高等学校3年間の英語教育を充実したものとする観点から、通常高等学校の英語の授業を超える水準に到達していると認められる試験結果を要件とすることとし、大学入学共通テストの試行調査で検討されている難易度を踏まえ、これを「CEFRのB2以上」とする。
- この例外措置については、そもそも負担を軽減すべき特別な理由の有無に関わらず、学習指導要領に沿って英語4技能の学習を続けてきた高校生のために2年時までにおける参加試験での一定以上の成績は全て利用可能とするのが当然、との意見（日本私立中学高等学校連合会）もあったが、基本方針で定めた原則、受検者の負担や高等学校教育への影響（例：早期から資格・検定試験対策に追われるとの懸念）を考慮し、家庭や居住地に関し負担を軽減すべき事情のある生徒に限定して認めることとしたものである。
- また、受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者も、受検生の意思によらず受検機会が制限される場合があることから、受検年度の4月から12月の間に受検した参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができることとした。
- これらの例外措置を受けようとする者は、通常受検期間である高校3年の4月から12月の2回の試験の受検前に必要な手続きに沿ってセンターに申し入れることとする。
- この他、病気等のやむを得ない事情により高校3年の4月から12月に受検できなかった場合など受検生の意思によらず受検機会を得ることができない者であって、特別に配慮すべきとされた者も、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができることとした。
- なお、実施方針において、今後検討するとされていた既卒者の成績については、高等学校教育への影響がないため、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果も提供できるものとし、大学の判断により活用することができることとした。各大学においては、受検年度の結果のみ活用することも当然可能である。なお、この既卒者が受検年度または受検年度の前年度に一定期間海外に在住していた場合には、当該時期に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を提供することができることとする。
- さらに、障害のある受検生については受検機会が奪われることがないよう、これらの措置に限らず、例えば、聴覚障害のある受検生のスピーキングやリスニングの参加試験の結果の扱いについて、各大学が、受検生の障害の程度を把握することなどにより、不利益が生じないようにすることとする。

大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方（平成 29 年 7 月）（抜粋）

7. 英語の 4 技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。
- 具体的には、以下の方法により実施する。
 - ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。）、その試験結果及び C E F R（※）の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定試験の実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを促す。
 - ※ C E F R…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning , teaching , assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。
 - ② 国は、活用の参考となるよう、C E F Rの段階別成績表示による対照表を提示する。
 - ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校 3 年の 4 月～12 月の間の 2 回までの試験結果を各大学に送付することとする。
 - ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成 35 年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
 - ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語 4 技能を総合的に評価するよう努める。
- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。

<英語4技能評価の必要性>

- グローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっており、現行の高等学校学習指導要領（平成25年度～）では、授業は英語を用いて行うことを基本とし、英語4技能を総合的に育成することが求められている。

また、次期学習指導要領では、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、外国語の能力を総合的に評価するCEFR等を参考に、段階的な「国の指標形式の目標」を設定するとともに、統合的な言語活動を一層重視することとしている。

- 大学入学者選抜においては、このような高等学校段階の「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能の総合的な育成を一層促すとともに、その能力を適切に評価できるようにすることが必要であり、このことは、グローバル人材育成の取組など、大学教育改革にも寄与することにもなる。

<資格・検定試験の活用の必要性>

- センター試験では、従来、コミュニケーション能力を重視した出題範囲の設定（平成9年度～）や、リスニングの導入（平成18年度～）等に取り組んできたが、大枠では「読む」「聞く」の能力を中心に選択式で問うものとなっている。

また、「話す」「書く」について、50万人規模での一斉実施のための環境整備等の観点から、現行のセンター試験のように、大規模、同日に一斉に試験を実施することは困難である。

- 一方、民間の資格・検定試験は、英語4技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評価が定着している。高等学校教育や大学の初年次教育の場でも活用が進み、推薦・AO入試を中心に大学入学者選抜にも活用されている。

(参考) ・大学生の高校生時の英語資格・検定試験の受検状況

約37%（約23万人（推計））（H27文部科学省委託調査より）

・大学入学者選抜において英語資格・検定試験を活用している大学（H27年度）

国立大学では、推薦入試17.1%、AO入試14.6%、一般入試 7.3%

私立大学では、推薦入試30.7%、AO入試21.2%、一般入試 6.4%

- 本件に関連して、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について(通知)」(平成27年3月31日文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知)においても、高等学校や大学等における資格・検定試験の活用を奨励しているところである。

さらに、最終報告でも、「民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討する」とされている。

- これらを踏まえ、大学入学者選抜において、資格・検定試験を積極的に活用することにより、「話す」「書く」を含む英語4技能評価を推進することが有効である。また、このことにより、高等学校までの段階における授業の改善を促進することが期待される。

<検討経緯>

- 英語の有識者等の協力を得て英語4技能実施企画部会を設置し、専門的な検討を進めるとともに、検討・準備グループにおいても重点的に審議を行うなど、英語の資格・検定試験の活用の具体化に向けた検討を進めた。
- 公平性・公正性の観点を含め、民間の資格・検定試験の活用の実現可能性について、主な資格・検定試験団体から詳細な聞き取りなどを実施し、具体化に向けた検討を進めた。
- 関係団体、有識者等に実施方針案（文部科学省「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」（平成29年5月））を示し、意見を求めた。同時に意見募集の手続を行った。

特に、資格・検定試験を活用する場合の共通テストの英語試験の取扱いに関する以下の2案について、いずれの案とすべきかについて意見を求め、検討を行った。

《A案》

平成32年度以降、共通テストの英語試験を実施しない。英語の入学者選抜に認定試験を活用する。

《B案》

共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

- 上記2案に対して提出された意見としては、英語の4技能を評価することについては総論として賛同するものが多い一方で、B案としつつ共通テストとして英語試験の継続実施を強く要望する意見（全国高等学校長協会）や、共通テスト英語試験の廃止は認定試験の実施・活用状況を検証した上で判断すべきとする意見（国立大

学協会)、導入時期も含め慎重な検討を促す意見(都道府県教育長協議会)など、A案に否定的で、かつ、共通テストで英語を継続して実施すべきとする意見が多かった。

- このような意見を踏まえ、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

この際、英語4技能評価が、早期に多くの大学で実施されることが望ましいことから、各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努めるものとする。また、共通テストの出題内容について、英語4技能評価の必要性を踏まえ、必要な改善を行うとともに、その配点等のバランスについても、プレテスト等の実施を通じた検討を行うこととする。

<大学における活用の在り方>

- 各大学の個別選抜においては、認定試験の段階別評価の結果について、例えば、
 - ・ 出願資格
 - ・ 試験免除
 - ・ 得点加算
 - ・ 総合判定の一要素

などの方法で活用することが考えられる。また、文部科学省として、活用事例を複数例示するなど活用を促していく。

成績表示は各認定試験の試験結果のほか、CEFRに対応した段階別評価により各大学に提供していく。

- 認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮してなるべく多くの認定試験を対象として活用するよう各大学に依頼する。

<資格・検定試験の認定>

- 学習指導要領との整合性については、「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する。

- 採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質の確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める。

あわせて、信頼性向上に対する改善努力を定期的に公表することを求める。

- 異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準等がC E F Rと対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める。

C E F Rと各資格・検定試験との対照表の向上のための検証を継続的に実施する。

<試験結果の集約・提供>

- 現在、センターが大学に対して行っている成績提供業務の一環として、以下のとおり認定試験の結果をセンターに一元的に集約し、大学に提供する。
 - ・ 受検者は、認定試験出願時に、センターへ自らの成績を送付することを認定試験実施団体に依頼。認定試験実施団体は、依頼を受けた受検者の成績をセンターに送付。
 - ・ センターは、大学からの請求に基づき、共通テストの成績とともに認定試験の成績を大学に提供。

- これにより、
 - ①一括した成績提供による大学、受検者、認定試験実施団体の各手続の簡素化とセキュリティリスクの軽減
 - ②成績受領フォーマットの統一による大学における成績集計の事務コストの削減
 - ③センターがデータを蓄積することによる改善、様々な検証が可能となる。

- 実施場所・体制の確保
 - ・ 各認定試験について、できる限り、センター試験と同等以上の実施場所を確保できるように、試験団体と調整を図る。また、実施期日・回数については、毎年度4月～12月の間に、全都道府県で複数回実施することを求める。
 - ・ 採点者、試験監督者等必要となる人員の質・量を確保することを求める。
(例えば、会場ごとに、認定試験団体が一定の資格を有する試験監督者等を派遣。高校教員にも協力を求める場合は、研修の実施や誓約書の提出等を求めるなど。)
 - ・ 各認定試験実施団体に、障害のある受検者への配慮として、認定試験の実施に当たり、合理的配慮として適切な手段を提供することを求める。
 - ・ 資格・検定試験については、主に各試験団体において資格・検定試験に対する自己評価がなされており、また、現在、第三者機関による評価の在り方についても検討されていることから、これらの効果的な活用の在り方も検討する。

○ 検定料

- ・ 受検者の負担が極力増えないよう、大学受検者全体に対する抑制に加え、低所得者世帯の受検者等の検定料減免等の配慮を求める。

<受検期間・回数>

- 受検者の負担、高等学校教育への影響（例：早期から認定試験対策に追われるとの懸念）の一方、受検機会の複数化の観点も考慮し、一定の回数制限を設けることが適当である。このため、各大学に送付する試験結果は、高校3年生の4月～12月の2回までとする。

有効期限の取扱いや既卒者の対応については、今後、検討する。

- なお、今後、認定試験では十分に対応できない受検者（例えば、障害のある受検者の一部など）への対応について、取扱いを検討する。

※ 認定、成績収集・提供の詳細なシステムの設計や参加要件は、本実施方針の公表後、更に高等学校・大学関係団体や資格・検定団体等との調整を進め、その後、センターが各資格・検定団体からの認定申請を受けて審査し、認定した資格・検定試験を公表する。

※ 英語以外の外国語の試験については、平成35年度までは、英語と同様、共通テストにおいて実施する。

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱
(令和元年6月4日付け 元文科高第106号 文部科学省高等教育局長通知)

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト(以下「令和3年度大学入学共通テスト」という。)の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第1 実施の趣旨

大学入学共通テストは、大学(専門職大学及び短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。))を含む。以下同じ。)への入学志願者を対象に、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、これを利用する各大学(以下「各大学」という。)が共同して実施するものである。

大学入学共通テストでは、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力も重視して評価を行うものとする。各大学は、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するため、それぞれの判断と創意工夫に基づき、これを適切に利用するものとする。

各大学は、大学入学共通テストが、各大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、独立行政法人大学入試センター(以下「大学入試センター」という。)との緊密な連絡体制の下に、試験問題の作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務の遂行等に責任を持って取り組むものとする。

第2 出題教科・科目等

大学入学共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。

第3 各大学における利用

- 1 各大学は、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、大学入学共通テストの利用方法を定めるものとする。
なお、入学志願者が高等学校で学んだ多様な成果を評価できるよう、できるだけ多くの教科・科目を指定することが望ましい。
- 2 各大学において、教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合には、入学志願者が複数の大学を志願し得るように配慮するとともに、高等学校の

専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないように配慮し、特定の1出題科目のみに限定しないようにすることが望ましい。

- 3 各大学は、大学入試センター試験の成績について、過去3年分（平成30年度大学入学者選抜～令和2年度大学入学者選抜）を、令和3年度の大学入学者選抜に利用することができる。

第4 利用に係る通知等

- 1 令和3年度大学入学共通テストから新たに利用しようとする大学や学部（短期大学においては学科。以下同じ。）について、別表2の1の（1）又は（2）に該当する場合、各大学は、大学入学共通テストの出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目名等を、令和2年2月29日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

なお、令和2年度大学入試センター試験を利用した大学や学部が、引き続き令和3年度大学入学共通テストを利用する場合は、この通知を要しない。

令和2年度大学入試センター試験を利用した大学や学部が、令和3年度大学入学共通テストを利用しないこととする場合（一部の学部で利用しなくなる場合を含む。）は、自らの所属する連絡会議（第5の「連絡会議」）に対しあらかじめ通知した上で、令和2年2月29日までに、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

- 2 上記1のほか、令和2年度大学入試センター試験を利用することとなっている大学が、大学の改組等により、令和3年4月に新設しようとする大学や学部において令和3年度大学入学共通テストを利用しようとする場合で、別表2の2の（1）～（3）のいずれかに該当し、同表の2に記載の要件を満たす場合には、令和3年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知することにより、大学入学共通テストを利用することができる。

- 3 令和2年度大学入試センター試験を利用した後に、大学や学部の名称の変更を行った場合で、引き続き令和3年度大学入学共通テストを利用する場合は、各大学は、名称の変更が決定した後速やかに、任意の様式により変更内容について、大学入試センターへその旨通知するものとする。

- 4 各大学は、上記1～3の通知を行った後、その内容について各大学のホームページに掲載する等の方法により、広く一般への情報の提供に努めるものとする。

第5 実施期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、令和3年度大学入学共通テストの実施期日は、令和3年1月16日（土）及び17日（日）とする。
- 2 各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入学共通テストの円滑な実施を図るものとする。

第6 実施上の配慮事項等

- 1 大学入学共通テストの試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。
- 2 障害等のある入学志願者に対しては、障害等の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設営、ICT機器の活用等について適切な配慮を行うとともに、障害等のある入学志願者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。
- 3 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第7 実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この大綱に定めるもののほか、実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する要項を定め、令和2年6月30日までに公表するものとする。

(別表1)

出 題 教 科 ・ 科 目

1 出題教科・科目

教科	出題科目
国 語	『国語』
地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公 民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、『倫理、政治・経済』
数 学	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』、「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』
理 科	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、 「生物」、「地学」
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1) 「 」『 』内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 「 」で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、『 』はそれ以外の科目を表す。

(注3) 『国語』、「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』については、マーク式問題に加え、記述式問題を出題する。

(注4) 外国語『英語』は、リーディング及びリスニングで構成する。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	グループ	出題科目	試験時間
国 語		『国語』	100分
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)
公 民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、 『倫理、政治・経済』	
数 学	①	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』	70分
	②	「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』	60分
理 科	①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」	2科目選択 60分

	②	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、 『中国語』、『韓国語』	『英語』 【リーディング】80分 【リスニング】60分 (うち解答時間 30分) 『ドイツ語』『フランス語』 『中国語』『韓国語』 【筆記】80分

(注1) 国語及び外国語(『英語』を除く。)は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民については、合わせて1試験時間とする。数学及び理科は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は、リーディングとリスニングに試験時間を分けるものとする。

(注2) 国語以外の教科(教科内にグループが設定されている場合は、グループ)については、入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答する。

1. 地理歴史及び公民については、1又は2の出題科目を選択。なお、同一名称を含む科目の組合せを2科目として選択することはできない。
2. 理科については、①及び②のうちから最大3出題科目を選択することとし、具体的には次のとおりとする。
 - A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
 - B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択、並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
3. 上記以外の教科については、1出題科目を選択

(注3) 外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。

(別表2)

令和3年度大学入学共通テスト（令和3年1月実施）を新たに利用する場合に備えるべき要件及び通知の期限等

<p>1 平成31年4月までに開設している大学や学部又は令和2年4月に新設する大学や学部の場合 ※具体的には、以下に該当する場合は通知が必要。</p>	
<p>(1) 令和2年度大学入試センター試験（令和2年1月実施）を利用することとなっている大学の場合 ① 平成31年4月までに開設している学部について、令和3年度大学入学共通テストから新たに利用する場合 ② 令和2年4月に名称変更を行う学部について、令和3年度大学入学共通テストから新たに利用する場合 ③ 令和2年4月に新設する学部について、令和3年度大学入学共通テストから利用する場合 ※上記①～③に関し、当該学部属する一部の学科（短期大学においては専攻課程。以下同じ。）で、令和3年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p>【通知の期限】 令和2年2月29日までに通知すること。</p>
<p>(2) 令和2年度大学入試センター試験を利用することとなっていない大学の場合</p>	
<p>2 令和3年4月に新設する大学や学部の場合 ※令和3年度大学入学共通テストを利用するためには、下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、下の【要件】の(ア)～(エ)の全てを満たす（「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。）ものであることが必要。 ※下記の(1)～(3)に該当しない場合、令和3年度大学入学共通テストを利用することはできず、最速でも令和4年度大学入学共通テスト（令和4年1月実施）からの利用となる。</p>	
<p>(1) 令和2年度大学入試センター試験を利用することとなっている大学が、令和3年4月に新設する学部について、令和3年度大学入学共通テストから利用する場合（「設置認可」され、又は「設置届出」を行っている場合に限る。） ※当該学部属する一部の学科について、令和3年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p>【通知の期限】 令和3年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに通知すること。</p>
<p>(2) 令和2年度大学入試センター試験を利用することとなっている大学を廃止し、令和3年4月に大学を新設する場合で、令和3年度大学入学共通テストから利用する場合</p>	
<p>(3) 令和2年度大学入試センター試験を利用することとなっている大学が、令和3年4月に他大学と統合する場合で、令和3年度大学入学共通テストから利用する場合</p>	

<p>【要件】</p> <p>(ア) : 令和2年7月31日までに「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」のPR活動についての記載事項に沿ってPRを行っていること。ただし、PRの内容には大学入学共通テストの利用方法及び審査継続による保留等で大学入学共通テストの利用ができなかった場合の対応も含むこと。</p> <p>(イ) : 第5により設置された自らの所属する連絡会議に対し、上記(1)～(3)のいずれかの事由による大学入学共通テストの利用を予定している旨を通知していること。</p> <p>(ウ) : 令和3年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、「設置届出」があった日から60日が経過していること。</p> <p>(エ) : 令和3年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に対し、上記(ア)～(ウ)を満たしていることを任意の様式により通知していること。</p>	
--	--

(注) この表における認可及び届出は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条に定める認可及び届出をいう。

別紙様式

令和3年度大学入学共通テストの教科・科目等の利用方法について（大学入学共通テストを新たに利用する大学及び利用する学部の通知）

大学名 (所在地)	〔記入例〕 〇〇大学 (〇〇県〇〇市)
利用する学部・学科（課程、専攻等）名（総入学定員）	〇〇学部〇〇学科（〇〇人）
利用する選抜の対象	一般選抜の定員の一部分について利用 前期 〇〇学科(〇〇人) 後期 〇〇学科(〇〇人)
入学志願者に解答させる教科・科目名	・国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理Bから1）、公民（現社、倫、政経、倫・政経から1）、理（基礎を付した科目から2、物、化、生、地学から1）から2 ・数（数I・数Aと数II・数B、簿、情報から1） ・外（英）
備考	・「国語」「地歴」「公民」「理科」について3教科・科目以上受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用。 ・「理科」について基礎を付した科目は2科目の合計点を1科目の得点とみなす。

記入上の注意

1. 「利用する学部・学科（課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
2. 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入学共通テストの利用について、例えば「一般選抜の定員の一部分について利用」、「総合型選抜について利用」、「学校推薦型選抜、専

門高校・総合学科卒業生入試について利用」、「第2次募集による選抜について利用」等、大学入学共通テストを課す選抜の対象及び募集人員を記入すること。

3. 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、当該学部・学科（課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理B）、公民（現社、倫、政経、倫・政経）、数（数I、数I・数A、数II、数II・数B、簿、情報）、理（物基、化基、生基、地学基、物、化、生、地学）、外（英、独、仏、中、韓）のように略して記入すること。

なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。

令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱

(令和元年 6 月 4 日付け 元文科高第 1 0 6 号 文部科学省高等教育局長通知)

令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システムの運営に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第 1 運営の趣旨

高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、英語の「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 技能（以下「英語 4 技能」という。）を適切に評価するため、大学入学共通テストの枠組みにおいて、現に広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。

独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）は、大学入学者選抜における資格・検定試験の利用を支援するため、大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び資格・検定試験を実施する団体と連携して、「大学入試英語成績提供システム」（以下「成績提供システム」という。）を運営し、成績提供システムに参加する資格・検定試験の成績を大学の要請に基づき、提供する。

第 2 成績提供システムに参加する資格・検定試験

成績提供システムに参加する資格・検定試験（以下「資格・検定試験」という。）及び当該資格・検定試験を実施する団体（以下「資格・検定試験実施団体」という。）は、大学入試センターが決定、公表する。

第 3 各大学における成績提供システムの利用

大学は、入学志願者の英語 4 技能を適切に評価するため、大学入学共通テストの利用の有無にかかわらず、成績提供システムを利用することができるものとする。

なお、成績提供システムを利用する各大学（以下「各大学」という。）は、入学志願者の受験機会や負担に配慮し、利用対象とする資格・検定試験の種類を限定しないことが望ましい。

第4 各大学における成績提供システムの利用に係る通知

令和3年度大学入学者選抜から成績提供システムを利用する大学や学部（短期大学においては学科。以下同じ。）について、当該大学は、利用対象とする資格・検定試験名等を、令和2年2月29日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

第5 資格・検定試験の実施時期等

大学入試センターは、令和3年度大学入学者選抜に係る資格・検定試験について、原則として、入学志願者が令和2年の4月から12月までの期間に、大学入試センターが発行する個人を特定するためのID（共通ID）を記入して受験した2回までの資格・検定試験の成績を、成績提供システムを通じて各大学へ提供するものとする。

資格・検定試験の具体的な実施日時については、資格・検定試験実施団体が別途公表するものとし、大学入試センターのホームページから当該情報を閲覧できるようにする。

第6 配慮事項

各大学は、障害等のある入学志願者の資格・検定試験の成績の取扱いについて、障害等の種類・程度によって不利益が生じないよう十分に配慮するものとする。

第7 利用手続等に関する要項

大学入試センターは、この大綱に定めるもののほか、高等学校及び大学に向けて、利用手続の詳細、成績提供等に関する要項を定め、別途公表するものとする。

別紙様式

令和3年度大学入学者選抜における成績提供システムの利用方法について
(成績提供システムを利用する大学及び利用する学部のお知らせ)

大学名 (所在地)	〔記入例〕 〇〇大学 (〇〇県〇〇市)
利用する学部・学科 (課程、専攻等) 名 (総入学定員)	〇〇学部〇〇学科 (〇〇人)
利用する選抜の対象	一般選抜の定員の一部について利用 前期 〇〇学科(〇〇人) 後期 〇〇学科(〇〇人)
利用対象とする資格・検定試験名	・成績提供システムの対象試験全てを利用する
資格・検定試験の利用方法	・CEFR との対照表の〇以上を出願資格とする。

記入上の注意

- 「利用する学部・学科 (課程、専攻等) 名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
- 「利用する選抜の対象」の欄には、成績提供システムの利用について、例えば「一般選抜の定員の一部について利用」、「総合型選抜について利用」、「学校推薦型選抜、専門高校・総合学科卒業生入試について利用」、「第2次募集による選抜について利用」等、成績提供システムを利用する選抜の対象及び募集人員を記入すること。
- 「利用対象とする資格・検定試験名」の欄には、当該学部・学科 (課程、専攻等) で入学志願者の受験対象とする資格・検定試験名を記入すること。資格・検定試験名については、別途大学入試センターが決定、公表する名称を記入すること。
なお、資格・検定試験全てを利用する場合は、「成績提供システムの対象試験全てを利用する」と記入すること。
- 「資格・検定試験の利用方法」の欄には、「CEFR との対照表の〇以上を出願資格とする」、「加点方式とする」、「出願資格と加点方式を併用する」等の利用方法を記入すること。

各資格・検定試験と CEFR との対照表 (平成 30 年 3 月)

(第 12 回大学入学共通テスト検討・準備グループ資料)

各資格・検定試験と CEFR との対照表

文部科学省 (平成30年3月)

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS	TEAP	TEAP CBT	TOEFL iBT	TOEIC L&R/ TOEIC S&W
C2	230 (230) C2 Proficiency	各級CEFR 開出範囲 (3299)	各試験CEFR 開出範囲 (1400)	9.0 8.5				
C1	199 180 (190) C1 Advanced C1 Proficiency	3299 2600 (180)	1400 1350 (1400)	8.0 7.0	400 375	800	120 95	1990 1845
B2	179 160 (170) B2 First	2599 2300 (160)	1349 1190 (1280)	6.5 5.5	374 309	795 600	94 72	1840 1560
B1	159 140 (150) B1 Preliminary	2299 1950 (140)	1189 960 (1080)	5.0 4.0	308 225	595 420	71 42	1555 1150
A2	139 120 (120) A2 Key	1949 1700 (120)	959 690 (840)		224 135	415 235		1145 625
A1	119 100 (100) 各試験CEFR 開出範囲	1699 1400 (1400)	689 270 (270)					620 320

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対照関係として算出できる能力の範囲の上界と下界

□ は各級合格スコア

○ 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該試験に対応する能力を有していると認定できないことを意味する。

※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として判定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。

※ TOEIC L&R/ TOEIC S&Wについては、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍にして合算したスコアで判定する。

※ 障害等のある受検生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対照関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。

資料 4